

写

平成 30 年

大竹市議会定例会(第5回)会議  
録

大 竹 市 議 会

平成30年12月大竹市議会定例会（第5回）会議録目次

12月 4日開会

12月18日閉会

◎第1日（12月4日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	2
出席議員	-----	2
欠席議員	-----	2
説明のため出席した者	-----	2
出席した事務局職員	-----	3
会期決定について	-----	4
会期日程表	-----	4
一般質問通告表	-----	5
開会（開議）	-----	8
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	8
日程第 2 会期決定について	-----	8
日程第 3 一般質問	-----	8
日程第 4 諮問第 1号		
）（一括）	-----	59
日程第 5 議案第57号		
日程第 6 議案第58号		
）（一括）	-----	61
日程第11 議案第69号		
日程第12 議案第60号		
）（一括）	-----	64
日程第13 議案第61号		
日程第14 議案第64号		
）（一括）	-----	65
日程第15 議案第67号		
日程第16 議案第65号	-----	66
日程第17 議案第68号	-----	68
日程第18 議案第70号		
）（一括）	-----	68
日程第22 議案第74号		
日程第23 認 第11号	-----	72
散 会	-----	73

◎第2日（12月18日）

議事日程	-----	75
会議に付した事件	-----	76
出席議員	-----	76
欠席議員	-----	76
説明のため出席した者	-----	76
出席した事務局職員	-----	77
開議	-----	78
日程第1 会議録署名議員の指名	-----	78
日程第2 認 第 3号		
(一括)	-----	78
日程第9 認 第10号		
日程第10 議案第58号		
(一括)	-----	93
日程第19 議案第70号		
日程第20 議案第64号		
(一括)	-----	103
日程第27 議案第74号		
日程第28 議案第75号	-----	107
閉会	-----	114

平成30年12月  
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

平成30年12月4日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記	
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2		会期決定について		
第 3		一般質問		
第 4	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決	
第 5	議案第 5 7 号	教育委員会委員の任命の同意について	即 決	
第 6	議案第 5 8 号	大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	総務文教付託	
第 7	議案第 5 9 号	一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について		
第 8	議案第 6 2 号	長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について		
第 9	議案第 6 3 号	大竹市工場立地法地域準則条例の制定について		
第10	議案第 6 6 号	広島県市町総合事務組合規約の変更について		
第11	議案第 6 9 号	指定金融機関の指定更新について		
第12	議案第 6 0 号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について		
第13	議案第 6 1 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について		
第14	議案第 6 4 号	大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例及び大竹市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について		生活環境付託 (一 括)
第15	議案第 6 7 号	財産の無償貸付けについて		
第16	議案第 6 5 号	大竹市手すき和紙作業所設置及び管理条例の制定について	総務文教付託	
第17	議案第 6 8 号	工事施行協定の締結について	生活環境付託	
第18	議案第 7 0 号	平成30年度大竹市一般会計補正予算（第3号）	総務文教付託 生活環境付託 (一 括)	
第19	議案第 7 1 号	平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）		
第20	議案第 7 2 号	平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）		
第21	議案第 7 3 号	平成30年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）	生活環境付託	

第22 議案第74号 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計補  
正予算(第1号) 生活環境付託

第23 認 第11号 陳情の取り下げについて 即 決

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 諮問第1号及び日程第5 議案第57号(説明・表決)
- 日程第 6 議案第58号から日程第11 議案第69号(説明・付託)
- 日程第12 議案第60号及び日程第13 議案第61号(説明・付託)
- 日程第14 議案第64号及び日程第15 議案第67号(説明・付託)
- 日程第16 議案第65号(説明・付託)
- 日程第17 議案第68号(説明・付託)
- 日程第18 議案第70号から日程第22 議案第74号(説明・付託)
- 日程第23 認 第11号(表決)

○出席議員(15人)

- |     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 児玉朋也 | 2番  | 小田上尚典 |
| 3番  | 末広和基 | 4番  | 賀屋幸治  |
| 5番  | 北地範久 | 6番  | 西村一啓  |
| 7番  | 和田芳弘 | 8番  | 大井 渉  |
| 9番  | 網谷芳孝 | 10番 | 藤井 馨  |
| 11番 | 山崎年一 | 12番 | 細川雅子  |
| 13番 | 寺岡公章 | 14番 | 田中実穂  |
| 15番 | 山本孝三 |     |       |

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

- |                   |       |      |
|-------------------|-------|------|
| 市                 | 長     | 入山欣郎 |
| 副                 | 市長    | 太田勲男 |
| 教                 | 育長    | 大石 泰 |
| 総                 | 務部長   | 吉岡和範 |
| 市                 | 民生活部長 | 香川晶則 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長     |       | 米中和成 |
| 建                 | 設部長   | 坪浦伸泰 |
| 上                 | 下水道局長 | 高津浩二 |
| 消                 | 防長    | 橋村哲也 |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 |       | 中村一誠 |
| 総務課危機管理監          |       | 吉村隆宏 |
| 企                 | 画財政課長 | 三原尚美 |

保 健 医 療 課 長  
監 理 課 長  
総 務 学 事 課 長

松 重 幸 恵  
豊 原 学  
真 鍋 和 聡

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

中 曾 一 夫  
加 藤 豪

## 会期決定について

平成30年12月大竹市議会定例会（第5回）の会期を、次のとおり定める。

平成30年12月4日提出

大竹市議会議長 児玉朋也

自 平成30年12月4日

15日間

至 平成30年12月18日

## 会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
12. 4	火	本会議		・開会 ・会期決定 ・一般質問 ・一般議案上程（即決・付託） ・散会
5	水	(予備日)		
6	木	休 会	総務文教委員会	付託案件審査 10時～
7	金		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
8	土			
9	日			
10	月		基地周辺対策特別委員会	10時～
11	火			
12	水			
13	木			
14	金			
15	土			
16	日			
17	月			
18	火	本会議		・決算特別委員長報告(表決) ・一般議案委員長報告(表決) ・閉会

平成30年12月大竹市議会定例会(第5回)

一般質問通告表

- 1 2番 小田上 尚 典 議員  
質問方式：一括
- 防災無線の効果的な情報発信方法について**
- ・降雨時や強風時などの気象条件で聞こえにくい場合の対策について
  - ・現在の屋外拡声器の更新計画について
  - ・戸別受信機の拡充計画について
- 発災から復旧にあたっての市民への情報提供方法について**
- ・現状の災害発生時における市民への情報伝達について
  - ・細かい情報を届けることが可能な「臨時災害放送局」の訓練について
- 2 15番 山 本 孝 三 議員  
質問方式：一問一答
- 高すぎる国保料の軽減について**
- 国保事業が県単位に広域化されたが国保料は依然として高く、さらに負担増が心配されます。
- 国保料軽減のため、所帯割・均等割の廃止・縮小を求めます。
- 上下水道事業について**
- いま、水道事業について県主導のもと、広域化が進められています。国会では企業が水道事業の運営ができるとする法改正が成立するようです。水道事業はどうなりますか。
- 3 11番 山 崎 年 一 議員  
質問方式：一問一答
- 米軍機墜落事故の対応を問う。**
- ・「要請文」では米海軍に対しての申し入れを中国四国防衛局に託されました。何故直接申し入れをされなかったのか伺います。
  - ・墜落機は広く大竹市民の上空を飛行しています。とりわけ阿多田島は事故機の飛行ルート直下にあります。原因が究明されるまでは飛行停止や飛行自粛など求められるべきではありませんか。
- 奨学金返済で若者支援を問う。**
- ・奨学生の拡大が進まない中で、奨学金の返済支援で若者支援・定住促進・人口対策に取り組まれませんか。
  - ・奨学金の受給者が年々減少しています。申請者のすそ野を広げ奨学生の拡大で学習支援・若者支援に取り組みませんか。
  - ・滞納の請求手順についてはどのようになりますか、滞納・処分の状況、過去の請求経過等についても伺います。
- 防災危機管理について問います。**
- ・「避難行動要支援者名簿」の整備状況と「避難行動要支援者」の個別計画の策定状



況・今後の計画策定についても問います。

4

12番 細川 雅子 議員

質問方式：一括

**違法公金支出損害賠償請求事件（大願寺裁判）での費用と、今後の議会との向き合い方について**

平成30年11月6日に結審した大願寺裁判は、議会議決をした現役の議員が原告となつて、自ら議会で決めたことを否定する訴えでした。

最高裁判所の判決理由の主旨は

「大竹市議会は、市長が示した鑑定評価額と本譲渡価格が大きく異なる（安い）ことを十分認識したうえで、本件譲渡の必要性和妥当性について審議されたものだから、議会の議決があったと言える。」というものでした。

住民訴訟は地方自治法で保障された住民の権利であり、議会制民主主義において必要な制度だと理解しています。ですから住民が訴訟に踏み切ることは否定しませんし、これに係る費用は民主主義にかかる必要経費です。

裁判費用、弁護士費用、職員の人件費など、本裁判にかかった費用を知るのは私たちの責任かと思えます。

判決では、議会の議決があったというためには、政策決定にかかわる資料が議会に提供されていることが条件だと示されました。市長には議案提出にあたって、審議に必要な資料を積極的に提供していただきたいと思えます。現在上程準備中の大竹市議会基本条例でも、「市長等と議会の関係」の章において、市長による政策等の形成過程の説明を規定しております。資料の提供等について今後はどのようなスタンスで臨まれますか。

①裁判にかかった費用。

②議会への資料提供についての市長のお考え。

以上2点について

お尋ねします。

5

14番 田中 実穂 議員

質問方式：一括

**風疹対策について**

予防接種・抗体検査に助成制度を！

2013年以来減少していた風疹患者が激増している。

予防接種や抗体検査の費用助成をしている自治体が多数あるが、本市の取り組みについて問う。

6

3番 末広 和基 議員

質問方式：一括

**スタートして2期目の固定資産台帳について、整備状況をお聞きします。また、その状況において財務書類の活用への今後の展開を伺います。**

現市長就任以降、直近10年の市行政の成果は大変大きいと感じています。これも有能で真面目な職員の皆様のご努力に加えて、TOPリーダーのマネジメント能力の賜物で

あろうと敬意を表します。

しかし、これからの時代の環境を想定すれば、リーダーの素養に依存するのみではなく、同等の成果を生み出す仕組みの構築を急いでいただく必要が有ると考えます。言い換えれば、コントロール主体の組織からマネジメント主体の組織へと変容する為の施策の一つが新公会計の導入ではないでしょうか。新公会計制度や固定資産台帳の整備加えて新人事評価制度の導入に投入された予算の総額と投入当時に想定した成果物の内容、成果発生時期の目標をお教えてください。取り組みの現状と今後の展開とともに伺います。

7

13番 寺岡公章 議員

質問方式：一問一答

### 学校教育現場での防災・安全教育について

子ども達を守りたい。多くの大人が持つ惻隱の心です。

しかし、いつなん時も子ども達の傍らに大人がいる訳でもないですし、10年20年も経てば共助を支える側として力を発揮してもらえるようになります。そのためには、子どもとはいえ今の内から少しずつでも、まず自助の考え方とスキルを学ぶ場を準備しなければなりません。そうする事で自らの身の安全を確保でき、ひいては周囲を助け、安全へと導く一員へと成長していくと考えます。

本来は家庭での防災・安全意識の向上と定着を願いますが、どうしても温度差が生じます。社会教育の分野では一部で実践活動を行っている事は存じ上げています。また、消防フェアでは子ども向けの体験学習に工夫をこらし、毎年好評を博しています。

では、最も多くの子ども達が共通の一定水準を学ぶ学校教育ではどうなのか。

文部科学省は学習指導要領などを通じ、従来から件名について学校教育に基準を課している事がうかがえます。県教委でも主要施策実施方針にて突っ込んだところまで言及しています。一方、本市教育委員会としての市全体の教育目標には、今のところ具体的な防災・安全教育について明記されていないようです。

市内の各学校においてはそれぞれが独自に教育活動を展開しておられ好感が持てますが、学校によっていささか格差が感じられます。

現場は課題が山積しており、こればかりに注力する訳にはいかない事情も分かりますが、学校教育目標にある人生を生き抜くたくましさと併せ、危機を生き残るたくましさも培っていただきたいと思います。

以上のことから、

①学校教育現場での防災・安全教育について最低基準などをどうお考えか。

②日常生活全般における安全確保のために、災害に限らず犯罪や事故などから、児童生徒が自らの生命を自らが守る意識づけや、具体的な知識・技能などを学校教育の現場でどのように学んでいるか確認します。

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第5回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会で御提案させていただきます議案について申し上げますと、人権擁護委員候補者の推薦についてを初め、教育委員会委員の任命の同意について、条例の制定または一部改正について、規約の変更について、財産の無償貸付けについて、工事施行協定の締結について、指定金融機関の指定更新について、平成30年度大竹市一般会計などの補正予算など、合わせて19案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において3番、末広和基議員、4番、賀屋幸治議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 会期決定について

○議長（児玉朋也） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 一般質問

○議長（児玉朋也） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためお願いしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて、複数会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して、一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに、4回までの発言となります。

時間の予告は従来例により、5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので申し添えておきます。

質問の通告を受けていますので、順次発言を許します。

2番、小田上尚典議員。

〔2番小田上尚典議員 登壇〕

○2番（小田上尚典） おはようございます。青葉の候の小田上尚典です。初めて登壇しての質問が12月議会のトップバッターであり、大変緊張しております。至らない点が多々あると思いますが、よろしくお願いいたします。

本日は、情報発信をテーマに、ことし1月に修正された大竹市地域防災計画を軸にしながら、防災行政無線の今後の活用方法、災害が発生して復旧に至るまでの生活情報の伝達の2点で質問させていただきます。御答弁よろしくお願いいたします。

先ほど申し上げました、大竹市地域防災計画にある、迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画で、防災行政無線による情報伝達という項があります。市は、防災行政無線による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集、伝達するシステムの構築に努めるものとして記されております。

既に御承知とは思いますが、防災行政無線の整備状況は、総務省の発表によると、平成30年3月末時点で全国平均90.8%、中国地方5県の合計で92.5%、広島県は82.6%の整備率となっております。その中、大竹市においては平成21年度に地域防災無線から、現在の60メガヘルツ、デジタル同報系である防災行政無線のへと変わりました。

本市のデジタル防災行政無線の特徴は、音質が旧来のアナログ方式よりもよく、聞き取りやすくなることに加え、同時に文字データなどの送信も行うことができ、耳の不自由な方や、高齢者の方などにも情報を伝達できるメリットがあります。もちろん音質が向上されたということは、屋外にあります拡声機においても従来のものよりも聞き取りやすくなり、わかりにくい、聞こえにくいといった問題も解消されるのではないかと期待されておりました。

しかし、平成30年7月豪雨と命名された先の災害に当たっては、何度も防災行政無線の放送がされ、雨音にかき消され、私自身、詳しい内容は本市の行っている防災メールで内容を確認していたことは鮮明に覚えております。ただ、現在のメール登録の件数は約2,700件と、本市の人口の1割程度であり、決して高いとは言えない状況だと感じております。そして、戸別受信機においては、降雨時など屋外拡声機が聞き取りづらい状況では

特に有効であり、機種によっては文字も表示できることから非常に有効な伝達手段であります。これも全戸に行き届いているわけではありません。

そこで、お伺いいたします。先の災害のような豪雨時に有効とされる戸別受信機やメールサービス、これは言うまでもありません。今後、メールサービス登録数をふやす具体的な方法はどのようにお考えでしょうか。並びに、戸別受信機のさらなる配布の計画や、平時から屋外拡声機の音が聞き取りづらい場所への対応はどのようにされるのでしょうか。お聞かせください。

そして、2点目は災害が発生し、復旧にかけての際、情報発信についてです。

先月の11月4日には晴海臨海公園にて広島県内で初めて県総合防災訓練と石油コンビナート等総合防災訓練が合同で行われました。参加機関は消防や警察、自衛隊を初めとし、消防団、防災リーダーなど、66の機関にも及び、多くの方が参加されました。大規模な災害を想定したこの訓練は、大竹市特有の課題を再確認するとともに、日ごろから地域活動に力を注がれている方の大切さを実感することができました。ごらんになられた方もおられるでしょうが、この訓練の展示ブースにもございました、臨時災害放送局設備に少し触れたいと思います。

まず、臨時災害放送局とは、大規模な災害が発生した場合に、その災害の軽減に役立つよう、被災地の自治体などが開設する、臨時かつ一時の目的のためのFM放送局のことです。これは、阪神淡路大震災の経験を踏まえて、平成7年2月に制度化されたもので、その開局手続は臨機の措置として口頭により申請し、免許を受けることができます。災害の状況や炊き出し、復旧の情報を細かく伝えることができる災害FMとも呼ばれています。

この災害FMを利用した訓練が、ことしの3月20日に山口県柳井市と中国総合通信局が合同で、中国地方初の訓練を行いました。内容は、市役所内に試験局を設け、屋上に簡易アンテナを設置し、市職員が実際に1時間半ほど電波を流しながら放送をし、指定緊急避難場所と指定避難場所の計5カ所で受信状況を確認されたそうです。おおむね受信は良好だったそうで、実際に中国通信局の方にお話を伺った際には、事前にシミュレーションしていた聞くことが可能な範囲とほぼ誤差がなく運用することができたと、事前調査の精度が高いことにも驚きました。

このたびの7月豪雨災害では、熊野町、坂町の2つのまちが実際にこの災害FMの開設に至っており、熊野町では7月14日から9月28日まで。坂町では7月20日から10月31日まで放送されていました。防災行政無線や防災メールなどでも情報を流していますが、ラジオを使うことにより情報の多様化が期待できるのではと考えております。このような訓練を本市においても検討してみたいかでしょうか。

被災した場合においては、被災住民や全国の関係者に適宜適切な情報発信、広報活動を行っていくことが重要です。このため、被災市町村の広報に関する経験や教訓をもとに計画を整理することで、本市の災害対策本部の情報発信や広報活動の充実につながると考えますが、現状、どのような方策を検討されていますでしょうか。御答弁のほど、よろしくお伺いいたします。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） いきなりのトップバッターで緊張もあったろうかと思いますが、見事なデビューの場であったように感じております。

7月の大変痛ましい災害を教訓として、行政にも市民の皆様方お一人お一人にもどう備え、どのような行動をとるのが問われております。御自身の活動を通じた深い見識から御提案をいただき、そしてその上での御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、小田上議員の御質問にお答えいたします。

まず、防災行政無線の効果的な情報発信方法についてでございます。防災行政無線は、情報を短時間で不特定多数の方にお知らせする方法としては、非常に有効でございます。しかし、議員御指摘のように、降雨時や強風などの気象条件によっては聞こえない場合や、窓を閉めて家の中にいるときには聞き取りにくいなど、情報の伝達には限界がございます。防災行政無線だけで、地域の全ての方に正確に情報を伝えることは不可能であり、複数ある伝達手段の1つにすぎないと考えていただければと思います。

防災行政無線が聞き取りにくい場合には、他の手段で必要な情報をとりにいくことが非常に重要で、いざというときの的確な状況判断や、生命、財産を守る行動につながるものと考えています。市では、防災行政無線以外にも、防災メールや、無料の災害情報テレホンサービス、市のホームページなど、情報を取得できる方法を複数設けています。特に、防災メールは、防災行政無線の内容をほぼ同時に受信でき、読み返すこともできるため、非常に有効でございます。登録者数の増加に引き続き取り組みたいと考えています。防災メールやホームページの閲覧が難しい方には、家庭の固定電話から無料で情報を得ることができる災害情報テレホンサービスがあります。こうした情報取得手段については、さまざまなイベントや地域に出向いた際など、機会を捉え、繰り返し市民の皆様にお伝えしていきたいと考えています。

次に、屋外拡声機の更新については、今のところ具体的な更新はありません。しかし、防災行政無線が聞き取りにくいというお声を多くいただいておりますので、既存の単独スピーカーから、より聞こえやすいとされる高性能複合型スピーカーへの更新など、改善手法を検討したいと考えています。

次に、戸別受信機の拡充計画についてです。現在は家庭向けのほか、主要な企業や病院などへ、約400機を貸与しています。御質問にもありましたように、防災行政無線の難聴区域や、土砂災害特別警戒区域のような危険性の高い地域の方に、どのようにして、いち早く情報を受け取ってもらい、行動してもらおうかという課題は、ことしの西日本豪雨でも浮き彫りになりました。その対策の1つとして、戸別受信機を追加で配付することも視野に入れ、現在、検討に入っているところでございます。

続いて、災害発生後の、避難者や在宅被災者に対する情報提供方法についてでございます。

本市で経験したことがないような、大きな災害が起きた場合、被災者は市の避難場所や自宅など、さまざまな場所で生活をされることとなります。その方々に多種多様な情報を

確実に伝達する方法としては、先ほど説明したような手段になりますが、より多くの有効な方法の構築については、今後の重要な課題と考えます。議員から、新たな伝達手段として臨時災害放送局の取り組みについて御提案をいただきました。ありがとうございます。

災害の被害状況によっては、既存の伝達手段が使えないことも想定されるため、従来の方法にとらわれず、幅広く対応していく必要を感じています。どのような状況下で運用でき、どういった強みがあるのかなど、災害時の情報伝達手段の1つとして研究してまいりたいと思います。

以上で、小田上議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 小田上議員。

○2番（小田上尚典） ありがとうございます。初めての質問で比較的うまくできたんじゃないかと思っはいるんですけども。お答えいただいて本当にありがとうございます。

市の発信される情報というものは、実際に被災された場合に、一番住民の方が必要とされるものです。いろいろインターネットありますけれども、情報収集する際にどうしても不確定な要素というものが多く含まれてまいります。なので、市のほうから発信される情報というのは信頼性が高い、信頼できるというふうに思いますので、ぜひともいろいろな方法で情報発信、模索していただければと思います。

あと、御答弁にございましたほかの方法として、テレホンサービスやホームページ上でも情報をとることができますよというふうになっておりますが、市のホームページに、つい最近までフリーダイヤルの記載がなかったんですけども、皆様が気をめぐらせていただいて、最近、フリーダイヤルが掲載されております。私たち若者は、書類とか、そういうものを持っているというということが、基本的に少ないので、わからないことがあったときは、すぐ検索しようというふうになるんです。検索に行く先というのは、どうしても市のホームページだったりとかというものが、先ほど言った確実性がありますんで、たどり着くんですが、そのフリーダイヤルにたどり着けなかったところが、たどり着けるようになったというのはすごくありがたいなと思います。

あと、メールサービスなんですけれども、さまざまなイベントで広報していただきたいなと思います。実際にいろんな地域で防災訓練だったりとかされていますけれども、その際に、メール登録されてますかと一声かけるだけで、何だか私が前やってた仕事と似てるんですけども、声かけていくしかないと思います。登録されてますかと一声かけて、されてなければ一緒にしましょうという方をどンドンふやしていただけたらと思います。

そして、戸別受信機なんですけれども、現在、約400機配られてるということでありまして、この具体的にどのように管理されてるのか、実際どこに置けてますよとか、一般の家庭の方、もちろん個人情報ですのでしっかり管理されてると思いますけれども、どの程度管理されているのか。あと、戸別受信機、配付されてる際に、難聴地域の指定されてると思いますけれども、どのような基準で難聴地域とされてるのか、そのあたりをまずお聞かせください。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） それでは、難聴区域等についての戸別受信機の配付、ま

た管理方法についてでございます。

現在、難聴区域といいますのは、当初、防災行政無線を設置したときに、エリア等を確認し、音達地域を調査した図面を設定しております。その図面の中で、例えば、山の際であったり、建物の陰であったりという形で電波が届かない、または音声が届かない、こういった地域に行きまして、音量を確認し、音が届かないという戸別な各戸については配付するという形で提供させていただいております。

管理についてなんですが、現在配付しているこの400戸余りの戸数についてですが、通常であれば問題があったとか、機能に障害が出たということの御連絡をいただきまして、配付業者のほうに委託をしまして、修繕を行っているというような状況でございます。

○議長（児玉朋也） 小田上議員。

○2番（小田上尚典） ありがとうございます。

管理方法というのが、修繕とかではなくて、もちろんそこも重要なんですけども、どこにあります、何個合計であります。何個調子が悪いものがありますとか、そういう具体的に管理ちゃんとされてるかどうか、これがすごく重要だと思います。先ほど市長の答弁にもありました、新しいスピーカー、屋外拡声機、考えておられると、検討もされてるということですが、両方あわせてやっていかないと、スピーカーを新しくして聞こえるようになるどころ、そこは必要ないわけです。しかし、それを整備しても聞こえないところというのはどうしてもあるわけで、その基準というものも含めてなんですけど、具体的な数字であらわせるものであれば教えていただきたいです。

あと、管理ですね、どの程度把握できてるのか。よろしくをお願いします。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） 戸別受信機の管理、先ほど済みません、勘違いしておりました。

戸別管理につきましては、配付したお宅のお名前、住所等、連絡先等を把握した台帳として整理をして、個数も把握しております。ただ、その機器の管理という部分につきましては、どうしてもこちらから毎回毎回、どういった調子が、調子がいいですかとかという問い合わせは現在のところはしておりません。向こうの、配付した方から調子が悪いとか、そういったことがあれば御連絡をいただいて、対応してるというような状況でございます。

あと、拡声機等については、これから検討に入るという状況で、どういった音域、また音達等で聞こえていくのかということも含めて研究させていただきたいと考えております。

○議長（児玉朋也） 小田上議員。

○2番（小田上尚典） ありがとうございます。

戸別受信機を個人的な気持ちでは全戸に配付していただきたいなと思っています。ただ、それが難しいというのも重々わかってはおりますので、あわせて屋外の拡声機でしっかり聞こえる範囲を広げていただけたらなと思います。

それでは、臨時災害放送局のほう少し触れておきたいと思います。

先ほど市長の御答弁でありました、情報をとりにいく、これが何事でも鉄則だと思います。ただ、その情報をとりにいく姿勢に、市民の方になっていただくためには、市として



も、これだけ情報提供の幅を広げていますよ、広げようと模索をしてますよという姿勢がすごく大切なんじゃないかなと思います。その点で、言われておりました防災行政無線も1つの手段であり、これで全ての方に伝わるわけではないという点、臨時災害放送局も、もちろんその点においては同じです。劇的な解決策ではありませんけれども、情報をとりにいく手段としてラジオ、どの程度飛ぶのかということも実際訓練やってみないとわからないですし、総務省のほうもシミュレーションはしてくださるようなので、ぜひ、検討していただければと思います。

あと、この情報発信の際に、実際、メール配信、行政無線の放送、どの程度煩雑なのか、同時にできること、どのくらいの人員が必要なのか、具体的に教えていただいてもいいですか。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） 現在、災害が発生したときに、災害対策本部を立ち上げて、職員のほうで対応しております。その際に、先ほどありましたように、防災行政無線での発信、またはメール発信、ホームページへの更新という業務が入ってまいります。それら情報については、災害対策本部で、気象情報または、県等の情報を得て、大竹市において危険な状態になっているということが認められた場合に、情報を発信していくという形になるんですが、その際に職員がそれぞれ人役でいきますと、一人役ずつついて、情報を更新していくという形になりますので、防災行政無線についても吹き込む職員が1名ついて発信をするという形になりますし、メールを打つ場合も、その文章を打つ内容について、職員がそこで直接入力していると、それらについて更新をしたという形でホームページに載せているというような状況でございますので、なかなか煩雑、非常に災害が大きくなれば、非常に職員のほうも煩雑になってくる中で対応しているということでもありますので、多少時間はかかるということもあろうかと思っておりますので、そこの辺については迅速な対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 小田上議員。

○2番（小田上尚典） ありがとうございます。

ほかの市町で登録制のメール、全件に配信しようとした場合に、大体20分ぐらいかかったというものも見ましたんで、できればそういうものが一元化してスムーズに行えるような方法、機器の導入等になるのかもしれないですけども、考えていただけたらと思います。やっぱり市民の方に情報をとってもらうためには、とりやすくする。その姿勢が重要だと思います。その姿勢を感じていただければ、本当に市民の方、先ほども言いましたけれども、情報をとりにいってくれるんじゃないかなと思っております。それで、日ごろの備え、しっかりやっついていこうと感じていただけたらと思います。今後とも、さまざまな方法で、ラジオにこだわっているわけではありません。いろいろな方法、今後とも一緒に考えていきたいと思っておりますので、抜け目のない情報伝達、考えていただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 続いて15番、山本孝三議員。

[15番 山本孝三議員 登壇]

○15番（山本孝三） 15番、山本孝三でございます。

市長の手元に本席で質問させていただく項目については通告をいたしておりますように、1つは、高過ぎる国民健康保険料の軽減措置について具体的に措置できるように検討をしていただきたい。このことは、これまでも機会を得て何回か要望を重ねてまいりましたが、ことし4月から市町村の運営してきた国民健康保険事業が県単位の広域化されました。今後は、なかなか市町の議会の意見も、市民の皆さんの意見も、県事業となれば要望なり、声が届きにくいということになるかと思えます。

そこで、6年間は市町の事業を継続してそれぞれの市町の工夫や創意、そしてまた被保険者に対する思いやりある、軽減措置を含めた対応をできるというふうなことになっておりますので、少なくとも、大竹市としてはこの高過ぎる国民健康保険料の軽減措置について、鋭意、検討していただいて、皆さんの願いに応えるような措置を具体的に伺っていただきたいと思えます。

そこで、私の具体的なこれまでの提案の1つに、他の協会健保等にはない、いわゆる人头割、均等割、こういう賦課制度があります。2人家族で子供が1人誕生すれば、機械的に均等割が課せられます。だから、所得に関係なく、家族がふえればこの均等割という名のもとに賦課されるために、被保険者の方は大変な負担感を強いられる。今、子育てを手厚くすべきだという世論、国も幼児教育を含めた無償化などということを手厚く言っておりますけれども、実態は、子供がふえれば収入所得に関係なく均等割が課せられるという矛盾した実態が続いておるわけです。本来、この均等割というのは、近年の諸制度のもとで、どの賦課制度を見ても、国民健康保険料の制度の中に取り入れられているにすぎないんです。この人間の頭数に応じて課税する、いわゆる均等割は、人類史上で最も原始的で過酷な負担とされております。それが、21世紀の公的医療制度に残ってる。この時代錯誤の仕組みこそ、市町の段階で声を上げて、国保事業が広域化されようが、国民健康保険制度の抜本的な改善策、負担軽減措置の具体策として、実現に向けての努力を執行部であれ、議会であれ、取り組むべき課題ではないでしょうか。このことを私は本席で、市長以下担当課の職員の方々に強く求めるものでございます。

この均等割、平等割、この賦課のあり方について、これを全てなくすれば、財源的には1兆円必要だというふうに試算されております。既に全国知事会も国の責任でこういう賦課のあり方、改善すべきだ。そのことによって、国民健康保険加入者の皆さんの負担軽減に貢献できるということで、全国知事会も国に対して1兆円の公費投入を要望した経緯もありました。しかし、今の自民党・公明党政権は、耳をかさない。せめて市町の段階で国のこういう施策のあり方、市民の皆さんの健康維持、長寿社会における保険制度、医療制度に対してさらなる温かい取り組みをお願いしたいと思います。

市長の御答弁をよろしくお願いたします。

2つ目の問題ですが、去る7月に衆議院では既に水道法の改定が承認されました。今、国会で参議院において新たな水道法の改定案が議論されております。マスコミ報道等によ

れば、きょうの委員会審議を経て、成立の運びだろうというふうには報道されております。何が何でも成立させようという与党が多数ですから。審議が十分でなくても数の力で物事が決まってしまう。こういうことになることを心配しとるわけですが、この水道事業の新たな改定案という改定の内容ですが、このことに触れて、市のこれからの水道事業のあり方、将来展望についてどのようにお考えなのか、聞かせていただきたいと思っております。

現在、参議院で審議をされている水道事業の新たな改定案の内容ですが、今、広島県を中心に県内でも大竹市を含めて24市町の自治体が水道事業の広域連携ということで、鋭意、協議をされております。さきの生活環境委員会でも上下水道局のほうから、その協議の内容が説明された部分もありますけれども、国のほうは人口が減少して、水道事業が維持が困難とされる自治体が全国で3割近くある。この実態を踏まえてより事業の広域化、さらには外国メディアを含めて水道事業を企業に営業権を譲渡する。こういう内容を盛り込んだ法律が、今、審議されておるわけです。

では、今、広島県を中心に考えて、大竹市が協議に参加している広島県水道広域連携協議会、ここで私の心配の1つは、広域化されることによって、大竹市に住む、その地域に住む住民の命にかかわるこの水が、例えば、大竹市の水源地、防鹿にあります。これ今は民間委託になっておりますね。しかし、この水源地から大竹市は、小瀬川から1万6,400トンの飲料水を水利権として確保しております。さらには、人口が将来的に増加するだろうという見込みのもとに、広島県の浄水場から年間7,000トンの飲料水を利用するという契約を結んで、それを今、高い料金ではあります。払いながら、県との協議のもとで契約どおりではありませんけれども、利用しているというのが実態ですが、この水利権なるものは一体どうなるのか。防鹿の水源地が民間委託される。さらには、広域化される。そして、さらにその延長線上で、水道事業が外国の企業を含めて、メジャーに譲渡されるというふうなことになる。一体、水道事業というのは、生きるためになくてはならないものが、企業の営業のために利用される。こういうことになることに私は非常に大きな心配をしてるわけですが、問題なのは、広島県が主導する広島県水道広域連携協議会、さらには国会で新たな水道法が成立すれば、今、触れたような事態になりかねない心配があるわけですが、市長初め、上下水道局のほうでは、こうした事態に対して、どのような基本的な姿勢で県の協議会に臨んでおられるのか。また大竹市の水道事業のあり方について、どのような基本的な姿勢をお持ちなのか。まず、そのところを聞かせていただきたいと思っております。

登壇をしての質問は、ごく簡単でございますが、誠意ある市民の皆様方の心配や将来不安に対する答弁として、実のある話を聞かせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 山本議員の御質問にお答えいたします。

1点目の国保料の軽減についてでございますが、まず、平成30年度の保険料の予算段階と賦課段階での違いについてお答えいたします。

予算段階では、推定値で保険料率を算定しますが、賦課段階では実数または直近の数値に基づいて、改めて算定いたします。そのため、被保険者の所得額や被保険者数、世帯数に差が生じることになり、保険料率も変動することになります。今年度、所得割率が大幅に増加した背景には、資産割の廃止による所得割の賦課総額の増加がベースにあります。さらに、賦課段階での被保険者の減少や被保険者1人当たりの所得の減少などが要因となっています。そのため、平成30年6月28日の生活環境委員協議会で御報告したとおり、財政調整基金を2,000万円取り崩し、所得割率を引き下げることとしています。

続いて、市独自の保険料の軽減策についてでございます。国保運営の広域化に当たり、県内23市町の合意のもと、県では広島県国民健康保険運営方針を策定しています。保険料については、保険給付に必要な費用を、県内全ての被保険者の相互扶助によって賄うこととなりますので、同一の所得水準・世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同一の保険料になることが最も公平な負担となります。県の運営方針でも、「社会保険制度の基本原則を踏まえ、被保険者の負担の公平性を優先的に確保するために、保険料水準の統一を目指す」こととされています。県内23市町が保険料水準の統一を目指して取り組んでいる中で、市独自の軽減策を検討することは、適切でないと判断しています。国の制度設計においても、国民健康保険の安定的な財政運営は、法に基づく公費負担と、負担能力に応じた被保険者の保険料から成り立つものとされています。独自の軽減策に対し、国・県から補助金等は交付されず、一般会計からの繰り入れは市の負担が増加するため、このたびの制度改革の趣旨である持続可能な財政運営に逆行することにもなります。

保険料の水準は医療費の水準により決まります。本市の医療費の総額は、平成27年度をピークに減少傾向にありますが、1人当たりの額は増加傾向にあり、保険給付費を約2億6,000万円増額する補正予算を本定例会に提出しているところでございます。全国的に医療費水準が高い広島県の中でも、本市の医療費水準は県の平均以上の高い水準にあります。保険料水準を引き下げるには、県全体の医療費水準を下げるのが重要になりますので、県の運営方針による各市町の取り組みとして、データヘルス計画に基づいて、PDCAサイクルに沿った、効果的・効率的な保健事業を実施することとしています。

なお、厚生労働省は11月14日の社会保障審議会医療保険部会で、平成31年度からの国保料の賦課限度額を4万円引き上げる案を提示しております。引き上げが決まれば、中間所得層の負担は軽減されることとなります。

次に、2点目の上下水道事業についてお答えいたします。

初めに、広島県内での水道事業広域連携の検討状況についてでございます。平成28年10月に広島県は、県と県内市町がそれぞれ運営する水道事業について、将来的な事業統合も視野に入れた広域連携に向けた検討に乗り出すとの方針を打ち出しました。県の企業局が中心となり、単独で水道事業を行っていない府中町、坂町を除く県内21市町のそれぞれの決算統計、固定資産台帳、減価償却などを調査し、経営状況や、今後の収支見通しを分析し、本年1月に広島県水道広域連携案を策定しております。4月23日は、21市町と県の関係局で構成する広島県水道広域連携協議会が設置され、水道事業の広域連携の具体化に向けた検討、協議が開始しています。検討事項の1つである、施設の最適化案の策定には、

県企業局職員が各市町に出向き、浄水場などを現地調査し、意見交換をして市町ごとの広域化による効果額の算出に取り組んでおりました。当初の予定では、施設や組織体制の最適化などを取りまとめた、広島県水道広域連携計画を市町と段階的に合意形成を図りながら、平成31年度末までに策定することとなっております。

ところが、7月の豪雨で、複数の市町の水道施設に甚大な被害が生じ、作業を一時中断せざるを得ない状況に陥ったため、本年度の広域化の検討スケジュールは遅延しています。現在は、協議会で各市町の状況把握や分析を進めているところであり、県が目標に掲げる水道事業の経営一体化、さらには事業統合に対して、本市の方向性を定める段階にありません。市民生活に密接にかかわる重要な事案であり、協議会での検討のほか、情報の収集、分析に努めるとともに、議会にも協議・検討内容を適宜報告しながら、慎重に検討していきたいと考えています。

次に、水道法の改正による水道事業の民営化についてでございます。

現在、国会で審議されております水道法の一部を改正する法律案につきましては、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足などの、水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、所要の措置を講ずることを趣旨としたものでございます。議員御指摘のとおり、この法案が成立すれば、地方公共団体が水道事業者等の位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等の運営権を民間事業者に設定できる仕組み、いわゆるコンセッション方式がより導入しやすくなることを見込まれます。

新聞報道によりますと、他県では法改正をにらんで、コンセッション方式の導入も検討している自治体もあるようでございますが、現在のところ、広島県では広域連携の協議の中で具体的な検討はなされておられません。

以上で、山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○15番（山本孝三） せっかく市長が答弁なさったんですが、国保の軽減措置についてどうするかいうことはおっしゃらないね。そこを、私はこの場で聞かせてもらいたいし、先ほど触れたような項目については鋭意、検討して軽減措置につながるような取り組みを検討するかという話が聞きたかったんですが、これはもうあれですか。県の主導のもとに、あるいは、また現行の法律のもとで、そんなことはもう考えん。現行の法律規定どおり運営すると、それで医療費が上がれば加入者の皆さんに当然のこととして負担してもらおうんだと、こういうことですか。

それで、市長の再答弁をお願いする前に、担当課のほうに聞くんですが、医療費が高騰するという大きな原因の中に、国保加入者の皆さんの受診の回数とか、入院の日数とか、そういうことが主たる原因で医療費が上がるということですか。そうじゃないでしょう。国が決める薬価が高くなったと、医療機関に払う報酬等が高くなったと。こういうことに起因することのほうが、医療費高騰に大きな要素を占めとるんじゃないんですか。それで、先ほど市長のほうから、国保料の最高限度額が4万円値上げするから、中間層を含めて保険料が安くなるだろうというふうにおっしゃいました。それで、それはまあどういう根拠

でそうおっしゃるんかわしもわからんが、全国の市町、国を挙げて、後発薬品の普及によって年間3,000万円も4,000万円も大竹市同等の規模の加入者のところでも、医療費の高騰に幾らかでも歯どめをかけるという努力をされとりましたよね。大竹市の実績はどうですか。国がこれを大幅に引き上げて、後発薬品を、いわゆるジェネリックを生活保護世帯には義務づけたんですからね。安い薬をつこうて、効き目は同じだから、生活保護世帯には後発薬品を使えと、こういうことをやってる。一般診療の場合に後発薬品が医療費の全体的な高騰に歯どめをかける役割を幾らかでもするというのなら、大いにそのことを市民の皆さんにも、患者の方々にも、よくよく説明をしたり、普及に努めるというのが筋だ思うんですが、大病院なんかそんなことはやりませんよ。市内の個人医療機関ならちゃんと書いてくれるんです。だから、そういうことも含めて薬価の問題なんかも、市町の段階なんかじゃどうにもならん、皆、国が決めるんでしょう。製薬会社と。そういうことが医療費を高騰させて、そのはね返りで患者に、あるいは加入者に負担増につながるというのなら、そこにも目を向ける必要があると思うんで、せめて市町の段階で、市長の裁量権の及ぶ範囲内で軽減措置をとるといって、そういう思いやりのあることはできんですか。そこを聞かせてもらいたいし、お願いするという趣旨で私はこの機会に質問をさせてもらいよるんです。そういう質問者の気持ちなる思いも酌んでいただいてもう一回答弁してください。

それから、具体的に担当のほうで、国民健康保険の県単位になって、これからどうするかこうするかというようなことは、既にいろんな部会も設けられて協議がされておるといいますが、その都度、市議会にも報告をしてもらって、県主導で何もかも、これまで努力してきたことが無視されるようなことにならんようにお願いしたいと思うんですが。

答弁よろしく申し上げます。

○議長（児玉朋也） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） それでは、均等割保険料を減免できないかという御質問でしたので、それについて答弁させていただきます。

市長が答弁いたしました、減免する財源がございませんので、独自の軽減策を実施するのではなくて、制度として整備すべきだと考えております。実際に基金のほうも予算どおり取り崩しますと、平成30年度末には残高が約1億5,000万円となり、今後も一定額を取り崩す予定があるため、不測の事態に備えるには、減免の財源を基金にすべきではないと考えております。また、軽減措置期間中だけ減免を実施した場合に、通常の保険料率、6年後に戻ったときの負担感が大きくなり、滞納の原因になることも考えられます。こういう理由もございまして、減免のほうについては、現在は考えていないという状況です。

そして、医療費に係ることとございますけれども、広島県は受診、入院内における医療費が全国的に高い傾向にございます。これも医療費が高いという要因ではございます。

そして、議員が申されたとおり、薬価のほうで医療費を押し上げるということもあります。実際に、平成27年度、これはオプジーボという薬品の薬価が高いという状況がございましたので、これが全体の医療費を押し上げたということもあります。実際に、それによって国のほうも薬価を段階的に下げていったという経緯がございまして、現在、ジェネリッ

ク、後発医薬品の利用、活用を促進するというのを国民健康保険のほうでも重点課題に取り上げておまして、実際に大竹市の現状を申し上げますと、平成30年7月診療分で、数量で見た普及率は68.62%となっております。国のほうは、これを平成30年9月までに80%までに上げるということを目標にしており、県のほうの医療適正化計画においても同じ目標を掲げております。大竹市のほうでもデータヘルズ計画のほうで目標値を掲げております。そういうことで、ジェネリックの普及を図ることで、医療費全体を下げるという効果のほうを、大竹市も今後も推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） 市長の答弁でもお答えさせていただきましたが、同一の所得水準、世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同一の保険料になるということを目指しておるわけですから、均等割という考え方も当然出てくるんだと思います。さらに、市独自の軽減措置を行うということになれば、先ほども答弁ありましたように、一般会計から繰り入れるということになります。これが本当に、公平な制度なのかどうかということも出てまいります。いろんな考え方あるかもしれませんが、一般会計から繰り入れるということは、一般会計の中で、本来であれば、市民の方に使われるべきものが、市民の方なんですけど、その他の医療保険制度に加入してらっしゃる方が、保険料払ってるわけです。その部分について、そういうこともありますので、それを一般会計に繰り入れるということが本当に公平な制度なのかどうなのかということについては十分議論してから、進めるべきものであるというふうに考えております。今現在は、市独自でやるということは考えておりません。

そもそも、この国民健康保険の県単位化というのは、大竹市だけでなく、全国の市町の国民健康保険がもう財政的に運営できないということから始まったものでございます。ですから、この前提条件として、国の投入の公費、今年度、3,400億円ですか、公費投入しています。これが前提なわけです。あくまでも、国の支援がなければできない制度でございます。ですから、私どもも今以上に国民健康保険の安定的かつ持続的な運営ができるよう、国庫の負担割合を上げるとか、そういうことにつきましては、市長会通して、毎年度強く国に要望しておるところでございますので、引き続きまた要望してまいりたいということでございます。何度も言いますが、市独自の軽減策については今現在では考えておりません。

以上でございます。

[発言する者あり]

○議長（児玉朋也） 山本議員、答弁終わりましたよ。

答弁者を指名することはできません。今、執行部が皆さん答弁しました。質問者が答弁者を指名することはできません。

山本議員。

○15番（山本孝三） 最高責任者が市長だから、市長がこう考えるとか、こうあるべきだということを部下に指示をしたと、してるということなら市長がそう言わんならん、それは

答弁すりゃあええ。

この政況はあなた、市民の皆さんが、不特定多数が見ておられるんですから。肝心なことは市長が黙っとる。それで部長や課長さんがフォロー的にその答弁するというようなことでは、これ本気議論ならんじゃないですか。

時間の関係があるんで、私の本席で言いたいことだけを整理して申し上げておきたいんですが、国民健康保険の最高限度額にしても、これは市長の裁量権で安うすることもできる、たこうすることもできる。

それから、医療費全体の抑制のために後発医薬品の普及を国も8割まで目標を引き上げた。大竹市はどの程度目標を持って、その効果がどの程度見込んでおるか。

それから、医療費が高騰する原因は、加入者の皆さんがぐうたらで自分の健康管理に無関心で結果としてそうなったということじゃないんです。患者さん、加入者のどうしようもない原因で医療費が高騰しよるという要因があるじゃないですか。これを解決するのが政治の責任だし、市民の生命、命を守る。そのために取り組むべき課題に行政が苦勞もし、汗も流す。その基本を踏まえれば、私は均等割とか平等割という、他の保険事業にない制度をいつまでも続けるんではなしに、この対象のために声を上げると。その努力をしてほしい。既にそういうことを市町の段階で具体化してるところもあるわけですから。それが私は求められておるといふふうに思うんで、あえて要望を含めて質問してるんで、そういうことには我関せずじゃいうような答弁してもらおうたんじゃ、全然議論の意味がないじゃないですか。本当にあれですか、市長も課長も部長も現行制度を維持するのが妥当性があって、保険事業としては当然のことだと、こういうふうに思っておられるんですか。そうじゃないでしょう。だとすれば、こここのところはこういうふうに検討してみたいとか、こここのところはこういうふうに手がけていけるかどうか。部内でも重々研究もし、検討するというのが普通じゃ思うんじゃがね。今、私が言ったようなことについて、そんなことはできんとか、できる部分は検討しますとかいうことがあれば、これ最後ですからこのことについて。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 保険制度というものは、そこにかかった費用は加入している皆様方で負担をして運営する仕組みでございます。ただ、国民健康保険につきましては、その制度は存続が大変難しくなってきた現状があるということで、国や県でいろんな施策を考えられているところでございます。困った方々に十分な手当てをすること、各市町でそのことを競争すれば、当然、そこにあずかる行政、市町にとりましては、大変人気が高まる施策でございます。しかし、県や国全体で何とか存続を維持しようとして努力をして決めていることに対しまして、各市町がそれぞれの施策を展開することによって、大変難しい問題が起こってこようかというふうに考えております。そういう意味で、困った方々に対していつも心を配られる山本議員にとりましては、大変御不満な部分もあろうかとは思いますが、国、県の考えることに沿って、我がまちは規律を守りながら運営し、この制度がこれから先もきちっと運営されて、そして加入される皆様方にとりまして意義のある制度となるように努力してまいりたい、そのように考えております。



○議長（児玉朋也） 山本議員。

○15番（山本孝三） 水道事業の問題に触れて質問いたしますが、登壇した際に触れた問題について、どうも先ほどの市長の総括的な答弁では、私の聞きたかったところがどうも素通りされたような感じがするんですが、きょう、上下水道局長おってんかいな。もう一回、上下水道局としてどう考えておるかということをもっと聞かせてもらいたい。上下水道局内でこれからいろいろ協議もされるだろうし、広島県の広域連携の中で大竹市としてどういうふうに取り組みを求められとるとか、将来的にはこういう方向でやるんだというふうなことが、あるいは庁内で議論されとるんか、そうであればそうであるようにもう少しわかるようにひとつ聞かせてもらいたいです。

○議長（児玉朋也） 上下水道局長。

○上下水道局長（高津浩二） 広域連携に関して、基本的な姿勢ということだろうと思います。議員さんが最初おっしゃられたように、大竹市は小瀬川という水源が、本当にきれいで豊富な水源がございます。防鹿水源地と県の三ツ石浄水場という2系統の水源地がありまして、災害時においても、それはお互い何か、どちらかが使えなくなってもどちらかが補完するというような、そういうルールもできております。こういう大竹市の大変いいところ、そういうところをしっかりと守っていきながら、将来にわたって市民の皆さんに安心して安全な水を提供できるようにするためには、どういう体制がいいのか、どういう経営基盤でやっていくのがいいのか、というのをしっかりと考えて努力をしていきたいと思っております。

広域連携につきましては、正直言いまして具体的な協議はまだ進んでおりません。そうはいいいながらちゃんと大竹市にとってメリットがあるような、そういった方向でいかないとかなかなかその協議も進んでいきませんので、そういったことをしっかりと頭に入れて、今後、協議をしていきたいと思っております。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○15番（山本孝三） 最後に一言申し上げておきたいんですが、この上下水道事業年報、これの101ページ、いずれのここに記載されてる指標を見ても、大竹市が広域連携の名のもとに広域化せにゃいけんとか、また今、新たな法律ができてやろうとしているようなことに乗っかるようなことをしなくても、大竹市は大竹市なりに十分やっていけるという根拠があるというふうに私は見てるんで、そのような方向でひとつ今後も努力してもらいたいし、広島県水道広域連携協議会の中でもその意思を貫いていただくようお願いをして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 続いて、11番、山崎年一議員。

[11番 山崎年一議員 登壇]

○11番（山崎年一） 11番、風の山崎でございます。

私の今回の質問は、岩国基地の米軍機墜落事故の対応について。奨学金返済で若者支援。そして、防災危機管理について、以上3点につきまして、通告どおりに質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、岩国基地の米軍機墜落事故の対応について問います。

去る11月12日午前11時45分ごろ、那覇市の東南東約280キロの海上で、米軍岩国基地所属の空母艦載機F A-18スーパーホーネットが米国原子力空母ロナルド・レーガンを離艦した後、墜落をいたしました。岩国市や山口県などをつくる山口県基地関係県市町連絡協議会は、14日、原因究明と結果の早期公表、再発防止の徹底を基地などに文書で申し入れをされました。要請書では艦載機の岩国基地移転後初めての墜落事故で、基地周辺住民の不安を増大させると指摘され、山口県と岩国市の担当者が、岩国基地と中国四国防衛局岩国防衛事務所を訪問し、文書で要請をされたということでもあります。新聞報道によりますと、基地で対応されたジョン・ザンブラーノ地域対策室長は、地域の方々に不安と懸念が生じたことを理解している。安全確保のため徹底した検査、教育、日々の努力を重ねると述べたとされています。山口県の村岡知事は、15日に防衛省を訪れ、岩屋毅防衛大臣に事故原因の究明と再発防止の徹底を米側に働きかけるよう要請されました。

また、広島県は12日、事故原因を早期に究明して、再発防止を徹底するよう、中国四国防衛局に口頭での緊急申し入れをいたしました。県国際課の山本課長は、正確な事実関係が判明すれば、改めて正式な対応を検討するとしておりましたが、19日、事故原因や安全対策など、十分な説明がされるまで、同型機の飛行停止を求める要請文を、日米両政府に送られました。

廿日市市の市民団体、岩国基地の拡張・強化に反対する広島県住民の会は、岩国基地を発着する機体が墜落した。今後、同型の艦載機が岩国基地を利用することは危険がある。住民の不安は一層増したとし、安全が確認されるまで、同型機の飛行停止を求めています。

広島市の市民団体、安保をなくす広島の会も、中国四国防衛局を訪れ、飛行の中止と事故の原因究明を米国政府に求める文書を手渡した。

岩国市内の4団体をつくる市民行動実行委員会も、国と米軍に飛行停止を要請するよう福田良彦市長に申し入れをしました。

なお、米空母艦載機の墜落事故は、昨年11月にもC-2輸送機が東京、沖ノ鳥島沖で墜落し、乗員3人が行方不明となっており、事故原因は現在も明らかにされておりません。

そのような中で、本市におかれましても11月14日、中国四国防衛局に入山市長名で岩国基地所属の米海軍空母艦載機墜落に対する再発防止等について要請を文書により行われました。要請文では、本市としても住民の安心・安全にかかわる重大な事故であると捉えていますとされ、既に記録からも在日米海軍司令部に対して、文書で要請されたとおりとお伺いしておりますが、本市からも以下のように米海軍に対して求めてまいりたいと考えております。ついては、本要請内容について、米海軍に対して申し入れをしていただくよう配慮のほどよろしく申し上げますとされ、1として原因究明と敏速な情報提供、2として運行上の安全確保と事故の再発防止の取り組みを上げられています。

初めに問います。なぜ、要請文にあります米海軍についての申し入れについて、中国四国防衛局にお願いをされましたか。本市は米軍岩国基地に隣接しており、要請文に対して責任を持つためにも直接米軍岩国基地に申し入れをされるべきと考えますが、いかがですか。

2点目、要請文では墜落事故を起こしたF A-18スーパーホーネット同型機の飛行停止

を求められていません。岩国基地に所属する米軍機は、本市の阿多田島上空や広く大竹市民の上空を飛行しています。住民の安全を担保するためにも事故の原因が究明されるまでは飛行停止を求めるべきだと考えますが、いかがですか。

次に、奨学金返済に苦しむ若者支援について問います。

私は、本年3月議会において奨学金の申請状況などを伺うとともに、奨学生の拡大、認定時期、滞納者の状況、奨学金の申請要件等についてお伺いいたしました。3月議会に続いて奨学金についてまた、奨学金返済支援による人口対策、定住促進、若者支援について伺います。

広島県は経済的に厳しい家庭の高校生の進学を支援する返済不要の奨学金を中国5県で初めて創設いたしました。返済不要の奨学金の予算を、当初予算より3.5倍にふやし、奨学金受給者を当初予定の100名から、申請者349人全員を支援することが妥当ということで、総額で2億940万円の補正予算を12月議会に提案するということでもあります。

返済不要の奨学金については、1人当たり約60万円で、生活保護を受けるか、市町村民税のうち、所得に応じた部分が非課税の世帯の生徒を対象としています。支援する費用は入学金や初年度の授業料の半額など、部分的ではありますが、政府が低所得世帯を対象に、2020年4月から実施する高等教育の無償化を踏まえた対象者全員を支援すると決めたものであります。

独立行政法人日本学生支援機構の調査によりますと、2016年度に5,028団体が貸与や給付による奨学金を用意し、55万5,000人弱が利用したということでもあります。返済を必要としない給付型の奨学金は大学や財団、企業などが取り組まれており、近年では地方自治体が返済支援制度を創設するなど、苦学生を支援する広がりが見られます。

一方で、卒業し、就労しても低賃金で、多額の奨学金返済に苦しむ若者が増加しています。奨学金の返済に追われながら、親や保証人に弁済を求められる現実があります。家計を助けるための奨学金が、奨学金破産を引き起こす、このような中で自治体の奨学金返済支援の取り組みが広がりを見せているわけでもあります。

秋田県では県内外を問わず、県内企業に就職した若者を対象にした、奨学金の返済助成制度を設定し、県が指定する企業に就職した場合に、3年間で最大60万円を支援する。助成対象者は年間1,000人にも及び、秋田県人口問題対策課は多くの学生が県外に出ており、人口減少の原因になっている。奨学金の返済支援で住み続けてもらう魅力を高めたいということでもあります。

国は2015年度から自治体が奨学金の返済支援のために基金を設けた場合、特別交付税を措置する仕組みを導入。鳥取県は、特別交付税を一部財源にして返済支援事業を行っており、鳥取県未来人材育成基金を創設、規模は2億円。県と民間の出資による奨学金返済助成の基金の創設は、全国で初めてということだそうです。

このように奨学金返済の支援は広がりを見せています。そのほかにも、都、県における取り組みは、山口県などのように地方創生枠を利用した支援制度などもあり、奨学生支援は鳥取県、島根県など1都23県で取り組みが見られます。市町村単位でも佐世保市では、基本的な要件を設けた上で、市内の特定の事業に就職した場合、奨学金の返済額の一部、

上限は年額15万円を最長で10年間助成する。市内の離島に就職すると年額は20万円に引き上げられる。そのほか、兵庫県加西市、東京都八王子市、宇都宮市、栃木市、佐野市、秋田市、新居浜市、静岡市、越前市など、取り組みを上げればきりがありません。一方で、大学卒業後に就職しても低収入などから返済の負担が重く、3カ月以上返済を滞納している人は約17万人ということでもあります。

地域の人材確保策として、奨学金の返済支援に乗り出す自治体が近年ふえているということですが、先ほど来、各自治体の若者支援、定住促進、人口対策としての奨学金の返済支援を引用してきました。

初めに伺います。企業と連携するなど、奨学金の返済を抱えている若者支援に乗り出して、若者の定住促進、人口対策を図ってはいかがでしょうか。

次に、本市では近年奨学金の受給者が著しく減少しており、以前では20名から30名程度の貸付者があったものが、現状では平成27年が9名、28年が5名、29年が3名、30年は6名ということですが、大竹市の奨学金制度自体の存在が疑問視される状況ではないかと思えます。一方で、本市の奨学金制度は、返還免除など若者の定住促進に寄与している部分もありますが、広く奨学生の獲得には至っておりません。

2点目に伺います。現状の奨学金貸し付け状況では、奨学金本来の目的、経済的な理由により就学が困難な若者の支援と、有用な人材の育成に大きく寄与することが疑われる状況ではありませんか。申請者の裾野を広げ、より多くの学習支援、若者支援に役立つ奨学金制度とするべきと考えますが、いかがですか。

次に、近年では、卒業後に奨学金の返済ができなくなっている人が増加していることが大きく報道されています。奨学金は少数の経済的に厳しい家庭の生徒が利用するものから、半数以上の大学生が利用するものとなりました。かつて経済的に困難な家庭出身の比較的少数の学生に利用されていた奨学金制度ではありますが、教育の高度化とともに、急速な量的拡大を進め、奨学金制度がなければ高等教育のシステムそのものが存在しないほどの重要性を持つようになりました。奨学生の増大とともに、卒業後、多額な奨学金の返済に苦しむ一方で、低賃金で働かざるを得ない若者が生まれ、生活を圧迫、滞納による若者の生活破綻や、保証人の連鎖が引き起こされています。また、近年は奨学金の滞納収納率が本市の場合、85%で推移ということでしたが、滞納が蓄積した場合、保証人への通知などが行われると思えますが、滞納の請求手順についてはどのようにされているのか、過去の事例を含めてお伺いいたします。

次に、防災危機管理について伺います。

去る11月5日、広島県市議会議長会では、防災システム研究所所長の山村武彦氏を迎えて、これからの防災危機管理についての議員研修会を開催いたしました。以下、講師から御指摘、御教授いただきました事例について1、2、御紹介しながら本市の現状についてお伺いいたします。

全国各地で豪雨や地震が多発しており、今後も局地的な集中豪雨などによる被害が心配されています。また、南海トラフ巨大地震の発生は今後30年以内に発生する可能性は70%と言われています。東日本大震災や阪神淡路大震災のようにいつどこで発生するかわかり

ません。災害が発生したときには、さまざまな交通機関が遮断されるなど、住民生活が破壊されます。消防、警察、行政などの機関が対応できない状況も想定しなければなりません。このようなときに一番頼りになるのが地域ぐるみの協力体制、自主防災組織です。本市でも早くから自主防災組織を手がけられ、さまざまな地域で組織されてきました。中でも大切なことは、一人一人の防災力を上げる、また個人の心の堤防を高くするという御指摘をいただきました。また、災害の前に、災害予防対策をしましょうという御提案もいただきました。

岡山県真備町の災害で亡くなられた51人の8割が1人で避難できない人、避難行動要支援者でありました。3.11の被害後に災害対策基本法が改正され、災害避難行動要支援者名簿を整備することとなりました。自治体でこの名簿がつくられているが共有されていないという御指摘をいただきました。要支援者の避難は、個別に避難行動について計画を立てることが決められた。Aさんは誰がどうして避難させるかなど、自主防災組織で個別計画をつくる必要がある。自助、共助、公助とあるが、これから大切なことは近くの人が助け合う仕組みをつくること。御近所。災害発生時には、役所や民生委員などが駆けつけて救助することは不可能です。そのようなときに役立つのは御近所の向こう三軒両隣という、御近所という御指摘をいただきました。町内会などで、近くで助けるシステムを築くことが必要ということでもあります。

ところで、大竹市地域防災計画では、第15節、要支援者及び避難行動要支援者対策に関する計画（6）避難行動要支援者名簿の作成について挙げられています。平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、同意を得た上で避難支援等にかかわる関係者に提供し、避難支援体制の整備に努めるとされています。

本市の避難行動要支援者名簿の整備状況と、避難行動要支援者の個別計画はどれぐらいの整備状況か伺います。

また、今後、個別計画の作成はどのように計画されているかについてもお伺いいたします。

本市の実態についてよろしく御答弁のほどお願いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

なお、奨学金制度につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

初めに、米軍機墜落事故の対応についてです。

本市では、平成18年12月、いち早く岩国基地への艦載機移転計画の容認をして以来、中国四国防衛局と信頼関係のもと、さまざまな事項について協議を重ねてきており、何かあった際には迅速に、情報提供をいただいているところでございます。これまでも米軍への確認や要望などは、中国四国防衛局を通じて行っており、今後もしっかりとした信頼関係のもと、中国四国防衛局を通じて要請すべきところははっきりと申し述べていきたいと考えています。

次に、飛行停止や飛行自粛を求めるべきとの御指摘についてです。

中国四国防衛局を通じて、米軍においてはF A－18戦闘攻撃機に対する安全点検等を実施し、機体の安全が確認されているとの情報が入ったことから、このたびは原因究明と再発防止に向けて最大限の取り組みを行うよう要請いたしました。山口県と2市2町からなる山口県基地関係縣市町連絡協議会においても、安全対策と再発防止の徹底などについて要請しておりますが、飛行停止までは言及していません。しかしながら、今回の事故は、本年3月の再編完了後、初めての空母艦載機の墜落事故であり、住民の安心・安全にかかわる重大な事故であると捉えています。今後も、阿多田島を含め、本市上空での飛行を回避するよう求めてまいりたいと考えています。

続いて、防災危機管理についてです。

本市では、平成20年に国が作成したガイドラインに沿って、高齢者や障害者などの避難支援を行う災害時要援護者避難支援制度を運用してきました。その後、東日本大震災を機に平成23年に災害対策基本法の一部が改正されたことにより、現在の避難行動要支援者支援制度となりました。この制度に登録されている方は1,056名で、台帳で整理するとともに、システムで名簿を管理しています。

個別計画としては、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防団、警察に避難行動要支援者名簿を提供し、いざというときの安否確認や避難場所への付き添い支援などに活用していただいています。今後は、要支援者を支援する方となる支援者が不足している状況ですので、今年度、認定した地域防災リーダーの方にも支援者として活動していただけるような仕組みを考えているところでございます。

以上で、山崎議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、山崎議員の奨学金についての御質問にお答えいたします。

本市の奨学金制度は、学業等が優良であって経済的な理由により修学が困難な生徒に無利子で学費を貸付し、有用な人材の育成の道を開くことを目的に、昭和42年度から実施しております。平成24年度からは、定住促進のため、2年以上本市に居住すれば、返還を免除する制度を導入し、本市奨学金制度の大きな特徴として位置づけております。

まず、奨学生の拡大についてでございます。

奨学金の貸付件数については、近年、減少傾向にありましたことから、教育委員会としては広報活動と貸付要件の緩和に取り組みました。広報活動につきましては、平成28年度より、市内中学校及び近隣の高等学校への募集案内の配布、フェイスブックへの掲載など、新たな取り組みを行っております。また、貸付要件についても、平成29年度より、所得要件を見直し、緩和を行っております。こうした取り組みにおいて、平成30年度は前年度と比べ、貸付件数がやや増加しております。これまでの課題や成果をしっかりと検証し、今後も本市奨学金制度の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、本市奨学金以外の奨学金に対する返済支援についてですが、苦しんでいる若者に手を差し伸べることにつきましては、意を同じくするものではありませんが、貸与者の状況

把握が困難であり、また財政上の負担が大きいことなどから、現時点では実施は難しいものと考えております。

最後に、滞納状況についてでございます。

収納率はおよそ85%で推移してはいましたが、ここ数年はやや低下しており、平成29年度決算時においては約80%で、滞納額は約350万円ございました。収納率上昇に向けては、借りたものは返すという基本的な社会のルールを守ることが自立を促していくという認識のもとに、毎月の督促や長期滞納者への催告などの取り組みを行っておりますが、なかなか改善に至っていないのが現状であります。

今後も本人や連帯保証人の状況把握に努めるなど、収納率の向上に努めたいと思っております。市民の皆様の税金を原資としている奨学金制度でございますので、有用な人材の育成の道を開くという本制度の目的達成に向け、これからも努力してまいりたいと思っております。

以上で、山崎議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○11番（山崎年一） まず初めに、岩国基地の米軍機の墜落の内容についてお伺いいたします。

中国四国防衛局とは連携を密にして意思の疎通をしっかりと図っておるということの答弁の中で、今回の対応になったんだということだろうと思うわけですが。実は、今回、岩国基地周辺の自治体の首長は、総じて直接、米軍や防衛省や外務大臣に申し入れをされとるわけです。今回の大竹市の対応というのは、本当まれに見る対応といいましょうか、中国四国防衛局に申し入れをしてくれという対応ですから、市民からすれば非常に心もとない。

広島県の湯崎知事は、墜落事故を起こしたF A-18スーパーホーネットについて11月19日に事故の原因や安全対策で十分な説明があるまでは同型機の飛行を停止するよう求める要望書を日本政府や米国政府に送付したと。要請文は空母艦載機の移転後初めての墜落事故で、地域住民の不安を大きく増大させるということの指摘をしております。

それから、昨年11月のC-2輸送機の墜落事故。まだこの原因究明もされていない。

それから、6月のF-15、9月のF-35B、さらには今回のF A-18と、短期間のうちに墜落事故が頻繁に起こっております。到底、基地周辺に居住しておる住民としては看過できない問題だと思うわけです。そういった意味においては、事故に対する徹底した原因究明、早期公表や安全教育ということは欠かすことができないことだというふうに思います。

そういったことで、地域住民に安心・安全を提供するためにも直接、大竹市長が関係各機関に申し入れをするべきだというのが私の主張でありまして、大竹市と同じように岩国市の福田市長もこれは容認をされております。この福田市長でさえ、9月21日の記者会見で、原因が明らかになり、安全が確保されるまで飛行を自粛することが望ましく、15日に岩国基地でリチャード・ファースト司令官に面会し、伝えたという報道もされております。このように基地が立地した自治体が、基地に隣接した上空を艦載機が飛行しているわけで

ありますが、自治体の首長として住民の安心・安全をしっかりと守るとというのが、首長の責任だと私は思うわけです。

そういったことで見ると、岩国基地周辺の自治体の中で、大竹市長の対応だけが異様に感じるわけです。先ほど来、確かに中国四国防衛局と連絡を密にして、信頼関係があるとおっしゃいましたが、中国四国防衛局と信頼関係があっても、地域住民、大竹市民からしっかりと信頼させるような対応をされないと、私は間違いだろうと思うわけです。なぜ、このような対応になるのか、先ほどの中国四国防衛局としっかりと信頼関係を築いておるということの説明では、納得できんわけですよ。そこのところをもう少し詳しく御説明いただけませんか。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 山崎議員のほうから大竹市長だけが異様であるというような御発言もいただきました。確かに、パフォーマンスをしないということでは異様であろうかと思えます。本当に効果がある行動をどうとるか。そのことこそが、大変なことだというふうに自分、覚悟を決めております。そういう意味で、いざというときには全市民にかかわって、代表してちゃんと言うべきことはきちっと言っていく。ただ、国の防衛という一番根幹的な政策の中で、ことが成就するには、防衛省、国を代表する機関であります防衛省ときちっと協議していくこと、段階的にそのことが大変大切なことだというふうに考えながら行動させていただいております。決して、できもしないことでパフォーマンスすること、そのことは避けたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○11番（山崎年一） 何もパフォーマンスをしてほしいと申し上げたわけじゃありませんで、岩国市の福田市長や湯崎広島県知事はパフォーマンスをしとるというふうに、私には聞こえるわけでありましたが、決して大竹市長がそうおっしゃったのではなかろうということ、ぜひ確認したいと思えます。

ただ、御存じのように、このF A-18スーパーホーネット、あるいは米軍の空母艦載機は、岩国基地を出庫した後はほとんど阿多田島の上空を通過するわけです。そういった意味においては、阿多田島の住民の皆さんは本当に冷や冷やもんだらうと思うわけでありませう。そういった地域を抱えている大竹市長として、やっぱりパフォーマンスではなくて、本当に住民の心に寄り添う対応をしてほしいというのが私のお願いでございます。

この部分については市長のお考えもきょう伺うことができましたが、もう少し意思の疎通がこれから図れていければと思いますので、続きまして、次の奨学金問題に移りたいと思います。

奨学金の返済支援については、先ほどの財源の問題もあるということと、大竹市の奨学金制度そのものにそういった助成措置も求めておるということの中で、現状では取り組む可能性は、必要性に感じてないということであったと思うわけでありませう。確かに、本市の返済免除制度というのは利用される、奨学金を返済される方にとっては非常にメリットの大きい制度だということは、私は評価をしますし、いい取り組みであったというふうに考



えております。

ただ、問題なのはその数がぐっと絞られておると、ここに問題があると私は思う。門戸をもう少し広げて、本当に定住促進、若者の支援、有能な人材を大竹市に確保するという目的から少し弱まっておるという意味においては、その目的をしっかりと確保するためにも奨学金制度の受給者を拡大していくということが必要ですが、現状で近年見てみますと、どんどんどんどん減ってきている状況の中で、ほかの若者支援の対策を考えたらどうか。今の奨学金制度がそこまで広げられないのであれば、定住促進、若者支援のため、人口増加のためにも奨学金を受けて苦勞して返済に挑んでられる若者が、この大竹市に来て、就職すれば奨学金の返済が少しでも免除できるという制度にさせていただきりゃということで、これは全国的に広がりを見せております。

栃木県佐野市では、市内転入者に対して、現在在籍する奨学金の一部を助成しますと。独立行政法人日本学生支援機構の奨学金か地方自治体の奨学金の貸与を受けた方で、特定の条件を満たせば年額12万円を上限として助成します。あるいは、兵庫県加西市は、人口増、定住対策の一環として奨学金を受けて大学に進学し、Uターンで住まれる方や、就職等で加西市に移り住まれる方が返還されている奨学金の一部を補助するというふうに、こういった取り組みが各所で見られるわけです。先日、静岡新聞では、静岡市で6市町においてこういった取り組みがなされておるということで、磐田市ですか、これは2018年度Uターン促進奨学金返済支援補助基金を始めたということでありまして。それから富士市というところも2018年度から始めた。沼津市は2019年度から地元企業のPRと学生のUIJターン促進を狙い、地元の企業に就職した市民に補助を認めるというようなことで、非常に取り組みが広がってるわけです。

確かに、大竹市の奨学金制度をこれからどんどん拡大していくんだと、そういった中で若者支援や大竹市の定住促進に貢献していく奨学金制度にするんだということであるならば、それはそれとして1つの方法だろうと思うんですが、やっぱりそういった意味ではなかなかこの大竹市の奨学金制度というのは金額が膨大に膨らむという部分もあろうかと思うんですが、そういった意味においては新しい制度をつくることによって、広くいろんなところから大竹市に就職されたらこういった利点がありますよという制度をつくっていただきたいというのが今回の私のお願いでありますので、そのことについて財源的に問題だというようなこともありました。財源そのものは制度の設定の仕方によっていろいろ変わってくるわけですので、年間20万円助成するというのもあれば15万円しかないという部分もあるわけですから、そういった意味においては定住促進、人口対策について私は非常にこれ大切なことではないかと、若者を大竹市に確保していくということについて必要な措置じゃないかというふうに思うわけです。そういったことについて、先ほどは現状では考えてないんだということではありますが、そういった主旨、私の申し上げております定住促進、人口対策、若者支援、大竹市に有用な人材を確保するという点についてのお考えについて少し御意見を伺わせてください。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聰） 主に返済の支援ということについて考え方、もう少しお話し

させていただこうかと思えます。

返済の支援ということで、支援のほう、こちらとしても少し調べさせていただいたんですけれども、大きく3つに分かれようかと思えます。ただ、その前提として居住年数、何年以上居住しているとか、その県に正社員として就職しているとか、そういった条件等は前提となっておりますけれども、1つは大竹市がやってるような奨学金を貸付て返還金を免除するというのがございます。2つ目に他制度の奨学金の返還金を助成していくと、よそで借りた奨学金を大竹市がかわりに返済していくと、一部も含み返済するというのが2つ目。3つ目が、議員さんおっしゃられましたように、企業等と県がお金を出し合って奨学金返還基金をつくって、基金から返還金相当、あるいはその一部を振り込む等と、そういったものがございます。

もちろん、教育委員会としても当然、人口増とか定住促進とか若者支援ということは賛同するところではありますけれども、その課題として、例えば、他制度の奨学金の返還金を助成することにつきましては、市の奨学金貸付者の基準が所得要件であるとか、学業の成績要件とかございます。その要件に沿って貸し付けていると。満たないものについて今度は他の奨学金を利用して借りた人に対して、うちの基準と違うのに返していくというのがどうなのかなと。いかがなものかというところがございます。また、企業等と県がお金を出し合っているというのがありますけれども、広島県が実施しているということなんですけれども、先ほど申し上げた課題と重複するところもあります。また、加えて市内企業との調整も必要です。市の単位でこの制度を行っているというところは現時点で確認できていませんので、そういった他の事例等もしあれば、市町単位でやっていると。参考にはしたいと思うんですけれども、今現時点では難しいというふうに考えております。

あとは、先ほど定住促進とか人口対策、若者支援、これ教育委員会としてはもちろん賛同なんですけれども、ただ、教育委員会だけがそれに向けて取り組むということはできませんので、横の連携、あるいは全庁的な取り組みということが必要になってまいろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○11番（山崎年一） ありがとうございます。ぜひ検討していただけたらと思いますので、要望しておきますのでよろしく願いいたします。

それで、奨学金返済期間中の返済状況ということで、先ほど350万円ぐらい滞納があるというお話がございました。滞納者に対するといいましようか、連絡とか要請とか、これはなさってるんだろうと思うんですが、一旦返済が始まりますと、返済が終わるまで余り通知がないというような話も伺うんですが、順調に返済される方についてもやっぱり何年かに1回ぐらいとか、1年に1回とか、こう通知を出して確認をしていただける。あるいは注意喚起をしていただけるというような状況というのは、これはとってらっしゃるかどうかわせて。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聰） 現在、滞納者に対して、収納率上昇に向けてということの取

り組みなんですけれども、現在行っていることにつきましては、2カ月以上の滞納者に対して、毎月、督促あるいは催告等を行っております。必要に応じて電話連絡も行っております。まず、本人に連絡をとって、本人に連絡がとれない場合は保護者に連絡をとるなどして回収に努めているところでございます。ただ、まだまだ収納ができていないというような状況がございますので、今後、家庭訪問、あるいは保護者、連帯保証人を通じた本人への催告等を強化するというようなことも考えます。あわせて、経済力がありながら返還の努力が見受けられないという場合等は、市の顧問弁護士等に相談しながら、納付相談あるいは訪問によって滞納者の実態把握等に、なぜ返せないのかというところを実際把握等に努めたいというふうに考えております。

返還に応じない等誠意を見せない者に対しては、支払い督促または訴訟等の手続を踏むことも検討が必要になってこようかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○11番（山崎年一） 順調に返済してらっしゃる方にも通知だけはきちっと、何年かに1回ぐらいは出していただくということをお願いしておきます。

今回、12月議会の一般質問では、岩国基地の米軍機墜落事故の対応について、奨学金返済について、防災危機管理についてお伺いをいたしました。引き続き、この3つの問題についてしっかりと取り組んでいくことをお約束いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 質問の中から、岩国市や県知事がパフォーマンスしてる、そう認識してるんかという御発言がありました。私はそのように考えているわけではございません。私は、実効性を求めてちゃんと行動するというところだけを申し上げただけで、そのことの誤解がないようによろしく申し上げます。

○議長（児玉朋也） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は13時10分を予定しております。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

12時10分 休憩

13時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

続いて、12番、細川雅子議員。

[12番 細川雅子議員 登壇]

○12番（細川雅子） 12番、大竹新公会の細川雅子です。きょうは会派を代表して一般質問をさせていただきます。ちょっと風邪を引きまして、お聞き苦しいところがあるかもしれませんが、最初にお断りしておきます。申しわけありません。

きょうは、違法公金支出損害賠償請求事件、いわゆる大願寺の裁判でございますが、こ

れにかかった費用と、今後の議会との向き合い方についてを質問をさせていただきます。

平成30年11月6日に最高裁判所の判決が言い渡された違法公金支出損害賠償請求事件は、議会議決をした現役の議員が原告となって、みずから議会で決めたことを否定する訴えでした。

判決の主文は、現判決中、上告人敗訴部分を破棄する。前項の部分につき、被上告人らの控訴を棄却する。控訴費用及び上告費用は、被上告人らの負担とするというものでした。

きょうの一般質問は、多くの市民が気にかけているであろう裁判にかかった費用がいかばかりかと、判決を受けて今後市長は議会とどのように向き合うのかをお尋ねいたします。

大願寺造成事業全体の経緯はここでは触れないこととして、平成25年から5年間にわたって、市民と市政が混乱に巻き込まれた今回の裁判についての経緯に触れさせていただきます。5年という長期間にわたった裁判ですので、若干長くなりますがお許しください。

大願寺の土地の処分については、平成20年11月の第1回の公募から住宅用地として売却の取り組みを初め、平成22年10月の公募まで、計3回の公募は不調に終わりました。議会はその都度、経緯の説明を受けて、市長とともに早く解決しなければならないという思いを1つにしていたことは議会の場にいたものには共通認識でした。平成23年11月の4回目の公募により応募者と仮契約を締結することができ、12月12日本会議において、契約締結議案が議会に提出されました。審査の付託を受けた生活環境委員会では、鑑定評価額、予定価格などの説明を受けた上で、可決するべきもの、つまり仮契約どおり売却するべきものと決しました。12月15日の本会議では委員長の委員会報告を受けて、各議員はそれぞれの立場で賛否を明らかにし、賛成多数で可決して契約が成立したものです。

これらの経緯は、平成24年12月14日本会議の会議録における、平成23年度決算の認定議案の審議における、各議員の討論に詳しく記録されています。にもかかわらず、一部議員は市民を誘い、市を相手取って市長に巨額の損害賠償を請求するように訴えました。平成27年7月29日の広島地方裁判所の判決では、市の主張が全面的に認められ、原告の請求は棄却されました。しかし、平成29年3月9日の控訴審では一転して市の主張は退けられました。

私も議会としては、売却価格について、価格が適正な対価であるかそうでないか、一人一人の議員の思いはそれぞれあったと思いますが、仮に適正な対価でないとしても、十分な説明を受けて審議し、結論を出したものです。このたびの最高裁判所判決は、判決理由として土地の売却の契約が成立した経緯を詳しく確認されています。

1、市は平成20年2月、学校を統合して大願寺地区に移転し、本件土地を住宅地とする計画を表明したこと。

2、市は、平成20年10月17日、鑑定評価額と同額を予定価格とし、それを公表して一般競争入札に付したが、申し込みをしたものはなかったこと。

3、市は、同年11月14日、予定価格を非公表として再度一般競争入札に付したが、申し込みをしたものはなかったこと。

4、市議会には防犯や児童生徒の安全のため、平成25年4月の小中学校移転開校までには土地が住宅地とされている必要があるという意見があったこと。

5、市は、平成22年秋、3回目の土地売却手続の計画に際して、土地の一部についても買い受けの応募があれば、売り払いが可能になるようプロポーザル方式を採用することとしたこと。

6、市は、平成22年9月17日の議員全員協議会で、小中学校の配置計画を説明し、4万平米以上を購入するという条件で購入を希望する面積及び金額の提示を受けること。予定価格は非公表とすること。プロポーザル方式によって相手を選定する方針であることについて説明したこと。

7、市は、事業実施者による土地の造成及び販売に要する時間を考慮して、5年後の価格を予測することとして予定価格を定めて、予定価格を非公表として公募したこと。

8、平成22年10月26日に1社から応募があったが、最終的には応募を撤回したこと。

9、市は4回目の売却手続を行うこととし、平成23年11月8日に議員全員協議会においてその旨を説明したこと。

10、市は11月9日、売り払い最低面積を4万平米、予定価格を非公表として、プロポーザル方式により事業実施者を公募したこと。

11、11月25日、2社が共同で土地全体を3億5,000万円で買い受け、宅地及び施設用地とするという内容で応募したこと。

12、市長は仮契約を締結し、12月8日開催の議員全員協議会において事業提案者に土地全体を3億5,000万円で売却する予定であることを説明した。その際に土地を売り渡す必要性と、予定価格は数年後の地価を想定して決定したことについて説明したこと。

13、市は12月12日、譲渡価格は適正な対価の範囲内であるという認識のもと、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に基づいて売買契約の議案を市議会に提出し、市議会は生活環境委員会に付託したこと。

14、市は同日の生活環境委員会において、鑑定評価額は7億円であること。予定価格は3億3,777万8,342円であることを説明し、委員会は可決すべきと決したこと。

15、市議会は12月15日の本会議で、生活環境委員会の審査報告をもとに質疑及び討論を行い、議案を可決する議決を行ったこと。

16、そして、出席した議員からは、本件鑑定評価額は、1坪当たり約3万8,000円であるところを、本件譲渡価格では、1坪当たり約1万8,000円で売却することになるなどの発言があったと、議員の発言を紹介しています。これは、平成23年12月15日の本会議の会議録をごらんになっていただければわかりますが、今回、裁判の原告の1人でもあります議員の発言内容であります。これは、議会の議員は鑑定価格と売却価格に差があることを聞いて、その点についてよく理解していたことを示しています。

判決文に戻ります。

17、平成24年10月4日の決算特別委員会による審査を経て、12月14日の本会議では、本件土地の譲渡による収入3億5,000万円を含めて決算が賛成多数で認定されたこと。

以上、17点ございましたが、判決理由の中の前審、つまり広島高等裁判所による控訴審における判決で、適法に確定した事実関係等の説明の部分で、土地売却の契約が成立した経緯が詳しく記されております。ここまで繰り返し、市は説明したとされていることは申

すまでもなく、原告に名を連ねた5人の市議会議員を含めた私ども市議会議員が説明を聞いたということを意味しております。

高等裁判所の判決は、5点あります。

まず、ア、土地の売却は適正な対価なくしてされたものであるという前提に立って、鑑定評価額より低額であることが示された上で審議され、可決する議決が行われたものであるが、議案が適正な対価での処分の際の条文に基づいて提出されている。適正な対価を下回ることを前提として譲渡の必要性、相当性の討議がされていないので、地方自治法237条第2項の議決があったとは言えない。決算認定議決についても、追認する議決が行われたということとはできない。

以上のようなことから、原告の請求の一部を認めて、市長に1億4,910万円もの巨額な損害賠償を請求するよう市に言い渡しております。というような趣旨でございましたが、これに対して最高裁判所は、高等裁判所の判断は是認することはできないとされました。その理由を最高裁判所は、以下のように説明しておられます。

法237条第2項の趣旨は、適正な対価なくして財産が譲渡されると、地方公共団体に多大な損失を生じるおそれや、特定のものの利益のために財政の運営がゆがめられるおそれがあるため、条例による場合のほかは適正な対価によらずに財産の譲渡を行う必要と妥当性を議会において審議させ、当該譲渡を行うかどうかを議会の判断に委ねることとしたと介し、議案の提出の形ではなく、議会において実質的にどのような審議を経て議決が行われたかということが問われるということです。これは平成17年11月17日の最高裁判所第1小法廷の判例を踏襲したもので、いわば法解釈の常識と言えるでしょう。にもかかわらず、審議にかかわってきた5人の市議会議員は、市民を巻き込んで、審議が行われていないと市を訴えて今日に至りました。

最高裁判所は、適正な対価であるか否かは評価にかかわる事項であって、見解が分かれることもあり得るからとして、適正な対価による譲渡を前提として議案が提出されても、議会において適正であるか否かを判断するために参照すべき価格が提示され、譲渡価格を参照すべき価格に大きな乖離があることを踏まえつつ、必要と妥当性について審議された上でこれを認める議決が行われるなど、これは私どもが行った審議が、先ほど紹介した最高裁判所の事実確認にありましたように、まさにこのような審議を私どもは行っておりますが、このように実質的な審議が行われていれば、法237条第2項の議決があったものというべきであるとされています。

なお、適正な対価でなかったとしても実質的な審議が行われたといえるので、適法であるという結論ですから。適正な対価であったかどうかの判断はされていません。しかし、2名の裁判官は、売却に至るまでの公募が成立しなかったことや、公募という競争性のある手続によって行われた売却の場合には、鑑定評価の50%にとどまるとしても、それを適正なものでなかったということには疑問があるという趣旨の補足意見を加えられています。

最高裁判所の判決を要約すると、適正な対価であったかどうかは判断せずに、仮に適正でなかったとしても議会において適正であるか否かを判断するために参照すべき価格が提示され、譲渡価格と参照すべき価格に大きな乖離があることを理解しながら、必要性

と妥当性について審議がされた上でこれを認める議決が行われたならば、違法性はないということです。

まさに、私ども大竹市議会が慎重に審議して決定したありようを示していると思います。高等裁判所の判決が最高裁判所に上告受理を申し立てておりました際に、最高裁判所というのは、あかすの扉、同じ最高裁判所の中でも行政訴訟においては、針の糸を通すほど難しいと市長をやゆした議員もありました。平成29年3月24日の本会議における予算特別委員会、委員長報告に対する一括討議です。この裁判で負ければ、私は次は出馬しませんが、かたい決意を表明されたほどの自信を持たれていましたが、原告の議員が持つ糸は、勉強不足の貧かな理屈で膨らみ、悪意でけば立っていたようです。悪意なしに正しい理論で整理すると、糸は筋道が通ってスリムになり、正義の門は大きく開かれるようです。

判決は、市の主張が認められたというのですが、実は、私ども大竹市議会の行動が正しかったと認められたというものだと、私は理解しております。一部の議員は、私どもと同じ説明を聞き、審議を行ったにもかかわらず、後になって市民を巻き添えにして裁判に訴えました。彼らは、採決に際して手続的な指摘をそのときに行うことはありませんでした。議員というものは、改めて申し上げるまでもなく、市民を代表して市の方向性を議会として責任を持って決定する役割を担っています。そのために、私ども大竹市議会はしっかりと審議してきたつもりですが、裁判について訴えた一部議員は、大竹市議会はしっかりと審議を行わずに結論を出したと主張されたものと私は理解しています。誰にも増して、市から情報の提供を受け、執行部を問いただす権限を持つ立場にありながら、一部議員による行動が市政運営に与えた影響を問いただしたいのは私だけではなく、多くの市民の皆様と意思を同じくしていると信じております。

住民訴訟は、地方自治法で保障された住民の権利であり、代表制による議会制民主主義において必要な制度だと理解しております。ですから、住民が訴訟に踏み切ることとは否定しませんし、これにかかる費用は民主主義に係る必要経費です。しかし、本裁判は議決をした議員の一部が起こした裁判です。その原告の議員のお一人は、平成30年3月26日の本会議における平成30年度予算に対する討論で、最高裁判所の判断が下るまでは反対の意思を貫きます。政治にかかわる人には法的責任、道義的責任、説明責任という責任があると言われております。3つの責任について説いた方は、今回の判決を受けてどのように行動するのでしょうか。多くの市民が注目しております。人として恥ずかしくない態度を示していただきたいと願うばかりです。

それはさておき、民主主義の授業料ともいえる裁判費用、弁護士費用、職員の人件費など、今裁判にかかった費用を明らかにするのは、私ども議員の責任かと思えます。判決で被上告人の負担とするとされた控訴費用などはどのぐらいの金額になりますか。

また、このたびの補正予算で訴訟関係事務、弁護士謝礼として、720万円組まれております。大願寺の裁判での弁護士費用との説明でしたが、1審から代理人としてお願いした弁護士費用を合計するとどの程度の額になるのでしょうか。ほかにも、職員の皆さんの業務の負担も多くあったのではないかと思います。この裁判のための打ち合わせや、臨時的に業務量がふえ、時間外勤務を行う必要が生じたのではないかと思います。ほかにも多くの

業務を抱えた中での人件費ですから計算しにくい面はあろうかと思いますが、市民の皆さんの関心事です。ぜひ、明らかにする必要はあります。各担当の職員が要した時間を大まかに計算し、人件費の平均額を掛けるというような概算でも結構ですからお願いいたします。

もう一つ、この裁判で示された議会審議における今後の市長と議会とのあり方で確認しておきたいことがございます。

判決では、審議の実態に即して、当該譲渡等が適正な対価によらないものであることを前提として審議がされた上、これを認める趣旨の議決がされたと評価できるときは、同項の議会の議決があったというべきであるとあります。

前提として審議するためには当然、関連する資料の提供は必要となります。私は、今までも議会審議に必要と思われる資料は、個人情報など保護が必要と判断したものを除いてはオープンにされてきたと受けとめております。

このたびの判決を受けての弁護士さんのコメントをテレビで聞きました。この判決の持つ意味について弁護士さんは、物事が、資料が提供され、オープンにされ、議会で議論をされ、多数決で決まれば、それは暫定的な決定ではなくてこの国における民主主義的な最終的な決定である。司法が介入する余地はないと最高裁判所が言ってくれたと解説しておられました。

私ども議員に与えられた責任と権限はそれほど大きなものです。現在、大竹市議会では、議会基本条例の制定に向けて準備中です。本会期中に議案上程されると思っております。議会改革調査会では、条例案と解説の作成に当たって、議会の責務、役割、目指すべき大竹市議会のあり方など、議論を重ね、合意形成をしてまいりました。市議会には市民を代表して最良の決定をすることが求められています。そして、議会の議決があったと認めていただけるその重責に耐え得る審議とするためには、関連する資料の提供は必須です。資料の提供等において市長はどのようなスタンスで今後臨まれますでしょうか。

1つ、裁判にかかった費用。2つ、議会への資料提供についての市長のお考えをお尋ねいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 大声で叫びたい気持ちを胸におさめて、我慢し続けていましたことを今、議員から丁寧に詳しく御発言いただきました。ありがとうございます。

住民監査請求から約6年間、大竹市を思い、考え、担い続けてきた市長であった期間だけでなく、これまでの私の人生を否定され、全財産を失うのではないかという不安と恐怖に日々さいなまれておりました。振り返りますと、私もですが、それ以上に私の家族、親族、孫までも長い間よく耐えてこれたという思いがいたしております。そして、私を支えてくださった議員の皆様方。また、常に私を支えてくれた職員。また、後援会初め多くの市民の方々におかれまして、私を認め、支援してくださったばかりに非難を受けられた場面も多々あったろうと思います。大変な御心労をおかけしたのではないかと感じておりま



す。

以前の議会で私は、孔子の論語の言葉、恕の心を話させていただきました。恕という漢字は、女の右に口を書きまして、下に心という字をつけます。口の字を又という字に変えるだけで怒りという字になります。先ほども述べましたが、周辺の方々を含め私は常に不安と恐怖と隣り合わせでございました。極度の不安と恐怖はそれを与えたものに対する怒りに変わります。みずから1点の曇りもないことを支えに、これまで怒りを抑えようと努力してまいりました。みずから言い聞かせるように公の場で恕の心の話もさせていただきました。しかし、私だけが許すというのはいかにもいい格好をしているようであり、また、私は孔子のように聖人君子ではないとの思いもあり、恕と怒りの感情は混沌としながらも私の中で同居しておりました。やはり、怒りは怒りとしてしっかりと表明すべきではないかとの思いが強まっていた折、本日、議員が大竹市の意思を決める大きな役割を担うという議会の重さを見事に表現してくださいました。

それでは、細川議員の御質問にお答えいたします。

冒頭申し上げたとおり、この裁判は住民監査請求から始まり、本年11月6日の最高裁判所での判決まで約6年もの間争われてきましたが、その間、多くの職員や弁護士がこの裁判にかかわってまいりました。

裁判に係る費用としましては、支出伝票等に記載があり、算定が容易なものでありますが、人件費など、算定が困難なものもございますので、はっきりと申し上げられないことをお許しください。

まず、算定が可能なものとして弁護士費用がございます。本定例会に補正予算として提出しておりますが、(旧)日弁連の報酬基準を参考に算定した代理人弁護士6人分の720万円と、これまで1審から3審まで支払った着手金約390万円を合わせ、弁護士への謝礼は約1,100万円になります。

次に、職員に係る費用でございます。1審から3審の間に、弁護士との協議、法廷での弁論等に要した出張の延べ人数は約500人となり、出張旅費や高速道路代で約100万円を支出しております。出張に係る人件費は、仮に職員の平均時間単位を2,000円とし、往復に4時間費やしたとすると、延べ500人で約400万円になります。一方、内部での協議や資料、準備書面等の作成、来庁者や電話の対応、多数の情報公開請求への対応、裁判に係る議会対応など、個別に算定することが困難な人件費のほか、消耗品費や通信費もでございます。年間を通じて数人は事務に従事しておりますので、正確に算定することはできませんが、6年間の人件費は相当の金額になると思われれます。また、費用ではございませんが、警察の捜査や、名指しでの執拗な批判などによる職員の精神的な苦痛も相当なものがございます。

多額の公費と年月を費やした裁判でございますが、最高裁判所の判断は、司法は議会の議論を尊重し、慎重に審議し、議会で決まったことは司法が立ち入らないことを明確にしたもので、本来の二代表制の意義や、地方自治の本旨に立ち返るものと思っております。先日報告されました、大竹市議会基本条例(案)は、二代表制の実効性と地方自治の本旨の実現を使命とした活動原則を定めるもので、今回の判決主旨と合致しているものと理

解しております。

条例案第3章、「市長等と議会の関係」についてでございます。

私は、これまでも市民の皆様方の代表である議会、議員の皆様を大切にしながら、方向性を決定する際には、できる限り情報をお示しし、御意見を伺いながら進めてまいりました。そして、条例案には、事業の審議や予算、決算の審査に必要な資料の提供に努めるよう、市長に求めるものとされております。議会と市長、それぞれの役割を果たすためにも、今回の最高裁判所の判決にありますとおり、必要性、妥当性、財政に与える影響など、議会において実質的に十分な議論ができますよう、引き続き積極的に情報提供に努めるとともに、丁寧にわかりやすい説明に努めたいというふうに思っております。

以上で、細川議員の答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） 計算しにくい人件費についてなども概算で教えていただきましてありがとうございます。数字で出てきた額としたら2,000万円弱になるかと思いますが、それだけでも随分大きな費用だと、私は受けとめております。それ以外にも計算できない人件費というのはまだあるんだと、またそれ以上の精神的な負担もあったといったお答えでございました。

ただいま御紹介いただきました弁護士にかかわる費用とか人件費など、はっきり数字で出てくるものは、これは全て市民の税金で支払われるべき費用でございます。とはいえ、現実的には市長もおっしゃったように、この直接的に支払われる費用以上に市政に与えた負の影響は大きいと思っております。といいますのは、一旦議会で決まったこと、議決されたことがそれを決めた当事者たちによって、つまり議員です、によって否定されて、裁判にかけられる可能性があるというときに、裁判のそういう心配なく一生懸命仕事ができるときと比べて、職員の皆さんの仕事に対するモチベーション、どれほど下がるでしょうか。

また、神聖なこの議会の場で、根拠なくうそつきとか、犯罪者という言葉が飛び交いました。私自身いたたまれない気持ちでございましたが、そこにおられた市長初め職員の皆さんの心のありようは想像するに余りあります。こういったことを考え合わせますと、この裁判は市民にとって、市にとってどれほどの損失を与えたかははかり知れません。全くお金では買えることはできませんが、市民の皆様からは、原告の議員には裁判にかかった費用を請求するべきではないか、してほしいという声が私のところにも数多く届いております。以前に、裁判に要する経費を原告の皆さんに請求するべきかどうかという議論が行われたと記憶しております。選択肢は3つありまして、まず、原告全員に請求するのか、次に、一部議員に誘われた市民は一方的な情報しか持っていなかったのが対象からは除いて、実質的な審議を行った上で市を訴えた立場を持つ、またそういう立場を持っていた原告、つまり議員ですね、のみに請求するのか。もしくは、請求しないのか。いろいろな考えがあるかと思っております。まだ判決が出て1カ月たっておりませんので、市長自身の心の整理も十分にはできていないかと思っておりますが、今御紹介したような市民の声、市長はどのように受けとめておられるのか、ぜひお願いいたします。

もう1点。政治的、道義的に責任についてでございます。

私が所属している大竹新公会では、議決に責任を負うべき立場でありながら、それを否定して裁判に訴えた議員の政治的責任、さらに道義的責任は大きいと考えています。原告の議員の皆様が非公式の場で発言されたあれやこれやについて、この場で取り上げるつもりは全くありませんし、それをしてはならないと思います。しかし、本会議上及び委員会での発言は違います。御自身が言われたことを胸に手を当てて思い出していただき、思い出せない場合には議事録も残っておりますので、しっかりと確認して、市民に対して責任をとっていただきますよう、会派を代表してお願いしたいと思います。とるべき道は1つです。

市長は同じ政治家として、5年以上にわたり市民と市政を混乱に巻き込んだ原告議員の政治的、道義的責任についてはどのようにお考えでしょうか。先ほど、恕という言葉を紹介されたばかりで、なかなか言いにくい部分もあるかと思いますが、全部はなかなか言いにくいとは思いますが、その一端だけでも御紹介いただければと思います。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） この裁判におきましては、根拠のない誹謗中傷によりまして、私はもちろんでございますが、多くの職員が傷つき、萎縮し、市民の皆様を対立と混乱に巻き込んだ負の影響ははかり知れないものがあるというふうに感じております。今、話題のいじめの問題、いじめた側の加害者は加害意識がなく、受けた被害者は大きな影響で後に残るものがございます。まさに負の影響は大変大きなものがあるというふうに考えております。

広島高等裁判所の判決につきましては、最高裁判所におきまして平成17年最高裁判決の解釈誤りとされました。判決は、裁判官の自由心証主義によって行われますが、譲渡価格が不動産鑑定評価額と大きな乖離があったことが、広島高等裁判所の裁判官の心証に影響を及ぼし、判断を誤らせたのではないかと感じております。しかし、最高裁判所の判断は、譲渡価格に加えて、鑑定評価額を踏まえた上で譲渡が適正な対価によらずにされたものであったとしても、議会において必要性和妥当性について審議され、その上で認める主旨で議決されたと評価することができるから、地方自治法第237条第2項の議会の議決があったということができるというものでございました。さらには、裁判長を含む2名の裁判官が、売り渡し価格が適正でなかったという広島高等裁判所の判断について疑問を感じると、従来市の主張に沿った意見を付しておられます。これは、議会の審議を尊重するという地方自治の本旨に立ち返った判決であり、これ以上の事実はございません。

多くの市民の皆様から、裁判費用の負担について、原告側の責任を問う声が私のほうにも届いておりますが、まずは、最高裁判所の判決内容と判決主旨を正しく理解し、市民の皆様にも正しくお伝えすることが、この裁判にかかわったものの責務だと思っております。

なお、裁判費用につきましては、法的な問題もございまして、時効の問題もございまして、慎重に考えてまいりたいと思っております。刑事告発や裁判を、政治活動や選挙活動に利用するということが絶対にあってはならないことだと改めて強く感じております。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） ただいま裁判費用については慎重に考えていきたいといったお答えで

ございました。私もそう思います。すぐにこの場で請求するのかもしれないのか結論を出せというのではなく、いろいろな影響もございましたので、慎重にさまざまな角度から検討されて、誰にどのように請求するのかというのは検討していただきたいと思います。恐らく市長の心の中にはまだまだいろんなものが渦巻いてると思います。この数年間、決して人を責めることをしないで、常に自分と向き合って、市民の幸せのために市政運営をしてこられた市長、そして職員の皆様だからこそ、正しいこのたびの最高裁判所の判決が出たものと思っております。

一方で、私ども議会にとっては、議会の議決というのはいかにどのものかというのを非常に考えさせられる裁判でした。賛成であれ、反対であれ、議会の中で一旦決まったことに対してどのように向き合っていくのかというのは、非常にそれぞれの議員、それぞれの支援していただく市民の皆様を背景にしておりますので、態度としては非常に難しい対応も迫られる場もあるかとは思いますが、ですが議会の中で討議を尽くし、決まったことは、これがやっぱり決定だと、それをその後、いかに見守っていくかというのも議員の役割ではないかというふうに思っております。

今、市長も議会基本条例について若干触れていただきました。ありがとうございます。まだでき上がっておりません。今議会中に制定できるのではないかと期待しておりますが。この議会基本条例の前文には、議会の役割と、私ども議会が目指している姿を述べさせていただいております。議会の役割は、市の意思を決定することです。この最良の意思決定をするために、市民の皆様の多様な意見を把握して、合意形成に向けて討議を尽くす。そのことを定めております。この条例には、特に新しい考え方とか、大竹市独自の法解釈というのはございません。今まで市議会が積み上げてきた議会改革の事柄を整理して、また時代に見合うもの、その役割や責任に応える議会として改めて活動原則を明文化したものです。憲法や地方自治法に明記されてるのだけで十分という考えもございましたが、それにあわせて私ども自分たちの言葉で大竹市議会の意思、それを条例にするといった形で表明できるということは、恐らく市民の皆様にも評価していただけるものだと思います。今後は条例をつくっただけと言われぬように、みずから決めたことに責任を持つ、持てる議会として、市民の皆様にも信頼いただけるように努力を重ねてまいりたいと思います。

その思いを述べて今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 続いて、14番、田中実穂議員。

〔14番 田中実穂議員 登壇〕

○14番（田中実穂） 公明党の田中実穂でございます。すぐに質問に入ろうと思いましたがけれども、先ほど細川議員の大願寺の裁判の問題について話がありました。私も大変な憤りを感じた1人でありまして、原告に名を連ねた5名の議員の今後の政治的、あるいはまた道義的責任、いかに市民にその責任を果たすのかということをしつかりと見守っていきたいというふうに思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回の質問はただ1点。風疹対策についてであります。

2012年から13年の大流行以降、減少していた風疹がことしは首都圏を中心に流行し初め、

今や全国的に広がりを見せ、累積患者数は2,000人を超えました。定期の予防接種が十分に行われず、免疫を持たない30代から50代の男性に患者が多く、このことが感染拡大の要因とされております。患者は、来年以降もふえ続ける可能性がある指摘されております。

風疹とは、風疹ウイルスによって起こる急性の発疹性感染症で、潜伏期間は2週間から3週間。主な症状としては、発疹、発熱、リンパ節の腫れなどが認められています。一度かかると大部分の人は生涯、風疹にかかることはありません。しかし、既に風疹にかかったとの記憶のある人たちに抗体検査、いわゆる血液検査を行ったところ、約半数の人は記憶違い、また風疹に似た他の病気にかかっていたという調査結果もあります。従来は、1歳から小学校の低学年に多く発生を見ておりましたが、最近はその多くが成人男性となっております。風疹ウイルスは、患者のせきやくしゃみなどによって他の人にうつります。発疹の出る1週間前から、出た後の1週間くらいまでの患者は、感染力があると考えられております。風疹の症状は、子供は比較的軽いのですが、まれに脳炎や血小板減少紫斑病などの合併症を生じることがあります。大人がかかると発熱や発疹の期間が長く、関節痛がひどいとされており、1週間以上も仕事を休まなければならない場合もあるようであり

ます。これだけならよいのですが、怖いのは、妊婦、妊娠20週ころまでの女性が風疹にかけると、胎児が風疹ウイルスに感染し、難聴、心疾患、白内障、そして精神や身体の発達のおくれ等の障害を持った赤ちゃんが生まれる可能性があるということです。これらの障害を先天性風疹症候群といいます。先天性風疹症候群を持った赤ちゃんが、これら全ての障害を持つとは限らず、障害のうち1つか2つを持つ場合もあります。気づかれるまでに時間がかかることもあるようです。この先天性風疹症候群が起こる可能性は、風疹にかかった妊娠時期により違いがあります。特に、妊娠初めの12週までにその可能性が高いことが認められております。女性なら子供のころも含めて2回の予防接種を受けることによって、妊娠中に風疹にかけられることを予防し、または妊婦以外の方が妊婦などへの風疹をうつすことを予防できます。妊娠してからでは風疹の予防接種を受けられないのであります。2012年から2013年にかけての大流行では、罹患者は2年間で1万6,000人を超えましたが、その多くが成人で、男性が女性の約3倍多くかかり、相当数の赤ちゃんが先天性風疹症候群と診断されました。風疹の予防接種を受けていない。または、1回しか受けていない世代がかかっているわけであり

ます。風疹の予防接種は、1976年、昭和51年から始まり、最初は女子中学生のみが対象でした。男女とも1歳過ぎに接種するようになったのは、1995年、平成7年からです。その後、予防接種を受けていない空白の世代を対象に経過措置がとられましたが、接種率は高くなく、そのため20代以上の、特に男性は免疫を持たない人が多くなっております。また、十分な免疫をつけるためには2回の接種が有効とされていますが、幼少期に1回のみという人も多くいます。風疹患者を性別、年齢別に見ると、20代から40代の男性が多く発症しております。これは、予防接種を受けていない。または、1回しか受けていない世代と一致いたしております。この方々は今まさに働き盛りの世代で、父親になる人も多く、妊娠中の女性に感染する可能性が高いのです。

何はともあれ、感染予防には特効薬がなく、予防接種を受けることが大事なんです。ただ、この予防接種、安くありません。先日、私は市民相談を受けました。その方が言うには、この予防接種、1回が5,000円。これで95%が予防できるそうです。2回目、同じく5,000円。これで99.9%、ほぼ100%予防できると言われておりました。将来はこの5,000円が8,000円になる予定とも言われたとお聞きいたしました。医者に行くと抗体検査を勧められるそうです。この検査、血液検査なんですけど、これが6,700円かかります。ワクチンの数が少ないからまず抗体があるかということを経験者のほうから話があったそうです。それならいっそのこと抗体検査を受けなくて、直に予防接種をしたほうが良いと思うんですがという、こういう相談でした。よく私もいろいろと近隣の自治体調べてみましたが、広島市においては抗体検査を無料にしていると聞きました。また、ほかの自治体でも数多くのところでこの抗体検査無料、あるいはまた予防接種の費用の負担を補助しておるといふことであります。

大竹っ子を大切にとの市長のスローガンであります。大竹小学校、小方小学校、玖波小学校を新築し、すばらしい教育環境を整備してこられました。子供たちが新しい校舎で伸び伸びとたくましく成長しております。親が、家族が、親族が、待ち望んで生まれてきた子供が障害を持っていたら、どんなに悲しく苦しまれることでしょうか。遺伝等で障害を持って生まれてきた方もおられます。しかし、2回の予防接種をすれば防げる障害だとすれば、行政として他の自治体どうのこうのではなく、大竹市からは風疹による障害者は1人も出さないとの、この強い決意で予防接種、抗体検査の無料化に取り組んでいただきたいと申し上げます。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議員御指摘のように、制度の編成の中で一定程度抗体を保有されていない方がいらっしゃる、感染が広がっているようでございます。拡大を防ぐためにも国の動向等を踏まえながら、適切に対処していきたいと考えております。時期を得た御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、田中議員の御質問にお答えいたします。

初めに、風疹の流行の状況でございます。平成25年の流行以降、風疹の患者数は年々減少していましたが、ことしの7月下旬から関東を中心に大幅に増加しています。厚生労働省は、今後、全国的に感染が拡大する可能性があるとして、注意を呼びかけています。

また、感染症動向調査によると、11月21日現在、全国の患者数は2,186人となっており、そのうち中国地方は53人、広島県では23人です。患者の内訳は、30歳代から50歳代の男性が多く、過去の予防接種制度の変遷から、風疹の抗体を保有していない方が2割程度存在していることがわかっています。

現在、国は風疹と麻疹の2つを予防するMRワクチンの接種を勧めております。ワクチンは1回の接種で約95%、2回の接種で約99%の効果があるとされ、確実に抗体を保有するためには、2回の接種が勧められています。また、接種歴が不明などの理由で3回以上

接種したとしても、人体に問題はないとされています。

議員から御指摘がありましたとおり、風疹に対する免疫が十分でない女性が妊娠12週ごろまでに風疹にかかると、生まれてくる子供が先天性心疾患や、難聴、白内障などの障害に至る可能性があります。生まれてくる子供の心身の健全な育成という観点からも、感染予防は重要です。

本市の取り組みとしましては、予防接種法に基づき幼児期に2回、定期予防接種を実施しております。未接種者に対しましては、就学前までに計5回の勧奨通知を行い、接種率の向上に努めております。また、今シーズンの流行への対策としましては、風疹予防のチラシを作成し、婚姻届を提出され、今後、妊娠期を迎える可能性のある御家庭や、小学校入学前の就学時健診の際に配布するなど、市民の皆様への啓発を実施しているところでございます。

国が風疹対策として、今年度、第2次補正予算での対応を検討しているとの報道がありますが、現段階では国からの通知はなく、実施時期などの詳細は把握しておりません。今後も国の動向を踏まえながら、風疹対策の情報収集に努め、成人に対する抗体検査、予防接種の助成などにつきましても検討してまいりたいと考えております。

以上で、田中議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 田中議員。

○14番（田中実穂） ありがとうございます。先ほど、私が壇上で申し上げたような形の答弁だったというふうに思います。現状はそのとおりでございまして、非常にことは、2013年以降の大流行になってるということでもありますし、また来年もというような、そういう可能性もあるということでございます。先ほど申し上げたとおりであります。

この風疹の流行に関して、実はアメリカの疾病対策センターでは、この10月、先々月になりますけれども、予防接種や感染症のない妊婦は訪日しないようにという、そういう国民に呼びかけをしたということでもあります。今、日本は、来年、ラグビーのワールドカップ、それから2020年には東京オリンピック・パラリンピック等々、非常に国際的に大きな大会が待ってます。そういう中で、このように風疹が大流行している。それもおなかの中にいる赤ちゃんに影響があるということで、非常に、我々党としてもこの点を重視して、今、国のほうにもいろんな早期の予防接種を無料化にするとか、抗体検査を無料にするとかというふうな要望をしてるところであります。

先ほど御紹介しましたけども、広島市では風疹の抗体検査の無料化、今やってるんですけども、それも妊娠を希望する女性、あるいはまた妊娠を希望する女性と同居しているもの、いわゆる配偶者です。それから、同じように妊婦と同居してるもの。ただし、過去に風疹の抗体検査を受けたことがある人とか、予防接種を1回でも受けたことがある人とか、風疹の既往歴があるとか、2歳未満のものとか、そういった方は除く、といういろんな条件がありますけれども、風疹そのものをなくするというその方向性に向かっていることは確かであります。

大阪の寝屋川市においても、妊娠を希望する女性とその配偶者、妊婦の配偶者、28歳8カ月以上の男女、特に今、働き盛りのその世代が風疹にかかっているところから、そ

のように28歳8カ月以上の男女に拡大する。そういう方針を打ち出しています。新たに適用となるその患者、対象者には、この寝屋川市では3,000円の自己負担で予防接種が受けられるようにすると。以前、抗体検査を受けたか受けなかったか、そういうことは抜きにして、そういうことは問わないということで、予防接種の制度上特に30代から50歳代の男性で抗体を持つ割合が低い、そういう実態を踏まえてそのようにきめ細かな対策を講じているということでもあります。

私、隣の廿日市市にも電話して聞いたんですけども、5年前の流行時にやはり抗体検査、あるいは予防接種の一部を助成したことがあるということで、廿日市市も今後新たな取り組みになろうかというふうに思います。

市民の命と健康を守るために、風疹とか麻疹対策の拡大を、関係機関との協議をしっかりと持って速やかな対応をしていただきたいというふうに思います。これは国のほうも進めていくので、国の制度を見守りたいということでもございましたけれども、先ほど言いましたように、入山市長はとにかく大竹っ子を大切にという、そういうスローガンのもと、これまでいろんな施策をやってこられたわけでありまして。そういった中で、私がおっと思ったのが、小方ヶ丘団地であります。ここにはそういった抗体を持ってない年代の方が、そこに集中的にいらっしゃるんじゃないかなと思うんです。ここで聞いたわけではないんですけども、恐らく、その対象者があそこにたくさんいらっしゃるというふうに思うんです。2度の予防接種をすれば防げるという、障害を防げるということであれば、よその自治体の動向を見守るんじゃないしに、大竹市がいち早くそういった対策に講じてもらいたいと思います。もう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 副市長。

○副市長（太田勲男） ありがとうございます。田中議員さんの言われること、十分理解しておるつもりでございますし、この問題については、大変大きな課題だとして市としても取り組んでいかなければいけない重要案件だと考えておりますので、もう少し検討の時間と、いろいろ考えさせていただきたいと思います。重要な案件であることは認識しております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 田中議員。

○14番（田中実穂） 重要な案件であるというふうに承知していただいていると思います。

どうか、一日も早く大竹市はすごいと言われるような、そういう対策をぜひ講じていただきたいということを要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 続いて、3番、末広和基議員。

〔3番 末広和基議員 登壇〕

○3番（末広和基） 大竹新公会の末広と申します。質問させていただく前に、大竹新公会、今、8名構成、議長、副議長含め8人の構成で会派を営ましていただいておりますが、先ほど、会派を文字どおり代表いただきまして、8人のみんながまちから聞いてきたこと、お互い議論してきたこと、お互いの立場で自分の意見を持ち寄り、その全てを耳に入れていただいた上で会派としての代表質問をいただいたこと、大変敬意を表します。また、こ



の会派に属していることを誇りに思うことをまず述べさせていただいて、質問に入らせていただきたいと思います。

入山市長就任以降、直近10年の市行政の成果は大変、大きいと感じております。これも、有能で真面目な職員の皆様の御努力に加えて、トップリーダーのマネジメント能力のたまものであると敬意を表します。

しかし、これからの時代の環境を想定すれば、リーダーの素養に依存するのみでなく、同等以上の成果を生み出す仕組みの構築を急いでいただく必要があると考えます。かつて、入山市長はこのことをガバメントからマネジメントへと、総括で表現されました。言い換えればコントロール主体の組織、言うなれば、正しくことを行う組織から、正しいことを行う組織、マネジメント主体の組織。これは未来を見通す能力が必要とされます。なぜならば、成果物は政策執行の未来にしか発生しないからです。

このように組織がこれからの時代に即して変容していくための施策の1つが、新公会計の導入ではないでしょうか。高度成長期からバブル崩壊までは、現行の会計制度、すなわち現金主義、単式簿記、予算主義の仕組みは大きな成果を上げられました。地方自治の成熟に貢献してきたと思います。しかし、社会全体が今のように成熟していく中で、相対的には大きな成長は望めなくなってきております。人口減の時代を迎えた今、今までの仕組みや制度の弱点ともいえる予算の設定や、予算の執行そのものが目的化されたり、それが成果物そのものであると解釈されてしまう傾向を感じます。ひいては、陳腐化した事業の背景を困難にし、非生産的な仕事を抱え込んでしまいがちともなります。その、決して欠点ではなくて、弱点の部分埋める新たな手法としての新公会計制度導入や、固定資産台帳の整備、加えて人事評価制度の活用が業務のコントロールからマネジメントへの転換に大きな意味をもたらすと信じます。新制度導入初期の今、大変な御苦労があろうと想像しますし、小さな財政規模での我が市においては、メリットは労多くして益少なしかもれません。しかし、我がまちにおいては、さまざまな環境に恵まれ、先人の功績による他市町に比べれば相対的には充実したインフラが完備できていると思います。であるがゆえにですが、逆に早目の取り組みが必要とも考えられます。

これまで新公会計制度や固定資産台帳の整備、加えて新人事評価制度の導入に投入された予算の総額と、投入当時に想定した成果物の内容、成果発生時期の目標をお教えいただけませんか。また、現在までの取り組みの現状と、今後の展開とともに伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 最近、私ども行政で、最小の経費で最大の効果という言葉、たびたび耳にいたします。市民の皆さんのためにいかに高い成果を生み出すことができるのか。そのためにどのような組織にし、どのようなシステムにし、それをどのようにマネジメントしていくか、このことを今問われているという時代だというふうに思います。一方では、行政ではミスが絶対に許されない仕組みでございます。効率や時間を幾ら議論するのではなくて、効率悪くとも、時間かかろうとも、間違いなく実行することも求められておりま

す。そのはざままで職員をガバメントする。いわゆる統治するのではなくて、マネジメントということが大変、大切な時代だというふうに言われております。ただ、ガバメントのもう一つ大きな意味、市民の皆様幸せを感じていただきながら、この大竹で生活をさせていただくというその活動、いわゆる本来のガバメントが求められている時代でもございます。そういう中で、今、マネジメントの問題につきまして踏み込んだ御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、末広議員の御質問にお答えいたします。

ここ数年の間に、新公会計制度、固定資産台帳の整備、人事評価制度など、新しい制度が導入されています。どの制度も国から基準が示されますが、制度の構築手法や運用は、各自治体で異なります。まずは、担当となる部署で骨格をつくり、組織としての方向性を定め、職員に周知した後、スタートすることになります。新しい制度は手探りで始めざるを得ない部分もありますので、毎年検証し、ふぐあいを修正する作業を繰り返し、精度を高めるとともに、組織として効率的な運用や効果的な活用につなげていきたいと考えます。

初めに、制度構築に係る費用についてでございます。

新公会計制度の導入経費は、公会計システム導入及び既存システム改修費用が約190万円です。これに保守費用として、約50万円が毎年度発生すると考えています。

固定資産台帳の整備は、情報収集からの台帳の作成と、公共施設等総合管理計画の策定を合わせて2年間で約1,500万円となっています。

人事評価制度に関しては、特段の導入費用はありませんが、研修費用として毎年度約20万～30万円を支出しています。

新公会計制度における決算資料の作成や分析、固定資産台帳の活用例である資産カルテの作成、人事評価制度による評価手法の見直しなどは、現在は職員が行っておりますので、直接的経費はございません。

次に、制度導入時に想定した目標と、その成果が見える時期についてでございます。

新公会計制度につきましては、固定資産台帳の整備を前提とした統一的な基準による決算資料により、他の自治体、特に類似団体との比較がしやすくなると考えております。また、来年度には経年比較による分析もできるのではないかと考えています。ただ、現在は、仕訳に相当の手間がかかっていますので、更新、作成の効率化を最優先に取り組みたいと考えています。

固定資産台帳の整備につきましては、建物、土地、備品などのみでなく、道路、橋梁など、保有する資産の全てについて金額情報や耐用年数のデータを一覧にしています。地方自治体の財産を正確に補足するという意味で、整備自体に大きな意味があったと考えています。将来的には、固定資産台帳のデータを活用し、今後必要になる改修費用や施設更新額を推計することで、財政推計、施設のあり方の検討などに活用していくことを考えています。台帳の作成、公共施設等総合管理計画に先行して取り組みを進めている社会教育施設再編に関しても、施設カルテの表示などの活用を開始しています。対外的には、固定資産台帳の公開により、民間活用のアイデアをいただくことも目的の1つとして上げられます。以前から、公開についての御質問をいただいております。膨大な資料を全て完全なも

のにするには時間と労力がかかり過ぎますので、今年度をもって職員による整理を打ち切り、公開に向けての検討を進めたいと思います。

最後に、人事評価制度の目的は、人材育成を通じて組織力を向上させることとございます。制度はまだ成熟の過程にあると感じていますが、各部署が組織目標を定めて、職員同士が共有し、コミュニケーションをしっかりととりながら、同じ軸と方向で仕事を進めていくことができるようになった点は、本制度の成果であると考えています。限られた人員でより大きな成果を生むことができるよう、今後も取り組んでいきたいと考えています。

これらの制度に限らず、業務や事務には全て目的があります。また、目的を達成するまでには、そのもとになる、その下に連なる何段階もの目標を達成していかななくてはなりません。最終目的に到達するまでの道のりは1つとは限りませんので、私も含め職員一人一人が柔軟な発想と、高い経営意識を持てるよう、成長してまいりたいと思います。

以上で、末広議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番（末広和基） 私もこのテーマで3つの大きな制度変更について、もう3年間、恐らく延べで言えば10回以上の質問を継続して、させていただいておりますが、少しずつ具体的な中身に入っていくスタートをこのたびで切りさせていただこうと思っておりますが、市長のいつもガバメントの部分を必ずマネジメントにくっつけて御説明いただくんですが、それをいつもお聞きするときにある歌を思い出します。土曜日の朝、NHKの旅番組で、大事なのは変わっていくこと、変わらないことというフレーズが大変私気に入っております。私は変わっていくことばかり言いますが、市長が変わっちゃいけないこと、変わるべきでないことをいつもつけ加えていただくので、私も安心して2歩、3歩前に進んだ質問をさせていただきます。

このたび、この制度の遂行上で、公会計制度についてはまだまだ簿記というのは、今までの単式簿記会計で充実した市政を営んでこられた組織ですので、公会計制度の充実にはまだまだ時間がかかると思います。先ほど御説明にありましたように、仕分けの要件だとか、最終的には日々仕分けにつながるための人材育成や仕組みづくり、これらが伴わないと公会計制度の大きな成果物は見えてこないの、御説明にありました固定資産台帳と人事評価制度の関係性について、私なりの解釈で1つ事例を挙げながら御説明させていただきます。

きょうは、小方ヶ丘がしょっちゅう出るんですが、小方ヶ丘の新しくできたまちを歩きますと、すばらしい町並みが見えます。見晴らしもいいです。福祉施設もできました。そこを歩いてるときにふと気づいたんです。道路です。固定資産台帳上で道路というのは433路線あります。小方ヶ丘には9路線の、小方ヶ丘1号線から9号線まであります。この道路を歩いてたときに気づいたんです。4万平米で3億5,000万円、全部売ったはずよね。そこに2,075メートルの道路があります。全部合わせると。これ開発業者さんに売却した土地の上に市の道路が9本走ってる。ふと気づいたときに、あれと、この道路誰のもんじゃろ。今、市道ということ表現しましたが、固定資産台帳を見て気づいたんです。ということは、できた道路、つくったのは開発業者さんです。その下には上水・下水の配

管工事が整備されています。それを工事したのは、開発業者さんなんです。膨大な費用がかかっていると思います。以前からの企業会計の水道会計、下水会計の固定資産台帳も拝見しました。そちらには大変な資料をもとに工事にかかった費用、全ての内容、見積書、全てが整理されておりました。市がみずから上下水道工事をすると同様以上の工事をしてないと、今後のインフラとして大竹市が抱え持つ以上、責任が発生していく。それだけの管理と制約をもって工事をなされたものが、今の時点では大竹市の資産になってます。道路もしかり。

しかしながら道路は、一般会計上の固定資産台帳の表記ですから、一般会計上の表記の仕方しか表現がありません。それにかわるものが道路管理台帳です。例えば、道路管理台帳には小方ヶ丘の1号線から9号線の道の長さだけでなく幅も書いてる。工事の要素の技術的な表現が全てなされてます。しかしながら、固定資産台帳には長さしかありません。今の固定資産台帳では面積も計算できないです。この道路工事をされた開発業者さんから発注された専門の土木業者さんが工事代金を取得してらっしゃいます。開発業者さんとの協議の上での話です。大竹市は1円も払ってない。でも、大竹市がみずからやった道路と同じレベルの管理はなされてます。それに加えてですが、道路の部分の土地は誰のもんでしょう。ここも登記上、大竹市に帰属します。そこに住んでる個人のもではありません。業者さんのものでもありません。大竹市の土地です。それを全て無償で大竹市が譲渡を受けてます。厳密に言えば取得原価はゼロですから価値はない。しかしながら、上下水道会計では工事業者がきちっと仕事をした経費全てが整理され、その金額で計上されてます。道路の固定資産台帳には、業者さんがお知らせになられた道路の工事費、この金額は入ってません。道路という事業を営む、行政の営み上のモデルの指標に当てはめた金額が入ってます。それらを総合しますと、土地は約3,000坪あります。5メートルの計算で考えても3,000坪の土地が大竹市のものに戻ってきてます。今、路線価は、恐らくですけどもあの住宅の場合、客価格から考えてみても坪単価15万円ぐらい、路線価するんじゃないかと思うんです。道路には売るわけじゃないですから15万円の価値はないんです。売れないですから。しかしながら、10万円の路線価が表現される場所にある道路は、それだけ道路として利用価値が高い。6メートル道路を栗谷につくりました。同じ道路をまちなかにつくりました。同じ費用がかかりますが、利用価値はその道路のそばの路線価、民地の価値に準じた成果が、道路としての行政サービス供用がなされると思います。ですから、道路の部分の土地の値段を考えてもしょうがない。単式簿記、今までの会計制度では、いただいたんですからゼロです。でも、みずからつくればこれだけかかるであろう。実際この時期につくったやつはこれだけの費用がかかっています。これも価値です。ですから、今までの会計制度で考えると、考えなくてよかった数字を、これからは利用する、活用する視点が、この小方ヶ丘の団地開発の資産なわけです。譲渡を受けた資産が7億円ぐらいになると思います。私なりの試算ですが。5億円ではつくれません。土地も入手できません。としますと3億5,000円は決して安くなかった。あそこに今、大竹市の資産が5億円以上ございます。そういう意味で視点をちょっと変えていただいて、固定資産台帳上の金額は何を意味するのか。そういうことを認識しつつ、これから先のソフト事業も含めて成果物

は何なんだろう、金銭価値に切りかえられるものは極力金銭価値に切りかえて、事業の成果物を把握する。

常に市長がおっしゃいます。市民の福祉の増大だと。何ではかるんでしょうか。アンケートです。本当に市民全員の心情をつかまえようとしたら膨大な経費がかかります。自信を持って皆さん方が提供されてる行政財産を、市民の皆さんに行政サービスのもととして提供されてることを誇りに思って、これを金銭価値で評価するぐらいのつもりを持っていただきたいんです。大竹小学校の土地、膨大な面積です。売るわけじゃないですから資産価値はただです。けども、あの前の路線価の金額であの土地を試算してみてください。あの同じ建物が栗谷の山奥の上へつくられたら同じ価値があるでしょうか。子供たち通うの大変なんです。あそこにあるがゆえに、路線価があれだけの金額であるがゆえに、あの場所にある学校が素晴らしい教育環境を提供できてるんです。そういう意味だと、現金主義での、現金が動いたときだけの円単位評価だけでは、これから先の行政評価は数値表現しづらい。ぜひとも、そういうことを踏まえてこの制度を見てほしいんです。

そういう中で、先ほど道路の台帳の話をしていただきましたが、少し質問に切りかえますが、この道路を中心にしたテーマでの固定資産台帳の見方、それをもってそれを担当する職員さんの来年度の御本人の目標設定、小学校の通知表じゃ、よい悪いだけでじゃなくて、抽象表現のテーマの取り組みじゃなくて、具体的なお一人お一人のポジション、役割に応じた具体的な目標設定をする。そこには、固定資産台帳の整備という要素が入ってきます。担当部署には必ず固定資産がございますので。今の固定資産台帳はまだまだ、先ほど市長がおっしゃったような形で活用できる状況にありません。ぜひとも、各部署の整合性、ましてや水道、下水道の持つる固定資産台帳の意味の違い、その辺を踏まえながら、各部署での担当者の、御担当者のそばにある固定資産台帳。今は庁内LANであるところに固定資産台帳を置いてあるらしいです。どれだけの皆さんがこれを開いてらっしゃるでしょうか。土木課の方が見られたら、長さだけあって幅がない、これじゃあ面積単価が計算できんじゃない。これはデジタルですからすぐに解析ができますが、道路台帳は紙です。433枚の紙をめくらにゃあいけんです。全部デジタルにすべきなんです。次の世代を育成するためのツールとして、固定資産台帳をもって1つの事例として目標設定のツールについて捉まえていただけるような、総務課の人材育成計画に伴う基本的な思いで結構ですが、御答弁いただければありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（児玉朋也） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（中村一誠） 非常になかなかお答えにくい質問ではあるんですけども、市にある資産を、どの課にも共通するような資産をどのように活用していくのか、それを全庁的にどういうふうに進めていくのかというようなお話だろうというふうに思います。

現在も総合計画に基づいて各課に共通する目標、あるいは個別の目標、それぞれあると思うんですが、人事評価をする上で、各課における課題、それから今後、取り組んで進めていく目標というものを設定して、その中からまた職員それぞれにおろして行って、個別の目標というふうに設定しております。全庁的にもし強引にでも進めていくというような

ことがあれば、そういう共通の部分について、これについては目標設定の中に入れてくれというような設定の仕方もあるんだらうというふうには思います。それが固定資産税の整備というふうになるかどうかというのは、また別の話だとは思いますが、そういう設定の仕方、過去にもそういうふうには、ここは進めてほしいというものがあった場合には、以前各課にマニュアルをつくらうという話があったときには、マニュアル整備を少なくとも皆やっつけていこうということで目標設定に入れてくださいというような指示をした経緯もございますので、そういう進め方はあるかというふうには考えております。

以上でございます

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番（末広和基） 最後にさせていただきます。

今、お返事いただいたような前向きな取り組みを今後もできるだけ具体事例でわかりやすい目標設定、それは当然、担当課の組織目的、目標、つながれば市全体の組織目的、目標につなげていただけてものだと信じております。

その中で、例えば、今とつきやすい固定資産台帳の整備なんですけど、このことをどう進めていくかという組織目標が感じられません。各課がそれぞれ御苦労されて、情報を整理され、企画財政課へ持ち寄られて、業者さんが整理されたものがフィードバックされます。これをどう整備し、共通目標に向けてどのような計画を持って共有の、組織をまたぐ資産の掌握にいかにか活用しながら組織目的として捉えていけるのか、その辺をできれば総合組織目的を認識いただけてるポジションの方に御答弁いただいて、最後の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（吉岡和範） 固定資産台帳、公会計制度の導入、たしか私一番最初に見たのは、平成十八、九年ごろだったかと記憶しております。そのとき初めて法律の中に貸借対照表という言葉が出てまいりました。それ以来ずっといろいろな方が取り組んでこられているというのが今の現状でございます。

固定資産台帳、このたび整備をいたしましたけれども基本的な考え方として、それぞれの職員の中にも、私はあるんだらうというふうには思っています。残念ながら全職員に普遍的なツールというふうにはなっていませんので、捉え方というのはいろいろあるかと思えます。目標設定というのは、人に言われて設定するものでもございませんので、今、議員が言われたことがそのまま目標設定に反映されるかどうかというのは、若干疑問もございませうけれども。どういった成果を行動を通して実現していくかということが大切でございますので、固定資産台帳をどう生かすかというところをまずしっかり、もう一回どういう成果を目指していくのかというところを職員の中でしっかり考えてやっていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩します。

なお、午後の再開は15時5分を予定しております。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

14時51分 休憩

15時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

続いて、13番、寺岡公章議員。

[13番 寺岡公章 登壇]

○13番（寺岡公章） 13番、大竹新公会の寺岡でございます。通告のとおり、このたびは学校教育現場での防災・安全教育について伺ってまいります。

私、子供たちのことについて質問させていただくことが多くあります。いろいろな議論の中で過去を振り返って、反省しながらいろいろな場面、議論をしていくことはもちろん大事なことですが、やはり前を向いた建設的な話を題材として取り上げ、執行部の皆さんと意見交換してまいりたいというふうに思います。大きな問題が一段落しまして、これから大竹市議会の中ではそういった前を向いた明るいテーマというものが大いに上がってくるのではないかと、今からわくわくしております。

さて、ことし一年も、国の内外でありとあらゆる自然災害が発生し、多くの犠牲がありました。惑星の活動としての自然現象、気象現象は、地球が誕生して以来、今日まで続いており、後に発祥した文明や人々の生活がそれによって被害を受けたとき、また影響を受けたときに災害となります。私たちはこれまで、それこそ御先祖や先人の御苦労、御努力によって少しずつ安全、快適な暮らしを築いてきております。しかし、地球の活動はときに私たちの想定を大きく超え、手に入れた安全を根底から崩す被害をもたらすものとなります。

大竹市でも、ほかのまちと同様、市民の生命と財産を守るための努力が続けてこられました。コンクリートや金属などを使って、まちを加工してハード面を整えるとともに、長年、常備、非常備の消防活動の安定を図り、市民の防災意識を高めた自主防災組織の発足や、地域防災リーダーの育成、また避難所の設定や災害対策本部の設置など、行政としてできることを一つずつ重ねてきておられます。

自助、共助、公助、この言葉をよく耳にします。簡単に言えば、自分で助かる、ともに助け合う、公的機関に助けを求める、こういったところでしょうか。この自助、共助、公助、実際、万が一のそのときに身を守るのは自助が7、共助が2、公助が1であると聞きます。行政はその1割の公助に備えて先に述べた取り組みを行い、2割の共助の環境を整えようとしておられます。では、残りの7割を占める自助について、行政からアプローチできることは何か。余り市民の皆さんに直接かかわっていくと主導的だなどと、こういった批判が上がるのではという心配もお持ちだろうと思います。現状、間接的な取り組みにとどめざるを得ないというのは理解できます。共助、公助の取り組みの中で、自助を啓発することは期待できますし、市広報では防災・減災について頻繁に扱ってくださっており、行政にできることの限度を少しずつ上げようとしておられる姿勢は見ることができます。そういった地道な取り組みと、テレビや新聞などに、たびたび取り上げられて、機運づく

りにつながっていることも重なり、世の中全体で自分たちの安全は、まず自分たちでつくりましょう。こういった方向が何とか定着に向かいつつあると感じています。

さて、そのとき、災害であらわすとしますと、私たち大人は、これまで生きてきた経験や知識で瞬間的また総合的に判断をして身を守り、いわゆる2次災害を回避すべく次の行動に移ります。当然、細かなケースは数えきることはできませんが、スタンダードな流れでは、まず、自助でその瞬間を乗り切って、共助の領域にたどり着き、公助を待つに至ると、こういったところでしょうか。大人なら。しかし、まだ経験の浅い、知識の浅い子供たち、彼らみんながよりの確な判断ができるかといえば疑問が残ります。中学生の後半や高校生ともなれば体格もしっかりしてきて、より助かる可能性の高い行動をチョイスできる子も多くいるでしょう。しかし、特に小学生あたりより下になると、私たち大人としては心配が尽きません。子供たちを守りたいというのは、多くの大人が自然に抱いていく惻隱の心です。子供たちの身が危険な場面にあるとき、何とか助けたいと思うのは私個人の勝手な感情ではなく、世の中の常識として捉えてお叱りはないでしょう。ただ、いつどこも子供たちの傍らに大人がいて、手を差し伸べるといえることができる。そういうわけではありません。逆にそのような状況では全く別の意味で子供たちの成長を阻害する要因となり得ます。

また、子供のうちの学びは、10年、20年もたてば共助を支える側として力を発揮してもらえるようになります。そのためには、子供とはいえ今のうちから少しずつでもまず、自助の考え方やスキルを学ぶ場を準備しなければなりません。そうすることで彼らは、みずからの身の安全を確保でき、ひいては周囲を助け、安全へと導く一員へと成長していくと考えます。本来は、家庭での防災・安全意識の向上と定着を願いますが、どうしても各家庭で温度差が生じます。社会教育の分野では、一部で実践活動を行っていることは存じ上げています。また、教育とは離れますが、消防署が行っている消防フェアでは、子供向けの体験学習に工夫を凝らし、毎年好評を得ています。

では、最も多くの子供たちが共通の一定水準を学ぶ学校教育ではどうなのか。文部科学省は学習指導要領などを通じ、従来から本日質問の件名について、災害に適切に対応する能力の基礎を培うとして、学校教育に基準を課していることが伺えます。広島県教育委員会でも主要施策実施方針にて突っ込んだところまで言及しています。一方、本市の教育委員会として、市全体の教育目標には、今のところ具体的な防災・安全教育について明記はされていないようです。逆に市内の各学校においては、それぞれが独自に展開しておられる教育活動に敬意を払いますが、いささか格差が感じられます。確かに、教育現場には、この教育活動以外にも課題が山積しており、こればかりに注力するわけにはいかない事情もわかります。ただ、教育要覧にも掲載されている学校教育目標である、人生を生き抜くたくましさとお合わせ、危機を生き残るたくましさも培っていただきたいものです。

では、以上のことから質問をいたします。

学校教育現場では、防災・安全教育についてここまでは身につけておいてもらいたいという最低基準など、どのようにお考えか伺います。

また、日常生活全般における安全確保のために、災害に限らず犯罪や事故、生活安全、



交通安全の視点で、児童生徒がみずからの命をみずからが守る意識づけや、具体的な知識、技能など学校教育の現場でどのように学んでいるかを確認させていただこうと思います。

学校教育現場での防災・安全教育について御答弁をよろしく願いいたします。

以上で、登壇しての質問を終わります。よろしく願いします。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、寺岡議員の御質問にお答えいたします。

多様化、深刻化している自然災害などの状況から、教育委員会としましては児童生徒の命を守り、安全を確保する教育を一層充実させることが必要であると考えております。学校における防災・安全教育については、学習指導要領などに基づき教科を初め、教育活動全体を通して取り組むものでございます。

まず、学校教育現場における防災・安全教育の最低基準についてでございます。

文部科学省の学校安全参考資料には、小学校の低、中、高学年及び中学校別の安全教育の目標が設定されており、同じく文部科学省の学校防災のための参考資料には、小学校段階及び中学校段階における防災教育の目標が設定されております。これらの目標が防災・安全教育の最低基準であると考えております。例えば、小学校の安全教育の目標については、低学年では危険に気づく、中学年ではみずから安全は行動をとる。高学年では身近な人々の安全にも気配りができるなど、発達段階に応じて示されております。

次に、学校教育現場における児童生徒が、みずからの命を守る意識づけや、具体的な知識、技能の習得についてでございます。

学校では、学校保健安全法の規定に基づいて学校安全計画を作成し、各教科等全ての教育活動を通して、防止・安全にかかわる知識・技能を習得させ、思考力・判断力や態度を培うよう防災・安全教育に取り組んでおります。例えば、特別活動の地震を想定した避難訓練では、物が落ちてこない、物が倒れてこない、物が移動してこない場所に素早く身を寄せるといった知識を活用して、避難の行動をさせた後、振り返りをさせることによって、訓練を実践にいかすよう指導しているところでございます。このように各学校においてはさまざまな学習機会を通して、みずからの安全を守るための能力・態度・実践力を養っているところでございます。

教育委員会としましては、今後も児童生徒の安全確保を第一に考え、各学校が交流する機会などを通して、各学校の具体的な取り組みを共有し、防災・安全教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上で、寺岡議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 寺岡議員。

○13番（寺岡公章） ありがとうございます。文部科学省の学校防災のための参考資料、大変詳しく書いてありますね。私もこのたびのものをテーマに選んで、改めて勉強して、ここまで文部科学省としてはイメージをしておられるんだなど、大変いいものができるなというふうに思いました。これを、ですから大竹市でどのように反映させていくかというところを教育長に先ほど伺ったわけなんですけれども。お答えの中で、能力・態度・実

実践力、これらを身につけるといふことで、特に私、実践力というところが大変興味があるといふか、関心があるんですけど。このあたりをもう具体的なお答えが欲しいところですよ。

要は、今の学びで子供たちの命が守られる可能性といふのは高まるのか。これが肝だと思ひます。災害発生時、子供たちにどういった動きを求めるのか。発生直後、どうするののか。また、生活の範囲が自宅になるか避難所になるかわかりませんが、生活インフラが滞っている場面で、子供たちにどういった動き、態度を期待するののか。このあたりを実際、子供たちにはどのように指導しておられるののか。先ほどお答えくださった実践力といふところに大いにかかわっていると思ひうんですけども。このあたりもう少し具体的にお話いただけないでしょうか。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聰） 実践力といふことでございますけれども、実践力だけ取り出して、個別に身につけさせるといふことはなかなか難しいかなといふふうに思ひます。例えば、地震からの避難行動を例にとりますと、避難訓練をかなめとして、やはり事前指導と事後指導。さらに、その後の指導までであろうかと思ひます。例えば、避難訓練、つまりこれは特別活動の中の学校行事になりますけれども、その事前指導として、学校として位置づけているのが、これも特別活動の中の学級活動。例えば、高学年ですと、地震、VTR、写真等で恐ろしさを実感させて、身を守るにはどうしたらよいか。時間的、空間的、多様な事例で考えさせる。そして、先ほどの物が落ちてこないとか、倒れてこないとか、頭を守って、物が移動してこない場所で身を潜めて待つとか。そういった原理原則といふか、使える知識を発見、習得させて、次の地震想定での避難訓練で、この原理原則、一を知って十を知るような、そういった知識を活用させて、避難訓練をさせると。その際、例えば、階段等で、授業中、校舎でといふことになると、階段等で下学年と一緒になったときにどうするんかと。下学年優先にしようねとかいふようなことになろうかと思ひます。で、避難訓練が実施されると。

これは今、実際に大竹市内の小・中学校では割とオーソドックスな形の訓練が行われております。例えば、授業中に放送があると、避難訓練開始の放送、地震の音がしたり、ガラスの割れる音をさせたり。2回目の放送を聞いて、押さない、走らない、しゃべらない、戻らないといふことで頭を守りながら避難場所に集合すると。もちろん最初の放送で机の下に隠れてとかいふのはあります。点呼して、時間を計測してきょうは何分何秒だったね、何秒縮まったねとか、そんな担当者から発表があり、校長先生が講評すると。ただ、そこで地震にまつわる話であるとか、例えば、登校中とか、給食時間とか、掃除時間だったらどうするかなとか、これが理科室だったらどうするかな、体育館だったらどうするかな、そういった時間的、空間的なところで考えさせたり、あるいは避難の態度等について校長が評価すると。

ただ、その事後指導でそれぞれ学級のほうへ帰って、先ほど文部科学省の発達段階に応じた目標ありましたけれども、やっぱり学年段階によってさらに細分化した、あるいは学級でといふのもあるかもしれません。訓練の目標は何だったかな、できたことは何だったかな、できなかったことは何だったかな、次にどうするかな、そういった振り返りをさせ

ます。

さらに、事後として、日常の避難行動につなげるということで、他の教科等関連するところ、特に保健体育、中学校、そして小学校の体育科の保健の中で、詳しく、直接けがの防止、あるいはそういった傷病の防止ということで、災害からのけがの防止ですね、手当とか、そういったことを学びますのでそういったところと関連づけさせて、学習させる。あるいは日常の避難行動につなげるというようなことがあります。先ほどもありましたけれども、やっぱり朝休憩とか、昼休憩、休憩時間起こったらどうするのかなとか、地震で逃がっているときに、同時に火災が家庭科室で起こったらじゃあどうするとか、そういったところで、まんねり化というところを防ぐ必要があるかと思うんですけども。先ほどから言っているさらに事後というところは、実際に学校のほうで弱い部分があるなというふうに感じてますので、そのあたりは今後、教育委員会のほうから学校のほうへ指導していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 寺岡議員。

○13番（寺岡公章） 詳しくありがとうございます。

小・中学生、それより上下もあるかもしれませんが、子供たちの自助力を高めるというのは、将来の防災リーダーの育成そのものだというふうに思うんです。先日も市の広報で、地域防災リーダーの研修会、8月の最初ごろあったんですかね。これのことが記事になってて、こういった市民の目に入って啓発には随分とつながってるかなというふうに思うんですが。こうやって研修会を開いて、本当はより多くの市民の皆さんに災害に対しての危機感、緊張感、持っていただきたいというのはあると思うんですが、学校という現場の中で、先生方から御指導いただく場面というのは、恐らく一生ものになると思いますので。もちろん細かなテクニックやスキルは年々開発されていくでしょうから、いつまで通用するかという話はもちろんありますけれども。根っこの部分は変わっていかないと思いますので、将来の大竹市のためにぜひ学校でもそういった取り組みというのは続けて、より具体的に続けていただきたいかなというふうに思います。

壇上の冒頭でも出したんですが、犯罪や事故などの生活安全、交通安全、このあたりも触れておいたんですが、この辺も御紹介をいただいておりますので。いかがでしょう。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） 安全教育ということで、議員さんおっしゃられるように、生活安全と交通安全と災害安全という3つに分かれます。

まず、生活安全、特に犯罪等からの子供たち、身を守るためにということで、これは本当に、特に保健等でやっぱり健康な生活、安全な生活というところに関連したところはあるんですけども、教科として。これについては、本当に日常、機会を捉えてということがすごく多いかなと思います。指導としては、例えば、登下校中、あるいは地域等で不審者に出会ったときの対応として、学校では機会あるごとに具体的な事例から、「いかのおすし」ということで、「いか」がついて行かない、「の」が誘いや車に乗らない、それから、

「お」が大声を出す、「す」がすぐ逃げる、「し」が大人に知らせるといようなこと。このあたり随分、それぞれ小学校、中学校、子供たちが言えるほど定着しているなどという実感は持っております。そういった言葉及び行動を意識させているということです。実際に不審者と思われる方に、子供が不審者と判断した人間に出会って、そのいかのおすしのとおりに行動できて難を逃れた。後ろからついてこられたとか、声かけ事案とか、そういったこと、例も幾つか聞いております。あとは、教育課程の中でいうと、小学校では特別活動の学級活動の中で、通学路や登下校の安全、子供110番の家について、45分間じっくり時間をとって、考えさせ、教える。そういった授業を行うことになっています。小学校によっては、3年生で地域の安全マップづくりを行っている、そういった学校もございます。いずれにしろそういった、じっくり時間をかけて授業をするというところと、機会あるごとに何度も反復するという、その両者が大事かと思えます。

それから、次に交通安全についてです。

これについては、具体例で言いますと、例えば、小学校5年生、これも体育の保健の学習で交通事故の防止ということで、詳しく学習しております。そこでは、危険の予測、的確な判断、安全な行動、具体的な危険な絵とか写真をもとにどういった危険が潜んでいるかとか、どういうふうに行動しないといけないかということを実際に考えさせるというような教科書になっています。その他、小学校では学級活動では、自転車乗車の約束、点検、整備の仕方であるとか、道路凍結時の安全な歩き方。中学校でも降雪時の安全ということで学習しているところもございます。その他、日常的に機会を捉えて、何かあるごとに具体的な事例をもとに指導を行っているところです。

以上です。

○議長（兎玉朋也） 寺岡議員。

○13番（寺岡公章） お話伺って、かなり細かいとこまで指導していただいとるようですね。どうもありがとうございます。

こういった、今回の質問の要旨、読んでいただいて御理解いただけてると思うんですけど、文字どおり生きる力なんです。昔からよく耳にしている、教育とは魚を与えるのではなく、魚の釣り方を教え、習得させることと、古くから言われてますよね。ですから、何でもかんでも守ればいいというわけではないかもしれません。できるだけ、けがをするにしても、小さなけがで済ませるようなことを、自分でやっていけるような力を身につけさせなければいけないのが教育の難しさかなというふうに思います。ふだんから、先生方が子供たちにそれを意識して接して下さってると思いますので、今後とも教育委員会の中でまた、話題にどんどん上げていただきたいかなというふうに思います。

先ほど申し上げました、子供たちが将来の防災リーダーであると。習ったことをやっぱり家の中で話題に上げてもらいたい。もっと言えば、家庭の中で防災、防犯、交通安全のスポークスマンになってもらいたいな、というふうな期待も持っております。家庭の、お茶の間の会話の中で、本来は命をかけて親が、自分が守るべき対象である我が子から、うちの備蓄はどうなってるのとか。お父さんお母さんが交通事故に遭ったり、心筋梗塞になったとき、自分はどう行動したらいいのとか。先ほどあった不審者に接触したときには、

誰にまずどう伝えたらいいのとか。子供がおうちの方に話題提供して、答えを求めると、保護者は必ず真剣に考えてくれると思うんです。そういった、子供たちが純粋に学んだことをおうちの中で、家庭の中で話題にすることが、家庭の防災力、安全教育の向上につながるかなというふうに思うんです。ですんで、いろいろな学びをやっておられて、子供たち自身の自助の力というのは少しずつ身につけていると思うんですけれども、ぜひ、プラスアルファ、子供たちの純粋なお話、お父さんお母さんとの会話の中で使ってもらったらなと思います。おうちに帰って、おうちの人とぜひこの話を、きょうこんなことを勉強したんよというのを子供たちに最後に一声かけていただくような指導をやっていただけたらというふうに思います。

先生方お一人お一人も、安全に対する意識とかというのは、差はあるのではないかなというふうに思います。ベテランの先生もいらっしゃるし、新採の先生方もいらっしゃる中で、そういった子供たちのスキルの向上、家庭に戻ったときに役に立つ知識や知恵、こういったあたりの、習った後の活用の仕方について、先生方で何か標準化していこうという、そういった営みというのは何かやっとなってないですか。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聰） 先ほど議員さんのお話にありましたように、安全教育・防災教育というのがすごく大事だというふうに改めて聞かせていただいて、また常々校長会等で安全は何よりも優先すると、一に生命、二に学力というようなことで、お話をさせていただいております。大竹市教育委員会学校教育概要図にも載せてないんですけれども、そのあたりまた検討させていただこうかと思っております。

標準化した取り組みということで、小・中学校で足並みをそろえて、何かできればいいなと思うようなところもあるんですけれども、まずは今のところ、先ほど紹介しました、また議員さんもお読みいただいている、例えば、防災教育であれば、学校防災のための参考資料、また、安全教育についても文部科学省のものがありませんけれども、そのあたり、数年前に出されたものなので、実際に先生方がまず、そこを意識しているかどうかといったところをこの機会にまた、再確認してもらおうということで学校のほうには指導を入れていかなければいけないかな、というふうに思っております。

また、各学校の安全計画もあります。これも当然、教育活動全体で取り組む防災・安全教育ですから、学習指導要領も改定されますので、この機会に見直しをしていくと。そういった計画の見直し、そして防災教育・安全教育の目標の確認から、じゃあ小学校では、例えば、防災教育については小学校段階、中学校段階しか示されてないので、低、中、高とか。あるいはもっと学年別に分けるとか。そういったことも目標からまず共有化していくと。方法については、各教科等でやっていくということで、教科の教科書があるものはその内容で学習していきますので、ある程度、学習内容もそろってくると思うんですけれども、ただ、特別活動とか、あるいは総合的な学習の時間など、いわゆる教科でなくて、領域と言われているものについては、当然、教科書がないので、学習指導要領の内容に基づくのは当然ですけれども、それぞれ児童生徒の実態であるとか。あるいは、地域の実情であるとかいったところが違いますので、学習内容や学習法が異なってまいります。そう

いったところがあります。ただ、そのあたりは、例えば、大竹市内の校長会等で、こういった安全教育の取り組みをしていますよ。とかいったことの交流をしていくとか。あるいは市内の、大竹市教育委員会主催の研修会が二十何回あるんですけども、それぞれ対象者はいろいろ違いますが、その中でそういったことの交流をしながら、ある程度そろえられるところはそろえていく、独自のところは独自で磨いていくというようなところも考えられるかなというふうに、今のところ、現時点ではそのように考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 寺岡議員。最後です。

○13番（寺岡公章） ありがとうございます。

実際点数であらわしてというのは難しいと思います。小学生、中学生を評価するには難しい分野かなというふうに思います。ただ、いろいろ文科省の資料をみますと、防災教育の評価について指導計画、指導方法、指導過程、指導の成果の評価ということで、全て指導する側が評価の対象になってるんです。ですので、先ほど課長さんおっしゃってくださったように、今後、校長会での話題ももちろんですが、先生方が意識をしてくださることが、またこの先生方の評価をしていく基準も少しずつ完成していくかなというふうに思います。そしたら指導のレベルそのものも上がってくると思いますので、それは期待しておきますので、ぜひぜひ先生方の中で取り組んでいただきたいというふうに思います。

今回、こういったことをテーマに上げましたのは、やっぱりことし一年振り返って、ことし一年に限らないんですけど、近年振り返っていろいろな災害、また事件、事故が起こっているなというところで、大災害、大事件、大事故、単純に余命考えたら私たちよりも児童生徒のほうが遭遇する回数多いんです。彼らのほうが大分長生きしますから、私より。ですから、私が今からこの防災とか安全について学ぶよりも、子供たちが今学んでおいた方が役に立つ場面って絶対多いはずなんです。ですから、ぜひ、今から何が起こるかわからないとよくマスコミとかでも言われてますし、それに向けた子供たちの指導というのは進めていただきたいと思います。子供たちそのものが未来でありますので、私たちが彼らより先にいなくなったときに、何で先人たちは、自分たちに教えてくれなかったんだろうというふうな教育者としては何とも情けないことにならないように、現場のほうでしっかりとそういった指導を続けていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。終わります。

○議長（児玉朋也） 以上で、一般質問を終結します。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4～日程第5〔一括上程〕

諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第57号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（児玉朋也） 日程第4、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第5、議案第57号、教育委員会委員の任命の同意についての2件を一括議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 諮問第1号及び議案第57号について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

現在、人権擁護委員であります坂本スミエ氏の任期が、平成31年6月30日で満了となります。

坂本氏は平成19年7月1日から人権擁護委員として活動されておりますが、長年、玖波5丁目自治会副会長として地区のお世話をされながら、民生委員・児童委員としても活動され、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立ち、個人の人格を尊重し、人権の問題を初め、生活に係るあらゆる相談に応じ、助言や必要な援助を行っておられます。

また、平成18年4月から平成25年3月まで、大竹簡易裁判所民事調停員として、民事調停にかかわる任務に携われ、平成25年1月から平成28年10月までは、同裁判所の司法委員としても活動されておられました。

このとおり坂本氏は、経験が豊富で人望も厚く、地域の実情にも大変精通しておられ、人権擁護委員としての使命及び職務を十分に理解し、これまでの多岐にわたる経験と使命感を持って積極的な活動を進められているところでございます。

任期満了に当たり、坂本氏が引き続き候補者として適任と考えますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により推薦しようとするものでございます。

続いて、議案第57号、教育委員会委員の任命の同意について御説明申し上げます。

御承知のように、教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で教育長及び4人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。このたび、この委員のうち、川口洋子氏が12月10日をもって任期満了となりますので、その後任として、池田良枝氏を任命いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により市議会の同意を求めるものでございます。

池田氏は、昭和54年3月に、福岡教育大学を卒業された後、昭和55年4月に広島県大竹市公立学校教諭に採用され、市内の公立小学校などでの勤務を経て、平成16年4月には阿多田小学校教頭、平成21年4月には、福山市立大谷台小学校校長に就任され、平成27年4月に玖波小学校校長に就任された後、平成29年3月に定年退職されております。

また、平成30年2月からは、廿日市市立津田小学校非常勤講師に就任され、平成30年9月に退職されるまで、教育現場においてその手腕をいかんなく発揮されるなど、人格、識見ともにすぐれ、教育行政に携わるものとして申し分のない方であると考えまして、御提案を申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、諮問第1号及び議案第57号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより本2件のうち、諮問第1号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより諮問1号を採決いたします。

本件は、異議ない旨を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、異議ない旨を答申することに決しました。

続いて、議案第57号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第57号を採決いたします。

議案第57号は、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、これを同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第6～日程第11〔一括上程〕

議案第58号 大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第62号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について

議案第63号 大竹市工場立地法地域準則条例の制定について

議案第66号 広島県市町総合事務組合規約の変更について

議案第69号 指定金融機関の指定更新について



○議長（児玉朋也） 日程第6、議案第58号、大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから、日程第11、議案第69号、指定金融機関の指定更新についての6件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 吉岡和範 登壇〕

○総務部長（吉岡和範） 議案第58号、議案第59号、議案第62号、議案第63号、議案第66号及び議案第69号の提案理由を御説明いたします。

初めに、議案第58号、大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

有権者が候補者の政策等を知る機会を拡充する目的で、公職選挙法の一部が改正され、都道府県及び市の議会の議員の選挙におきまして、選挙運動用のビラの頒布が認められることとなりました。頒布できる枚数は、本市の場合、選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ、4,000枚まででございます。また、当該ビラの作成に当たりましては、条例で定めるところにより、条例で定める額の範囲内で無料とすることができるとされましたので、本条例の一部を改正し、公費で負担をしようとするものでございます。ビラ作成に係る公費負担限度額は、1枚当たり7円51銭ですが、法定得票数を下回った候補者には適用されません。これらのことは、市長選挙の場合と同じでございます。

附則といたしまして、施行期日は、改正公職選挙法と同様の平成31年3月1日とし、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用することとしております。

続きまして、議案第59号、一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

御承知のように人事院は、去る8月10日に国家公務員の給与等に関し、棒給月額を平均0.16%の引き上げ、また、期末・勤勉手当の支給月数について、0.05月分の引き上げの実施をするよう勧告いたしております。この給与改定につきましては、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会において可決、公布されたところでございます。

本市におきましても、県内他市の動向等を勘案し、国家公務員に準じ、職員の給与改正等を実施しようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げるとともに、国家公務員に準じて宿日直手当及び給料表の給料月額を改定するものでございます。

第2条は、期末手当の支給月数を、6月及び12月期それぞれ1.30月に、勤勉手当の支給月数を6月及び12月期それぞれ0.925月分に改めるものでございます。

第3条は、一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例もあわせて改正するものでございます。

次に、附則第1項でございますが、この条例の施行日を公布の日とし、第2条及び第3条による改正規定の施行日を平成31年4月1日としたものでございます。

附則第2項は、第1条の給料表に関する改正規定を平成30年4月1日にさかのぼって、また同条の勤勉手当に関する改正規定につきましては、平成30年12月1日にさかのぼって適用することとしたものでございます。

最後に、附則第3項でございますが、この条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の給与の内払いであるという事務処理上の措置を規定しているものでございます。

続きまして、議案第62号、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

平成16年の地方自治法の一部改正により、長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲が拡大され、新たに条例で定めるものにつきましても、法令の範囲内で長期継続契約を締結することができることとなっております。

本市におきましても条例を制定し、役務の提供に関する契約の範囲につきまして、施設の機械警備、清掃等の維持管理に関する契約、事務機器等の保守に関する契約を長期継続契約の対象としておりましたが、その他の役務の提供につきましても、年度当初の4月1日から役務の提供を受けなければ事務の取り扱いに支障を及ぼすようなものがあり、これらについても対象とすることでより効率的な事務の遂行を図ろうとするものでございます。

続きまして、議案第63号、大竹市工場立地法地域準則条例の制定について御説明申し上げます。

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行えることを目的とした法律でございますが、工場の敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積の割合につきまして、国が定める基準の範囲内で地域準則を定め、緩和する条例の制定が可能となっております。

広島県内におきましても、広島市や福山市、三原市、尾道市など、多くの自治体において地域準則を定める条例が制定されております。また、本市に隣接しコンビナートを一体的に形成する山口県岩国市や和木町におきましても、本年9月に緑地割合等を緩和する条例が制定されたところでございます。

本件は、本市におきましても、既存工場等の新設や増改築、設備更新等の促進を支援し、産業の振興と安定した雇用の維持、創出を図るため条例を制定しようとするものでございます。

条例の内容でございますけれども、第1条では条例の趣旨を、第2条では用語の定義について定めております。

第3条では、条例の適用区域につきまして、都市計画法で定める準工業地域と工業地域及び工業専用地域の2つの区域を定めております。

第4条では、第3条の区域ごとに緑地面積率と環境施設面積率を定めております。それぞれの割合でございますが、国が定める基準の最大緩和率を適用して、準工業地域では緑地面積率10%、環境施設面積率15%とし、工業地域、工業専用地域では、緑地面積率5%、環境施設面積率10%としております。

第5条では、重複する緑地の面積の敷地面積に対する割合について定めております。重複する緑地とは、建物屋上の緑化施設、パイプ下の芝生や駐車場の上の藤棚など、他の施設と重複する緑地のことをいいます。こうした場所の面積につきましては、敷地面積に緑

地面積率を乗じて得た面積の50%までは緑地に算入できることとしております。

第6条では、敷地が2以上の区域にわたる場合の取り扱いを、第7条では、工場の敷地が隣接する他の地方自治体の区域にまたがっている場合の取り扱いを規定しております。

附則第1項では、施行日を公布の日とすること。また、附則第2項では、昭和49年6月28日までに設置された工場等に対する緑地及び環境施設の面積の算定に関する措置を規定しております。

このたびの条例制定によりまして、緑地面積率及び環境施設面積率が緩和され、新たに工場や施設の設置を検討している企業にとりましては、所有する土地をより有効に活用することが可能となりますので、新たな設備投資等を期待したいというふうに考えております。

続きまして、議案第66号、広島県市町総合事務組合理約の変更について御説明申し上げます。

この組合の構成団体でございます宮島競艇施行組合が、平成31年4月1日から名称を宮島ボートレース企業団に変更することに伴い、広島県市町総合事務組合の組合理約を変更する必要が生じたので、この変更につきまして、関係地方公共団体と協議を行うため市議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第69号、指定金融機関の指定更新について御説明申し上げます。

本市の公金の収納及び支払事務を取り扱う指定金融機関といたしまして、株式会社四国銀行を指定しておりますが、その指定期間が来年の3月31日をもって満了いたします。このため、昭和39年に指定金融機関制度が始まり指定されて以来、事故なく54年間公金収納及び支払事務を遂行してこられた実績から、引き続き株式会社四国銀行を大竹市指定金融機関として指定することが、本市の実情に適していると考え、平成31年4月1日から平成33年3月31日まで指定期間を更新しようとするものでございます。

以上で、議案第58号、議案第59号、議案第62号、議案第63号、議案第66号及び議案第69号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本6件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12～日程第13〔一括上程〕

議案第60号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

議案第61号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第12、議案第60号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について及び日程第13、議案第61号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等

に関する条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 入山欣郎 登壇]

○市長（入山欣郎） 議案第60号及び議案第61号について提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第60号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例は、一般職の職員の期末勤勉手当の見直しにより、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当をあわせて見直すものでございます。

続いて、議案第61号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例は、一般職の職員の期末勤勉手当の見直しにより、議会の議員に支給する期末手当をあわせて見直すものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第60号及び議案第61号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14～日程第15〔一括上程〕

議案第64号 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例及び大竹市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について

議案第67号 財産の無償貸付けについて

○議長（児玉朋也） 日程第14、議案第64号、大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例及び大竹市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について及び日程第15、議案第67号、財産の無償貸付けについての2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

[健康福祉部長兼福祉事務所長 米中和成 登壇]

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） それでは、議案第64号及び議案第67号について提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第64号、大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例及び大竹市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者医療費の受給資格について、所得制限を緩和するよう関係する条例の一部を改正しようとするものでございます。

具体的には、所得制限により、ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者医療費の助成対象外となる者であっても、「震災、風水害、火災、落雷、その他の災害により被害を受けた者であって、特別な事情があると市長が認めた者」は助成対象者とするよう改正をするものでございます。

なお、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱も改正され、今回、対象となった方に対する助成金も広島県の補助の対象となっております。

また、施行日については、公布の日からとし、平成30年4月1日にさかのぼって適用することとしております。

続きまして、議案第67号、財産の無償貸付けについて御説明申し上げます。

本件は、知的障害者支援事業所の誘致にかかわり、事業者に旧松ヶ原小学校を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

まず、知的障害者支援事業所の誘致についてでございますが、本市においては障害者の地域生活を支援する社会的資源が不足しており、特に知的障害者のグループホーム等が強く熱望されてきました。また一方で、近年、学校の統廃合が進んだことにより、まだまだ使用できる校舎等が活用されずに残っております。そこで、旧松ヶ原小学校を有効活用し、障害者の地域生活を支援する拠点を整備するとともに、地域の活性化を願い、本市の望む事業展開が可能な社会福祉法人を募集したものでございます。

事業者はプロポーザル方式によって選定しており、7月17日にプロポーザルの公告を行い、その後、現地見学会、企画提案書の受け付け等を行い、10月2日にプレゼンテーションによる審査を行い、その結果を参考にして契約候補者を決定し、11月2日付で、社会福祉法人美和福祉会と仮契約を締結しております。

社会福祉法人美和福祉会は、障害者福祉を目的とする社会福祉法人で、特定の者の利益のための団体ではないこと、また、現在活用されていない旧校舎等を利用するため、新たな財政負担も生じず、現状で支出している施設等の維持管理費も不要となることから、旧松ヶ原小学校を無償で貸し付けしようとするものでございます。

貸し付けの期間は、平成36年3月31日までとなっております。

以上、簡単ではございますが、議案第64号及び議案第67号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第16

議案第65号 大竹市手すき和紙作業所設置及び管理条例の制定について

○議長（児玉朋也） 日程第16、議案第65号、大竹市手すき和紙作業所設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） 議案第65号、大竹市手すき和紙作業所設置及び管理条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、今年度実施しております大竹市手すき和紙作業所改修事業により、来年度から体験学習や展示等が行える施設が開設することに伴い、指定管理者による管理運営を行うことを新たに規定するため、大竹市手すき和紙作業所設置及び管理条例の全部を改正するものでございます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

第1条は、設置目的として大竹市の伝統文化である手すき和紙の製造技術を後世に継承していくとともに、手すき和紙の魅力を広く伝えていくため、手すき和紙の技術者の養成及び情報発信の拠点施設として、大竹市手すき和紙作業所を設置することを規定しております。

第2条は、その作業所の名称及び位置を規定しております。

第3条は、作業所の管理について、地方自治法第244の2第3項の規定により指定管理者による管理を行うことを規定しております。

第4条及び第5条は、指定管理者が行う業務及び指定までの流れについて規定しております。

第6条から第9条は、指定管理者が果たすべき義務について規定しており、第10条から第15条は、作業所を使用する者の利用に関することを規定しております。

また、第16条、17条では、指定管理者及び使用者の原状回復の義務及び過失等による損害が発生した場合の賠償義務について規定しております。

第18条では、作業所の管理を指定管理者に指定できないときなどは、市長が管理することを規定し、第19条は、委任規定でございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行期日を平成31年4月1日とし、準備行為として、指定管理者の申請や施設の利用申し込みなどについては、施行前に実施できるよう規定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第65号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 17

議案第 68 号 工事施行協定の締結について

○議長（児玉朋也） 日程第17、議案第68号、工事施行協定の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 坪浦伸泰 登壇〕

○建設部長（坪浦伸泰） 議案第68号、工事施行協定の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、大竹駅自由通路及び関連都市施設（以下「自由通路等」という。）の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事につきまして、負担金額が1億5,000万円以上の工事の完成を目的とする協定を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

協定の相手方につきましては、日本貨物鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社で、市の負担金額は18億9,544万2,000円でございます。

工事につきましては、日本貨物鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社が施行いたします。

工事の概要でございますが、日本貨物鉄道株式会社は、自由通路等の整備に支障する日本貨物鉄道株式会社の鉄道施設である配線変更、コンテナホーム整備、電気設備支障移転等の工事を行います。西日本旅客鉄道株式会社は、市が委託する自由通路等の工事及び自由通路等の整備に支障する西日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設である、軌道整備、軌道監視等の工事を実施いたします。

また、工事に関する実施設計も含まれております。

施行期間は、いずれも平成30年度から平成35年度までを予定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第68号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 18～日程第 22〔一括上程〕

議案第 70 号 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 71 号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第72号 平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）

議案第73号 平成30年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第74号 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第18、議案第70号、平成30年度大竹市一般会計補正予算（第3号）から日程第22、議案第74号、平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の5件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第70号から議案第74号までの各会計の補正予算につきまして一括して御説明申し上げます。

初めに、39ページからの議案第70号、平成30年度大竹市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1億1,090万を追加し、予算総額を155億9,226万9,000円にするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容順に説明させていただきますが、説明の都合により51ページの歳出から御説明いたします。

各費目に共通する内容といたしまして、先ほど御提案を申し上げました一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案及び特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案によるものと、当初予算成立後の人事異動等に伴う人件費の調整を行っております。

具体的には、特別職、一般職の給料、職員手当及び共済費をまとめまして4,151万1,000円の増額としております。

人件費については調整の上、各費目に計上させていただいておりますので、以下ではこの部分について説明を省略させていただきます。

第2款総務費は、4,470万2,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、違法公金支出損害賠償請求事件に係る弁護士謝礼を720万円。子ども子育て支援交付金などに係る国県支出金の前年度精算金として、国庫補助金等返還金を1,651万円計上するものでございます。

第3款民生費は、1,405万4,000円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用件数が伸びているため、障害児給付費770万円を計上するものでございます。

第4款衛生費は、460万円を減額するものでございますが、増額分といたしましては、後期高齢者のがん検診の受診率が当初見込みより高いため、一般健診負担金を190万円、新元号施行に伴う健康管理システムの改修委託料を40万計上するものでございます。

第6款農林水産業費は、204万7,000円を減額するものでございます。

主な内容といたしましては、マロンの里を元気にする協議会に対する山村活性化対策事



業貸付金を500万円、漁港施設維持工事費を127万7,000円計上するほか、国庫補助金の内示等に合わせて各工事等を増減するものでございます。

第8款土木費は、3,153万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、晴海臨海公園ファミリーゾーンの園路の一部を整備する工事請負費1,700万円を計上するものでございます。

第9款消防費は、739万4,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、平成30年7月の西日本豪雨災害及び台風12号に伴う消防団員の費用弁償219万4,000円を計上するものでございます。

第10款教育費は、665万7,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、玖波財産区繰入金を財源として、玖波公民館で開催する講座の備品整備費用10万円を計上するものでございます。

第11款災害復旧費は、西日本豪雨災害により災害復旧工事が必要な箇所が確認されたため、1,200万円を計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、48ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第9款地方交付税は、普通交付税の額が確定いたしましたので、1,679万8,000円減額するものでございます。

第13款国庫支出金は、歳出に計上しております障害児給付費に対する国庫負担金を385万円、晴海臨海公園整備事業に対する再編交付金を1,700万円、災害復旧に係る国庫補助金を533万3,000円計上し、水産物供給基盤機能保全事業補助金を内示額に合わせて628万円減額するものでございます。

第14款県支出金は、歳出に計上しております障害児給付費に対する県負担金192万5,000円を計上するものでございます。

第17款繰入金は、玖波財産区からの繰入金10万円のほか、このたびの補正予算について財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

第19款諸収入は、歳出に計上しております山村活性化対策事業貸付金に対する元金収入を500万円。後期高齢者の一般健康診査に対する後期高齢者医療広域連合からの補助金を41万6,000円計上するものでございます。

第20款市債は、2,648万6,000円減額するものでございます。

内容といたしましては、ブロック塀改修事業債を1,460万円、農業用施設災害復旧事業債を260万円、河川災害復旧事業債を280万円計上し、漁港改修事業債を690万円、臨時財政対策債を発行可能額に合わせて3,958万6,000円減額するものでございます。

43ページの第2表、継続費の補正は、青木踏切改良事業及び大竹駅周辺整備事業につきまして、年割額を事業計画に合わせて変更するものでございます。

第3表、繰越明許費の補正は、諸般の事情により、年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

44ページの第4表、債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要があるもの、複数年の契約をするものについて債務負担行為の追加及び変

更するものでございます。

45ページの第5表、地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更するものでございます。

以上が、議案第70号、平成30年度大竹市一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。

続きまして、70ページからの議案第71号、平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2億5,831万9,000円を追加し、予算総額を35億150万円にするものでございます。

内容といたしましては、第2款保険給付費は、医療費の保険者負担分として広島県国民健康保険団体連合会等に支払う療養給付費及び高額療養費等の負担金が不足するため、2億5,791万9,000円、第4款保険事業費は、新元号施行に伴う健康管理システムの改修委託料を40万円計上するものでございます。この財源として歳入におきまして、県補助金2億5,823万9,000円のほか、このたびの補正予算について、財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

続きまして、76ページからの議案第72号、平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1億6,826万6,000円を追加し、予算総額を11億7,651万9,000円にするものでございます。

内容といたしましては、土地売払収入と地方債償還元金を同額計上するものでございます。

続きまして、80ページからの議案第73号、平成30年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2,664万8,000円を追加し、予算総額を26億6,356万4,000円にするものでございます。

主な内容といたしましては、第1款総務費は、一般職給料、職員共済組合等負担金を合わせて380万円減額し、第2款保険給付費は、居宅サービス給付費及び居宅サービス計画給付費を合わせて8,400万円増額し、施設サービス給付費及び地域密着型サービス給付費を合わせて8,400万円減額し、第5款諸支出金は、介護給付費負担金などに係る国県支出金の前年度精算金として国庫補助金等返還金を2,985万円計上し、歳入の国県支出金、一般会計繰入金及び前年度繰越金等で財源調整をいたしております。

82ページの第2表、債務負担行為の補正は、複数年の契約するものについて、債務負担行為の追加をするものでございます。

続きまして、92ページからの議案第74号、平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ113万2,000円を追加し、予算総額を4億6,163万7,000円にするものでございます。

内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合給付金につきまして、納付額が確定し

たため、保険料等負担金を113万2,000円計上し、歳入の前年度繰越金で財源調整をいたしております。

以上、議案第70号から議案第74号までの補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第70号は総務文教委員会に、議案第71号から議案第74号に至る4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第23

#### 認 第11号 陳情の取り下げについて

○議長（児玉朋也） 日程第23、平成30年認第11号、陳情の取り下げについてを議題いたします。

お諮りいたします。

平成30年陳情第11号については、陳情者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月5日から12月17日までの13日間、休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって12月5日から12月17日までの13日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。12月5日午前10時から議員全員協議会を、その終了後、広報広聴特別委員会を、12月6日午前10時から総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員協議会を、その終了後、総務文教委員政策研究会を、12月7日10時から生活環境委員

会を、その終了後、生活環境委員政策研究会を、12月10日午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会運営委員会を、それぞれ第1委員会室において開催する旨、各委員長から通知を受けております。ただいま御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

12月18日は、午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集を願います。

本日は、これにて散会いたします。

16時26分 散会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月4日

大竹市議会議長 児玉 朋也

大竹市議会議員 末 広 和 基

大竹市議会議員 賀 屋 幸 治

平成30年12月  
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

平成30年12月18日10時開会

| 日 程 | 議案番号   | 件 名                                                    | 付 記    |
|-----|--------|--------------------------------------------------------|--------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                                             |        |
| 第 2 | 認 第 3号 | 平成29年度大竹市一般会計決算                                        | (認 定)  |
| 第 3 | 認 第 4号 | 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計決算                                  | (認 定)  |
| 第 4 | 認 第 5号 | 平成29年度大竹市漁業集落排水特別会計決算                                  | (認 定)  |
| 第 5 | 認 第 6号 | 平成29年度大竹市農業集落排水特別会計決算                                  | (認 定)  |
| 第 6 | 認 第 7号 | 平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計<br>決算                            | (認 定)  |
| 第 7 | 認 第 8号 | 平成29年度大竹市土地造成特別会計決算                                    | (認 定)  |
| 第 8 | 認 第 9号 | 平成29年度大竹市介護保険特別会計決算                                    | (認 定)  |
| 第 9 | 認 第10号 | 平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決<br>算                             | (認 定)  |
| 第10 | 議案第58号 | 大竹市市議会議員及び大竹市長の選挙における<br>選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正に<br>ついて  | (原案可決) |
| 第11 | 議案第59号 | 一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員<br>の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正<br>について | (原案可決) |
| 第12 | 議案第60号 | 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例<br>の一部改正について                      | (原案可決) |
| 第13 | 議案第61号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する<br>条例の一部改正について                   | (原案可決) |
| 第14 | 議案第62号 | 長期継続契約を締結することができる契約を定<br>める条例の一部改正について                 | (原案可決) |
| 第15 | 議案第63号 | 大竹市工場立地法地域準則条例の制定について                                  | (原案可決) |
| 第16 | 議案第65号 | 大竹市手すき和紙作業所設置及び管理条例の制<br>定について                         | (原案可決) |
| 第17 | 議案第66号 | 広島県市町総合事務組合規約の変更について                                   | (原案可決) |
| 第18 | 議案第69号 | 指定金融機関の指定更新について                                        | (原案可決) |
| 第19 | 議案第70号 | 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第3号）                                 | (原案可決) |
| 第20 | 議案第64号 | 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例及び大竹<br>市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正に<br>ついて  | (原案可決) |
| 第21 | 議案第67号 | 財産の無償貸付けについて                                           | (原案可決) |
| 第22 | 議案第68号 | 工事施行協定の締結について                                          | (原案可決) |

- 第23 議案第71号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正  
予算(第2号) (原案可決)
- 第24 議案第72号 平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算  
(第2号) (原案可決)
- 第25 議案第73号 平成30年度大竹市介護保険特別会計補正予算  
(第1号) (原案可決)
- 第26 議案第74号 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計補  
正予算(第1号) (原案可決)
- 第27 議案第75号 大竹市議会基本条例の制定について (即 決)

#### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認第3号から日程第9 認第10号まで(報告・討論・認定)
- 日程第10 議案第58号から日程第19 議案第70号(報告・討論・表決)
- 日程第20 議案第64号から日程第26 議案第74号(報告・表決)
- 日程第27 議案第75号(説明・討論・表決)

#### ○出席議員(15人)

- |     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 児玉朋也 | 2番  | 小田上尚典 |
| 3番  | 末広和基 | 4番  | 賀屋幸治  |
| 5番  | 北地範久 | 6番  | 西村一啓  |
| 7番  | 和田芳弘 | 8番  | 大井渉   |
| 9番  | 網谷芳孝 | 10番 | 藤井馨   |
| 11番 | 山崎年一 | 12番 | 細川雅子  |
| 13番 | 寺岡公章 | 14番 | 田中実穂  |
| 15番 | 山本孝三 |     |       |

#### ○欠席議員(なし)

#### ○説明のため出席した者

- |      |               |      |
|------|---------------|------|
| 市    | 長             | 入山欣郎 |
| 副    | 市長            | 太田勲男 |
| 教    | 育長            | 大石泰  |
| 総    | 務部長           | 吉岡和範 |
| 市    | 民生活部長         | 香川晶則 |
| 健康福祉 | 部長兼福祉事務所長     | 米中和成 |
| 建    | 設部長           | 坪浦伸泰 |
| 上    | 下水道局長         | 高津浩二 |
| 消    | 防長            | 橋村哲也 |
| 総務課長 | 併任選挙管理委員会事務局長 | 中村一誠 |
| 企    | 画財政課長         | 三原尚美 |
| 監    | 理課長           | 豊原学  |

会計管理者兼会計課長  
総務学事課長  
監査委員  
監査事務局長

野島 等  
真鍋 和聰  
薬師寺 基夫  
田中 宏幸

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

中曾 一夫  
加藤 豪



10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において5番、北地範久議員、6番、西村一啓議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第9〔一括上程〕

認 第 3号 平成29年度大竹市一般会計会計決算

認 第 4号 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認 第 5号 平成29年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認 第 6号 平成29年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認 第 7号 平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算

認 第 8号 平成29年度大竹市土地造成特別会計決算

認 第 9号 平成29年度大竹市介護保険特別会計決算

認 第10号 平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（児玉朋也） 日程第2、認第3号平成29年度大竹市一般会計決算から日程第9、認第10号平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、賀屋幸治議員。4番。

決算特別委員会議案審査報告書

平成30年9月19日、第4回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号  | 件 名                   | 審査の結果 |
|-------|-----------------------|-------|
| 認 第3号 | 平成29年度大竹市一般会計会計決算     | 認 定   |
| 認 第4号 | 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計決算 | 認 定   |
| 認 第5号 | 平成29年度大竹市漁業集落排水特別会計決算 | 認 定   |

|        |                         |     |
|--------|-------------------------|-----|
| 認 第6号  | 平成29年度大竹市農業集落排水特別会計決算   | 認 定 |
| 認 第7号  | 平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算 | 認 定 |
| 認 第8号  | 平成29年度大竹市土地造成特別会計決算     | 認 定 |
| 認 第9号  | 平成29年度大竹市介護保険特別会計決算     | 認 定 |
| 認 第10号 | 平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算  | 認 定 |

平成30年10月15日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

決算特別委員長 賀屋 幸治

〔決算特別委員長 賀屋幸治議員 登壇〕

○決算特別委員長（賀屋幸治） 去る9月19日の本会議におきまして、私ども委員8名で構成されました決算特別委員会に御付託いただきました認第3号平成29年度大竹市一般会計決算から、認第10号平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る件につきましては、10月10日、11日、12日及び15日に委員会を開催し、結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果につきまして御報告を申し上げます。

9月定例会終了後に開催されました第1回決算特別委員会におきまして、不肖、私、賀屋が委員長に、網谷委員が副委員長に互選された次第でございます。身に余る大役を務めさせていただき、委員各位の御協力により、本日報告の運びとなりましたことに対して厚くお礼を申し上げます。

審査の方法につきましては、まず、一般会計の歳出から各款ごとに進め、歳入は一括して行い、続いて総括質疑の後、討論、採決を行っております。

特別会計7件につきましては、各会計の歳入歳出一括質疑を行い、討論終結後、採決を行っております。

それでは、審査の内容について御報告申し上げますが、4日間にわたる質疑応答や御意見など、膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますが御了承いただきたいと思っております。

それでは、初めに、第1款議会費でございますが、まず、「議会ではタブレットを導入した。現在は試行期間であり、議員だけがタブレットを持ち、執行部は持たないというアンバランスな形となっている。今後、執行部としてどう対応するのか考え方を伺う」との質疑に対し、「現時点では検討していない。ただ、議員と執行部とでは違う点があり、議員は執行部が出す案件を全て見る必要があるが、執行部はまずは担当した議案を見ることになり、今のところそこまでの必要性を感じていないのが実態である」との答弁がござい

ました。

次に、「予算書にしても決算書にしても、これを見れば説明しなくてもわかるというのが本来のつくり方だと考える。この記載方法が正しいものなのか、もう少しわかりやすく作成できないものなのか伺う」との質疑に対しまして、「基本的に予算書、決算書のつくり方は地方自治法施行規則の規定にのっとっている。わかりやすさへの工夫として、主要事業報告書等の作成をしている」との答弁がございました。

続きまして、第2款総務費では、まず、「防犯対策について、平成29年度は防犯カメラが2台ほど新たに設置され、犯罪等の抑止力になると思う。設置の効果をどのように評価し、検証しているのか伺う」との質疑に対しまして、「自治振興課が受け付けた警察からの防犯カメラの画像の閲覧等許可申請は、平成29年度は3件、平成30年度は9月末時点で13件あった。解決に役立っていると思うし、抑止力になっていると思う」との答弁がございました。

次に、「ふるさと納税について、本市の返礼品の見直し等について伺う」との質疑に対しまして、「大竹市ではふるさと納税返礼品に関して、大竹市で生産加工されたもの、生産された原料を使用しているもの、大竹市に拠点のある事業者が加工、生産しているものを返礼品としており、基準内であると思っているので見直しを考えていない。ただし、調達率3割ということに関しては、日々調達率の増減があると思われるので、物価の上下があっても対応できるように考えている」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、まず、「更生医療給付は、平成29年度は前年度に比べて大幅に減少している。人数は前年度よりも2名増加しているが、給付金額は289万円も減少している。減少額が余りにも大きいのが、制度の変更があったのか、それとも偶然なのか伺う」との質疑に対しまして、「更生医療給付は基本的に人工透析や心臓の手術、腎臓の移植のような高い治療費がかかり、永久的にやらなければ命にかかわるようなものの治療の補助事業となっている。昨年度はたまたま生活保護受給者で心臓手術等のような一過性の手術を受ける方が少なかったなど、特に事業等の変更はなかった」との答弁がございました。

次に、「ボランティア連絡協議会に補助金を交付している。基本的にはボランティアの登録は社会福祉協議会が担当していると思うが、ボランティアの登録に市はどこまで関わっているのか。また、登録をしている人について市はどれだけ把握しているのか伺う」との質疑に対しまして、「ボランティア連絡協議会の事務局は社会福祉協議会にあり、連絡協議会の運営に対して補助金を交付している。ボランティア団体の状況については、逐一社会福祉協議会の事務局から情報提供を受けている。ボランティア団体の構成は、障害関係や地域福祉、高齢者のサロン等について活動している団体等が中心となっている」との答弁がございました。

続きまして、第4款衛生費では、まず、「妊産婦歯科健康診査事業の対象人数と受診率はどの程度になっているのか、また受診率についてどのように考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「平成29年度の対象者は203名、妊婦の受診者が95名で受診率は47%、産婦の受診者が51名で受診率は25%となっている。妊婦の受診率は目標に近い数値だが、

産婦の受診率が低いことについては、小さな子供を連れて健診に行くための環境が整っていないという問題もあると考えている」との答弁がございました。

次に、「不法投棄監視用補助金はどこに交付しているのか、また、どのような活動をされているのか伺うとの質疑に対しまして、公衆衛生推進協議会に対して補助金を交付している。協議会では平成25年に不法投棄防止専門委員会を設置し、現在、15名程度の構成員が、不法投棄監視のため、日中巡回を行っている」との答弁がございました。

次に、「不法投棄を発見した場合は、どのような手続になっているのか伺う」との質疑に対しまして、「市民が発見した場合には速やかにリサイクルセンターか警察への通報をお願いします。なお、リサイクルセンターの職員が監視パトロール中に把握した際には、中身の確認を行い、排出者が判明するような投棄物があった場合には警察に通報し、一緒に現場検証をする。そして、現場検証の結果によっては警察が排出者を呼び出し、状況確認の有無により摘発等を行っている」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費では、「企業は正社員の人手不足という報道が最近特に多い。本市の企業の求人等の動向はどのような状況なのか、調査しているのか伺うとの質疑に対し、平成29年度の有効求人倍率は、広島県平均では1.9倍、大竹地域では0.87倍となっている。有効求人倍率は、企業であれば本社所在地の数字をもとに発表されているが、いわゆる就業地ベースによると大竹地域では1.81倍となっており、雇用状況としては非常によい状況が続いていると分析している」との答弁がございました。

続きまして、第6款農林水産業費では、まず、「広島県において不要なため池廃止の方針が出されたと新聞報道があった。大河原ため池は対象となっているのか、また、他に対象となっているものがあるのか伺う」との質疑に対し、「大河原ため池に関しては滞水能力がない状態であり、今年度以降、手続を経て廃止ため池となると考えている。また、市内には大河原ため池を含めて10カ所ため池があるが、事実上、農業ため池として機能していないものが一、二カ所見受けられる。今後、制度として国や県がどのように対応するか決めてくると思われるので、それらが廃止の検討対象となってくるものと考えている」との答弁がございました。

次に、「野猪捕獲奨励金、有害鳥獣駆除委託料、野猪等被害防除施設設置事業補助金、それぞれの経費の内容について伺う」との質疑に対しまして、「1点目の野猪捕獲奨励金は猟期の野猪捕獲者に対して、1頭当たり3,000円を支払っている。平成29年度は146頭捕獲された。奨励金以外の駆除もあるので野猪の駆除数としてはもう少し多いものと考えられる。

2点目の有害鳥獣駆除委託料は、狩猟免許の保持者を中心に駆除班を設け、その駆除班に対して委託料を支出している。平成29年度の出動日数98日、出勤者延べ人数300人以上であった。

3点目の野猪等被害防除施設設置事業補助金は農作物をつくられる方に対し、鳥獣被害から自分の農地を守るための柵を設置する費用の半分を補助するもので、上限は5万円となっている」との答弁がございました。

次に、「今年の豪雨で林道に大変な被害が出ている。林道の点検・維持管理の方法等に

ついて伺う」との質疑に対しまして、「本市では、立戸山線、松ヶ原奥谷尻線、小栗林浅原線の3林道を管理している。降雨が多いときや台風が通過した後や、日々の道路、河川等の維持活動中に林道を通過することにより点検を行い、倒木等で職員が対処できるものはみずから除去し、そうでないものは業者に撤去を依頼している。また、年に1回は業者に委託して、林道側溝の清掃を行い、地元の方から情報をいただいたら、随時できる限り清掃を行い、可能な限り被災原因とならないよう心がけている」との答弁がございました。

続きまして、第7款商工費では、まず、「大竹地域産業振興センター運営費補助金として400万円支出している。どういう活動をしているか伺う」との質疑に対し、「平成29年度は特に新規事業に取り組んでいると認識している。例えば、6次産業化の取り組みとして、栗谷産のキクイモを使った商品開発を行う研究グループにおいて、毎月各事業者がつくった商品の試食などを行い、さらに開発を進めるという取り組みを行っている。また大型スーパーでの特産品の紹介や販売促進等、積極的に大竹の商品の売り込みを進めている。市としても、産業振興センターと連携しながら、市内事業者のビジネスチャンス、新規や現事業の取り組みが広がるよう一緒に取り組んでいければと考えている」との答弁がございました。

次に、「産業振興奨励事業は、平成20年度～25年度までは8件、平成26年度が1件で1,300万円、平成27年度が2件で300万円、平成28年度が1件で800万円であったが、平成29年度は5件で4,100万円と増加した。制度の創設から本市の景気動向についてどのように判断しているか。また、10年間で額がふえているがどのように評価しているか伺う」との質疑に対しまして、「企業の生産活動を考える中で、設備投資をする際、最初の投資が大きな負担になると考えられる。そうした中、奨励期間は1年であるが、初期投資の緩和になり、企業から見ればいろいろな工場があるが、大竹市においては奨励金があるから投資に踏み切るという一つのプラス材料にはなるのではないかと考えている。件数的には各年度の企業の内外の状況によって投資は大きく変動すると思われるが、少なくとも設備投資を考える中ではプラスとなる大竹市の施策であると認識している」との答弁がございました。

次に、「三倉岳県立自然公園内のトイレについて、平成29年度に設計が完了し、平成30年度から工事が始まる予定と聞いているが、その進捗状況について伺う」との質疑に対しまして、「平成29年度は新規に設置するトイレ2棟分の測量設計業務を行った。平成30年度は三倉岳休憩所の登り口の途中にあるトイレを解体し、新しいトイレをつくる予定であり、工事費総額は約6,300万円である。今年度中に完成予定である。また、平成31年度には残る1棟について工事を行う予定である」との答弁がございました。

続きまして、第8款土木費及び第11款「災害復旧費では、まず、橋りょう等定期点検業務委託料として、点検業務の実施結果及び対応を急ぐ橋りょうなどの状況について伺う」との質疑に対し、「平成29年度においては40橋の点検を実施しており、健全、予防保全、早期処置、緊急措置の4段階の順での判定となるが、緊急措置のものはなく、早期処置のものは3橋あった。その他は健全または予防保全であった。今までの点検において緊急措置のものはなかったが、早期処置のものは34橋あり、順次対応を行っている。このうち5

橋の補修を昨年までに実施済みであるが、来年度以降は、特に新町橋、玖波30号線1号橋と2号橋、城山陸橋などの9橋について早期の対応に取り組んでいきたい」との答弁がございました。

次に、「空き家対策事業について、平成29年度に実施した実態調査の状況と今後の対応等についての考えを伺う」との質疑に対しまして、「調査により約560件を判定しており、損傷が激しく、倒壊の危険性が考えられるランクEに22件が該当し、このうち8件が市街地にあり、その中でも緊急に対応しなければならないものは5件ある。現在、地権者と協議を行い、特定空き家へ指定して安全に解体していけるよう取り組んでいる」との答弁がございました。

次に、「小方地区まちづくり計画策定業務委託料で587万5,200円の支出をしているが、業務内容と実施状況等について伺う」との質疑に対しまして、「小方地区のまちづくり基本構想を踏まえ、小方中学校跡地西側に当たる国道2号線側のにぎわい交流ゾーンについて、にぎわいをつくるためにはどういったものがよいか、その可能性の検討についてサウンディングという手法を用いて民間事業者等への市場調査等や土地の条件等を示し、参入の意向や活用策等についての意見交換、ヒアリング調査等を行った。その結果、市が希望する業態からは即座に事業化に至る事案はなかったが、いただいた意見をもとに実現の可能性を高めるものとして7つの案を作成している」との答弁がございました。

次に、「一般国道2号廿日市大竹道路整備促進期成同盟会ではどのような取り組みを行っているのか伺う」との質疑に対しまして、「基本的には整備促進を図るため要望活動を行う団体で、国道2号の廿日市市から大竹市の間の、特に丸石から鳴川の間について、台風等により越波が生じた場合の防災・減災対策が必要であることなどを要望している。廿日市市と大竹市市の2市で構成され、要望活動などを行っている」との答弁がありました。

続きまして、第9款消防費では、まず、「消防団の出動回数、また、災害派遣時の待遇について伺う」との質疑に対し、「平成29年度の延べ出動人数は2,274名で、主な活動は年末警戒、訓練、出初め式、ポンプ操法大会などがある。また、7月豪雨の災害派遣は公務扱いとしており、飲料水を公費で出している」との答弁がございました。

次に、「消防年報の年別救急出動件数について平成29年は1,523件である。平成26年から毎年ふえているがこの原因について伺う」との質疑に対しまして、「詳細な分析をする材料はないが、全国的に救急出動件数は増加しており、大竹市においても平成28年までは1,400件後半で推移していたが、平成29年は1,500件を突破した。背景には、高齢化や若年層への親からの急患時のアドバイスがなく、とりあえず救急車を呼ぶという事象も考えられる。また、高齢者においては一般負傷として救急要請をするなどの傾向があると考えている」との答弁がございました。

続きまして、第10款教育費では、まず、「読書活動推進について、小学校と中学校それぞれに担当の推進員を配置し、推進していただいている。成果について伺う」との質疑に対し、「平成27年度～29年度、1人当たりの学校の図書室から本の貸し出し数について、3年連続中学校のほうは増加をしているということで配置の効果はあったと考える。小学校のほうは、平成27年度増加、平成28年度減少、平成29年度は若干増加ということである。

ただし、数値にあらわれないところで、学校の先生と推進員との連携で、授業中どのような本がどこにあるのか調べ学習の際に、子供の支援の面で非常に助かっているということがある。また特に借りずとも、図書室で読書をするということで、蔵書整理を行い、ポップをつくったり、お勧めの本を紹介したり、掲示物を掲示したり、子供たちが読みやすい、あるいは借りやすいといった対応をさせていただいている」との答弁がございました。

次に、「部活動の大会遠征旅費について、補助金が交付されているのか伺う」との質疑に対し、「県の中学校総合体育大会や広島地区中学校体育大会など、学校が判断し、部活動で行く大会の競技参加に伴う旅費を補助金として中学校校長会へ100万円交付している。その後、校長会が各中学校会計に渡すという形になっている」との答弁がございました。

続きまして、第12款公債費、第13款予備費については質疑はございませんでした。

続きまして、歳入における一括質疑では、まず、「土地売却収入1億4,300万円について、土地の所在と坪単価について伺う」との質疑に対し、「監理課分としては、小方郵便局の近くの岩国大竹道路関係の残地を公募し、約78平米、約570万円で売却。もう一つは、もと晴海第1公園用地の一部を商業用地として約334平米、約2,570万円で売却した。都市計画課分として、市営住宅御園団地における整備事業の岩国大竹道路の用地買収部分として平成29年度分が約1億1,000万ある。坪単価については平地や斜面などがあるため単価は一律ではない」との答弁がございました。

次に、「市営住宅使用料の不納欠損額について平成25年度からゼロとなっている理由と収入未済額の対策及び市税と国民健康保険料を滞納している方の徴収対応について伺う」との質疑に対し、「市営住宅使用料の平成24年度までの不納欠損については何十年と未納となっているもの等の整理を行った。収入未済額は平成29年末で約3,000万円あり、滞納額の多い方もいるので、そのような方については裁判所を通すなどして手続を行っている状況である。市税と国民健康保険料の両方を滞納しているというケースでは、国保料に関しては保険証の件もあるため、本人の意向も聞き取りながら、今後の納付相談等も踏まえ対応している」との答弁がございました。

続きまして、「歳入歳出全般にわたる総括質疑では、まず、玖波公民館に映画制作の話があり、現段階で制作準備委員会を立ち上げていると聞いているが、状況等について伺う」との質疑に対し、「玖波公民館を題材にした映画については、民間で動きがあることを把握している。映画制作にはかなり経費がかかるため、行政がどのような支援ができるかというような話もあったが、バックアップは現段階ではできないと回答している。今の状況については定期的に民間の方が集まり、委員会を開催していると伺っている。映画の内容が想定できないため、担当部署などはっきりしたことは言えない」との答弁がございました。

次に、「将来負担比率について、以前300%を超えていたが現在は167%となり、努力していただいた。新聞に平成29年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の全国平均速報値が掲載されており、実質公債比率6.4%、将来負担比率33.7%と記載があったが、いづろ全国平均値になるのか。また、市民の生活や生命、財産、そういうものに関係す

るインフラ整備だけは特化してやり、それ以外のものは四、五年待っていただき、もう少し財政状況がよくなって取り組むというような選択と集中、優先順位を掲げて来年度予算は組んでいただきたいと思いますという考えを伺う」との質疑に対しまして、「全国平均に何年たったら追いつくかという試算はしていない。地方債を一切発行しなければ数値は下がるとは思うが、それが大竹市として、また、まちづくりとしてどうなのか疑問もある。土地造成特別会計を含む特別会計の健全化を図りながら、長期間で地方債残高の抑制等に取り組んでいきたい。事業については総合戦略に沿った事業に優先順位をつけているが、道路や河川は危険度や老朽度で優先順位をつけている」との答弁がございました。

次に、「大竹市統計書を見ると、平成26年からの人口について、人口減少に歯どめがかかっているようには見えず、平成29年～30年にかけては約300人近く減少している。大竹市が子育て世代、ファミリー世代に選ばれるために転入転出の点、住宅事情の点からの考えを伺う」との質疑に対しまして、「大願寺の宅地販売で平成25年、26年あたりは建設ラッシュであったため、平成27年の国勢調査に数値が大きくあらわれて、人口減少率が少なくなっている。総合戦略策定当時は転勤を理由とする社会増減は均衡していたため、子育て支援に力を入れることを一番大きな柱にしている。平成29年の数字を見ると、大竹市の労働者数は平成26年と比べふえているが、転勤を理由とする転出者は転入者より多くなり、状況が変わっている。宅地についても高層社宅が無くなり低層宅地となるため、宅地不足は否めない。次期総合計画策定時には改めて検討していきたい」との答弁がございました。

以上で、一般会計に関する質疑を終了し、討論に入りました。

討論では、反対の立場で1名、賛成の立場で1名の委員から討論がございました。

まず、反対の立場で、「新町雨水排水ポンプ場がなかなか実現しない、本当にやる気があるのかどうかということについて非常に疑問を感じているので反対」との討論がありました。次に、賛成の立場で、「限られた予算の中で予算執行に当たり、効果の出たものや、まだまだこれからというものなどいろいろあるが、総合計画、総合戦略の目標に向かって一生懸命努力されていると感じた。委員会で議論したことを十分酌んで、これからの予算編成、または、予算執行に生かしていただくことをお願いし賛成」との討論がありました。

討論を終結し、起立採決の結果、平成29年度一般会計決算は認定すべきものと決しております。

続きまして、特別会計決算の審査状況を審査した順に御報告申し上げます。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の3件につきましては一括して審査を行いました。

まず、「保健事業費にある保健衛生普及費について、不用額が約1,700万円であるが、状況について伺う」との質疑に対しまして、「主な不用額として人間ドック等委託料が約500万円、負担金、補助及び交付金が約400万円である。残りについては細かい不用額が発生した。人間ドック等委託料について、国民健康保険の被保険者に対し、人間ドック500名分、脳ドック250名分を予定していたが、実際は人間ドックが325名、脳ドックが165名の受診にとどまったため、約500万円不用額が発生した。負担金、補助及び交付金について、糖尿病性腎症重症化予防事業として1名に対して半年間の保健指導プログラムを組む



事業であるが、定員に満たなかったため、約400万円の不用額が発生した」との答弁がございました。

次に、「大竹市高齢者福祉計画・大竹市第7期介護保険事業計画により、在宅サービス利用者数及び介護給付費の推移が平成24年～29年まで年々増加している。在宅サービスが増加する原因について伺う」との質疑に対し、「在宅サービス事業所がふえる方向にあるということが1点考えられる。例えば、小方ヶ丘に有料老人ホームが開設されたが、この有料老人ホームで提供されるサービスについては、施設サービスでなく在宅サービスに位置づけられるため増加につながっている」との答弁がございました。

続きまして、一括して審査を行いました大竹市漁業集落排水特別会計及び大竹市農業集落排水特別会計では、「農業集落排水施設使用料の収入未済額が大きい、漁業集落排水施設使用料ではほとんどない。農業集落排水は地下水を使用するため、水道料金と一緒に集金することができず、徴収が難しいところはあるかもしれないが、現状を伺う」との質疑に対し、「確かに、農業集落排水の徴収率のほうが、公共下水道や漁業集落排水と比べて低いという状況となっている。ただ、決算書に記載されている額は現年度分と過年度分が一緒になっており、現年度分では96.6%を保っている。過年度分が27.1%と非常に低いが、滞納する世帯は限られており、引き続き督促に努めていきたい」との答弁がございました。

続きまして、「大竹市港湾施設管理受託特別会計では、歳入歳出差引額が約2,400万円となっている。この取り扱いはどうなるのか伺う」との質疑に対し、「実質の歳出の経費部分の2分の1の範囲内を超えた剰余金の部分について、その2分の1を市への繰出し金として、残りの2分の1を県への納付金という形で取り扱っており、平成29年度は約700万円ずつ県と市の方にそれぞれ入っている」との答弁がございました。

続きまして、土地造成特別会計では、「土地造成特別会計の起債償還表に現行利率が0.333%と記載されている。大願寺関係の普通会計の市債も利率の低い銀行にかえることができるのか伺う」との質疑に対し、「長期間で解決していくことになるため、借り入れ期間を長期に設定し、定期的に利率の見直しを行うこととしている。現在は借り入れ当時に比べると利率は低い状況にあるので、利率見直し時期に合わせて、より低い利率で借り入れができるように交渉を今後も続けていきたい」の答弁がございました。

以上で、特別会計7件の質疑を終了し、一括討論に入りました。

討論では、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び土地造成特別会計について反対の立場で1名、特別会計全てに賛成の立場で1名の委員から討論がございました。

まず、反対の立場で、「10月9日に最高裁判所で口頭弁論があり、11月6日には最高裁判所の判決がおりる。原告住民の一人として名を連ね、7億1,300万円が適正価格だということは広島高等裁判所も認めてくれた。原告住民が敗訴すれば12月の本会議では考え方を考えようかと思うが、きょう現在では不認定」との討論がありました。

次に、賛成の立場で、「決められた予算に基づいてしっかりと業務をしているということが確認できた。土地造成特別会計についても将来負担比率も減少しており、さまざまな努力が見受けられるので賛成」との討論がありました。

以上で、討論を終結し、土地造成特別会計を除く6件の特別会計は簡易採決によりいずれも認定すべきものと決めています。

また、土地造成特別会計は起立採決により、認定すべきものと決しております。

以上が4日間にわたる決算審査の概要と結果でございますが、委員各位及び執行部職員におかれましては、円滑な議事運営に御協力をいただき、効率的かつ充実した審査となったと考えております。この場をおかりして皆さんの御協力に対して、お礼申し上げます。

また、執行部におかれましては、この決算審査での質疑を通して各委員から出されました意見・要望などについて、今後の市政運営に反映されるよう、重ねてお願い申し上げます。決算審査の報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

8番、大井議員。

○8番（大井 渉） 委員長さん、長時間の御報告、御苦労さまでした。委員長さんが今言われましたように、私も認定ということで判決が出ましたので、大願寺の裁判の、認定をしようかと思っておりましたんですが、12月4日に一般質問を聞きまして、これはちゃんとここで事実を申し上げて、今回は反対という形をちゃんと述べておかないと市民の皆さんに誤解されてはいけないということで、認第3号の一般会計と認第8号の土地造成特別会計に対して、会派の、市民の味方の会派を代表いたしまして反対の討論をさせていただきます。

関連がありますので、両方にまたがった討論とさせていただきます。

12月4日の一般質問で最大会派から、私にどのように責任をとるのかという内容の質問をよく聞かせていただきました。私は、潔く今日まで生きてきたつもりでございます。覚悟も決めてきたと、そう思っております。公式の場で誰一人責任をとるとの発言は聞いていません。腹をくくることができない人がどうしてこの大竹を変えることができるのでしょうか。

判決が下ってからなら誰でも言えることだし、何度でも言える。そんな人間に私はなりたくないし、そんな言い方もしたくありません。今後もおかしなことがあれば裁判を起こします。横浜では、賛成した議員に一人1億円の住民監査請求をされていまして。また、一般質問の中で、市民を巻き込んだ、市民を誘った、市民を巻き添えにしたなど、私がテレビ中継をビデオで見る限り、こういう発言がございました。原告市民の人が名誉毀損に当たるか、今弁護士と相談されています。事実を確かめて発言されたほうが賢明だと、このように思っております。一般質問をもう少し勉強して質問してもらいたいと、こう思った次第でございます。弁護士費用などの請求はできないもの、市民が言ったとか、会派で

決めたなどと何を勉強されたのでしょうか。2,000万円も原告市民に請求できるわけがありません。市長には明快な答弁をしていただきたかったと思う次第でございます。

さて、私は、大きく言えば2つのことで裁判に踏み切りました。今から述べることは裁判所に提出した証拠に基づいたもの、あるいは、市から提出されたもので推測ではございません。

1つ目は、平成23年12月議会の議案第68号財産の処分について、要は、大願寺造成地売却議案でございます。平成20年に1回目と2回目の売り出しを行いました。私はまだ議員ではありませんでした。このとき公表された最低売却額は10億5,400万円でございます。鑑定評価と同額で、大竹市の土地や建物適正価格を決める不動産評価審議会はなぜだかわかりませんが開催されていません。その証拠もでございます。そして、平成22年の第3回目の売り出しは、申し込みが1社ありましたが、すぐ辞退されたと当時仲介されていた人からお聞きいたしました。警察の事情聴取でもそういうことを話されたということもお聞きしました。そして、平成23年12月定例会に売却先業者名と売却金額3億5,000万円が記された議案が提出されました。この額は不動産鑑定士との知恵をかりた適正な価格だと説明されました。翌年10月、決算委員会でも適正でないかと何回も答弁されています。平成23年に返りますが、11月4日、開催された不動産評価審議会では、鑑定評価と同額の7億1,300万円を適正な価格と決定いたしました。副市長が会長で全員で11名、部課長さんで構成されている審議会でございます。価格非公表で公募した3億5,000万円が適正な価格なのか、鑑定評価の7億1,300万円が適正な価格なのか。上下倍以上の金額に戸惑いました。さすがにわずか3年で70%の値下げ、約7億円下げられた価格を賛成することができずに反対の立場をとりました。

- 議長（児玉朋也） 大井議員、決算に対する討論にしてください。
- 8番（大井 渉） いや、一般質問で言われたことをちゃんとお返ししております。
- 議長（児玉朋也） 議題外にわたっておりますので、範囲を超えております。
- 8番（大井 渉） 裁判所も含めてのことですか。
- 議長（児玉朋也） そうです。範囲を超えております。
- 8番（大井 渉） 720万円も今回あがっていますので。
- 議長（児玉朋也） 決算に対する討論をお願いいたします。
- 8番（大井 渉） 公平にやってください。

じゃあ、ここを飛ばしまして、とにかく下水道負担金1平米313円です、市のホームページに掲載されています。これが112円で計算されています。議会は、どういうチェックをしたのでしょうか。いまだに解決、解明されておられません。

次に、もう一つ、裁判のきっかけになったのが、平成19年3月8日の岩国大竹道路対策特別委員会で、市長と当時の副市長の発言でございます。大願寺についても適正価格、時価で売ること、市には条例もあるので遵守しないといけない。この大願寺は1割まけて売りましょうというわけにはいかない。こういうことも述べられております。この発言が頭の片隅に少しでもあれば売却に賛成はできないし、裁判が起こるべくして起こったというべきであります。悪意を持って裁判したという発言が12月4日の一般質問でありました

が、とんでもない発言でございます。大願寺は10%もまけることはできない、そんなことをしたら損害賠償を求めると、市長や当時の副市長は発言して、悪意を持った質問は慎んでもらいたいと思うなど。これらを最高裁判所は全く触れていません。鑑定評価の7億円も正しい、3億5,000万円も両方が正しいということでございました。では、今後、大竹市において、地価公示や路線価格、固定資産税は半値でも正しいということになります。最高裁判所の裁判官は今後どうされるのでしょうか。広島県、広島市、廿日市市、岩国市、呉市、三原市、竹原市、いろいろなところに電話で調査をいたしました。鑑定評価以下で売ったところはどこもございません。ここで大きな一般会計、あるいは、土地造成特別会計で大きな大竹市の損失になったと、何回も繰り返されました。なるべくしてなった、そう思っております。理解不能な判決には納得できませんので、反対の理由といたします。

以上で議長、いいですか。

○議長（児玉朋也） 他に討論はございませんか。

13番、寺岡議員。

○13番（寺岡公章） 私は、平成29年度の各会計決算におきまして、委員長の報告のとおり、全会計認定するという立場で発言をさせていただこうと思っております。違った視点からの賛成の討論というふうにお聞きいただければと思います。

決算というのは、やはり予算執行の結果であるというふうに思います。平成29年度の期間中、執行部の皆様方、いろいろな事業を展開していただきました。もちろん御自身の努力、また、開発などによって、工夫によっていろいろな事業をしていただいたわけですが、中には少なくないものが私たち、議員、議会からの要望であったり、提案であったり、そういったものが含まれております。それらをしっかり形にさせていただいたというのはこの平成29年度決算の中でしっかり見ることができるかなというふうに思います。私としましては特に顕著なものとして晴海臨海公園の大型遊具の設置、もう何年もかけて皆さん方努力してこられて、議会とも協議をしてやっと形になったものであります。そういった予算といえますか、財源を工夫しながらやる中で、将来負担比率のほうにも少し注目してみたいんですけども、このたび、健全化判断比率の中の将来負担比率が167.8%と、思い起こせばこの制度といえますか、指標を計算し始めたのが平成19年あたりだったと思います。そのころは300%を超えておりまして、私たちとしても説明をいただいたときに、早期健全化基準である350%に随分近いな、大竹は大丈夫なのかなというふうに心配しておりましたし、市民の中にもそういった不安の声というのは起こっておりました。それがこの約10年間の間で努力されて、半分近くまで何とか下がってきたと。執行部の財政担当の皆様と、また、少ない予算の中で事業執行してこられた執行部の皆様方には頭が下がる思いでございます。そういった執行部の皆さん方のこれまでの努力がまた平成29年度もしっかりと形になった決算であるかというふうに受けとめております。平成30年度ももう何カ月かで終わりますが、そういった流れがまた平成30年度にも受け継がれるものと期待しておりますし、平成29年度もしっかりと評価させていただいて賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

11番、山崎議員。

○11番（山崎年一） ただいま議題となっております認第3号平成29年度大竹市一般会計決算及び認第8号平成29年度大竹市土地造成特別会計決算の認定に意見を述べて、自身の立場を明らかにしたいと思っております。

私自身もこのたびの決算特別委員会委員として参加し、平成29年度の決算をつぶさに検証させていただきました。全ての事業が十分に果たされたということについては若干の疑問を持っておりますので、私が疑問に思っております子育て支援、それから、生活保護行政、米軍岩国基地の問題、防災対策、土地造成特別会計の項目について意見を述べてみたいと思っております。

初めに、乳幼児等医療費助成制度であります。

本市の乳幼児医療助成制度については、広島県内でも早くから全体をリードされる、先進的な役割を果たしておいでになりました。しかし、現在では、入院、通院ともに18歳となるまでの助成が6市町に拡大され、県内市町でも医療費助成制度が徐々に引き上げられています。また、窓口負担についても、人口減少対策や若い世代の就労、結婚、子育ての希望をかなえるためにも、一部負担金を廃止され、完全無料化を実施されるべきと考えております。広島県が実施した子供の生活実態調査で明らかにされました、医療機関に支払う自己負担金がなくて、受診抑制をする保護者があるというアンケート結果が示されました。そういったことから窓口負担の廃止と18歳までの引き上げで早期発見と早期治療、子供の健康を支える制度の充実が求められているわけでございます。

次に、子育て支援制度で欠かせないものの一つに学校給食の無料化がございます。文科省は全国で82市町村が学校給食を無料化し、部分的な支援としている自治体が424市町村に及ぶと発表いたしました。学校給食の無料化は教育費の負担軽減とともに、少子化対策、貧困家庭の支援、若い子育て世代の転入、食育の推進など、多方面からの要請もあります。本市に隣接の和木町に次いで岩国市も学校給食を無料化されました。近隣市町が子育て環境の改善を図っている中で、本市としても早期の学校給食の無料化に取り組むべきであるというふうに考えております。

広島県保険医協会が貧困と格差の拡大を医療に及ぼす影響についての調査をされました。国保会の実態を調べて、児童や生徒の健康な体力を維持させる取り組みが求められています。調査後、実態調査に乗り出した学校があると伺っております。調査報告書では各学校に調査資料があるとしております。実態調査をされ、早期で的確な対策をとられることを求めています。

次に、日本産科婦人科学会のまとめでは、新生児の18人に1人が体外受精で生まれてくるという発表がありました。そのようなことから、不妊治療の助成制度は充実することが望まれております。ところが、本市の不妊治療の助成制度では、不妊治療の重要な治療の方法であります、手段であります。この2つを除外されています。所得制限を外すなどの一定の優位性は本市の施策として認めますが、いま一度、制度の再検討が必要であろうと思っております。

子育て支援に欠かすことのできない施策に保育行政の充実があります。本市においては

依然として保育園児のおむつを家庭に持ち帰らせるなど、時代錯誤も甚だしい処置が継続されております。厚生労働省はおむつの処理は地方自治体の自主的な判断としており、感染源となる排せつ物は敏速に処理する必要があります。感染症対策の専門家も集団生活で感染拡大を防ぐには排せつ物はすぐに捨てるのが原則。極力さわる人を少なくするべく、持ち帰りに利益はないと指摘しています。県内でも園内処理が広がりを見せています。保育士の皆さんは安全や健康に配慮され、未来の子供たちを育てる重要な役割を担っています。公費投入で改善策を検討し、保育の質を上げることで子育てしやすいまちとして認識され、人口流入も期待できると考えます。

次に、生活保護行政についてであります。

ことしの10月から2020年10月までの3年間、段階的に生活扶助費を最大で5%引き下げると決定されました。削減総額は年間210億円と言われております。本市の保護費は平成28年から平成29年にかけて9,300万円、率にして実に23%も減額となっております。生活保護費が減少している中で、国の施策として制度的に削減することは生活保護世帯を窮地に追い込むこととなります。地方では少額ではあるが増額と言われておりますが、今回の削減は一般低所得世帯、年収の低いほうから10%の世帯の消費実態と比較、均衡させるものであります。この方針に対しては、厚生労働省の社会保障審議会の部会が最低生活を保障基準を満たすものと言えるのかと疑問を投げかけております。専門家からも異論が出されております。生活保護利用者の生活を守り、支援する立場からも国に対して言うべきことは言う、こういった立場をぜひ大竹市としてもとっていただきたいというふうに考えております。

次に、米軍岩国基地についてであります。

空母艦載機の移駐が完了し、岩国基地所属の米軍機が相次いで墜落し、緊急着陸などの事故を起こすとともに、低空飛行による自治体住民に騒音被害と不安を与え、住民の安心・安全が脅かされ続けています。本市においては、岩国基地を離陸した戦闘機が阿多田島の上空を飛行し、島民の騒音被害は甚大なものがあります。また、相次ぐ戦闘機などの墜落により、住民の不安は一層増すばかりであります。これまで入山市長は国や米軍、岩国基地への抗議や申し入れについては広島県がしている。あるいは、国が申し入れをしているとして、大竹市長としての文書での申し入れは明らかにされてきませんでした。しかしながら、米軍機の相次ぐ墜落事故や緊急着陸などを受けて、抗議の声を上げざるを得ない立場となられました。今度は米軍や防衛省、国に対しての抗議は人任せ、中国四国防衛局に抗議の申し入れをしてもらおうという自治体の首長として住民の安心・安全に責任を感じていただけるのか、甚だ理解できないものであります。信頼関係を大切にしていると言われるかもしれませんが、信頼関係を築くためには、一自治体の首長として住民の安心・安全の立場から対等に申し入れをされるべきであります。近隣市町の首長は直接申し入れをされていることから、大竹市の対応は腰が引けていると、こう指摘せざるを得ません。

次に、防災対策の面でも一言申し上げておきます。

新町ポンプ場の道路改修、水路改修検討業務、あるいは、土地取得等の、また、小瀬川への排水設計などの取り組みが進んでいません。市内内陸部は集中豪雨などの災害で住居が浸水するなどの被害が頻繁に起こり、住民の安全で安心な生活が脅かされ続けています。

日々生活をしている住居が浸水するなどは一番先に解決しなければならない問題と考えます。住民にとっては生活権、生存権の問題であります。早期な対応が必要であります。

次に、市民が日常生活における重要な問題について2項目触れさせていただきます。

玖波駅東口のトイレ改修についてであります。依然としてこの問題の取り組みが見られていません。御承知のように、玖波駅は大竹駅に次ぐ大竹市のJRの玄関口であります。一日に2,000人近くの人が利用され、バスやタクシーの結節点でもあります。早期に的確な住民サービスの目線からの対策をとられるべきと考えます。

次に、休日診療所の運営については、決算特別委員会で5月連休中の患者、腹が痛いと言診察を受けに訪れた市民の事例を紹介するとともに、担当医への患者への接遇について要望や意見を申し上げました。担当医の患者への接遇については大変難しい部分もあるかと思えます。しかしながら、今後の運営について、大竹市医師会との連携などをお願いをいたしました。休日診療所の運営については大竹市としても責任を持つ立場から、患者との相互理解が進むような運営に配慮されるべきと考えます。

なお、当該市民は、関連があるとは申しませんが、腹が痛いということで、8月に亡くなられたということで伺っております。

次に、平成29年度大竹市土地造成特別会計決算の認定であります。

長年にわたって、市民の生活に多くの負担を求められている土地造成特別会計ですが、大型公共事業の取り組みが結果として一般会計からの多額の繰り出しをしなければならぬ。市民の生活を圧迫する事態が現在に至っております。また、先日償還スキームを議員全員協議会に示されました。これとて希望的な数値を示されたもので、保有地の処分など、多くの課題が含まれており、このとおりに物事が進まないことは執行部の皆さんも明言をされています。これからも市民の負担は増加することが想定されることから、本特別会計と認3号の認定に反対をいたします。

失礼いたしました。

○議長（児玉朋也） 他に討論はございませんか。

2番、小田上議員。

○2番（小田上尚典） 認第3号から認第10号までの8件について、認定の立場で討論させていただきます。

各号につきましては、委員長の報告にありましたように、しっかり審議され、私自身、委員としてその場におりました。これまで幾度も決算認定の場で先輩方が賛成討論をされ、先ほども先輩議員からありました、これは単年度決算の認定です。決算の認定は基本的に予算に基づく執行が適正にされているかどうかを審議し、適正であれば認定すべきものだと思います。土地造成特別会計についても同様であり、将来負担比率は先ほどから何度もありますように、年々着実に減らしております。これは大竹市民皆さんの底力と職員さんの努力が如実にあらわれているものだと思います。ただ、単年度と言いましてもこの大竹市、長年の営みがあってこそです。平成24年12月定例会最終日にこの土地造成特別会計の認定についてたくさんの討論があり、その際に多くの議員から次世代を意識された発言がありました。私が生まれた平成も残すところあとわずかとなり、この話に終わりを告

げられるよい区切りになるのではないかと考えています。まさに次世代につけを残さない財政運営を心がけておられるあかしだと思っておりますので、賛成の立場で討論させていただきます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件のうち、認第4号平成29年度大竹市国民健康保険特別会計決算、認第5号平成29年度大竹市漁業集落排水特別会計決算、認第6号平成29年度大竹市農業集落排水特別会計決算、認第7号平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算、認第9号平成29年度大竹市介護保険特別会計決算、認第10号平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算の6件について一括採決いたします。

本6件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本6件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本6件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第3号平成29年度大竹市一般会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件について委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第8号平成29年度大竹市土地造成特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件について委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第10～日程第19〔一括上程〕

議案第58号 大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第60号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

議案第61号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について



議案第62号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について

議案第63号 大竹市工場立地法地域準則条例の制定について

議案第65号 大竹市手すき和紙作業所設置及び管理条例の制定について

議案第66号 広島県市町総合事務組合規約の変更について

議案第69号 指定金融機関の指定更新について

議案第70号 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第3号）

○議長（児玉朋也） 日程第10、議案第58号大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから、日程第19、議案第70号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第3号）に至る10件を一括議題といたします。

本10件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、網谷芳孝議員。9番。

総務文教委員会議案審査報告書

平成30年12月4日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名   | 審査の結果 |
|--------|--|-------|
| 議案第58号 | 大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について   | 原案可決  |
| 議案第59号 | 一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第60号 | 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について                  | 原案可決  |
| 議案第61号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について               | 原案可決  |
| 議案第62号 | 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について             | 原案可決  |
| 議案第63号 | 大竹市工場立地法地域準則条例の制定について                          | 原案可決  |
| 議案第65号 | 大竹市手すき和紙作業所設置及び管理条例の制定について                     | 原案可決  |
| 議案第66号 | 広島県市町総合事務組合規約の変更について                           | 原案可決  |

|        |                        |      |
|--------|------------------------|------|
| 議案第69号 | 指定金融機関の指定更新について        | 原案可決 |
| 議案第70号 | 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第3号） | 原案可決 |

平成30年12月6日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 網谷 芳孝

〔総務文教委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

○総務文教委員長（網谷芳孝） それでは、12月4日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案10件につきまして、6日に委員会を開催し、審議を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査順に御報告申し上げます。

まず、議案第59号一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議案第60号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について及び議案第61号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての3件でございますが、関連がありますので一括して審査を行っております。

本3件では、「一般職及び再任用の職員の給与改定に伴う、給料及び勤勉手当の影響額及び一人当たりの平均増加額は幾らか。また、あわせて見直す特別職の職員及び議員に支給する期末手当の影響額は幾らか伺う」との質疑に対しまして、「一般職給料の引き上げ分の影響額は総額で約216万円であり、1人当たりの額は約7,100円。勤勉手当の影響額は総額で約620万円で、1人当たりの額は約2万円。再任用の職員の給料の引き上げ分の影響額は総額約8万円で、1人当たりの額は約4,800円。また、勤勉手当の影響額は総額で約21万円、1人当たりの額は約1万3,000円。特別職の職員の勤勉手当の影響額は総額で13万円。議員の勤勉手当の影響額は総額で33万円である」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入ったところ、議案第60号及び議案第61号に反対の立場で一名の委員から討論がございました。

まず、反対の立場では、「議案第60号、61号については、特別職あるいは議員報酬については高額な報酬を受けているため反対である」との討論がございました。

討論を終結し、採決の結果、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第65号大竹市手すき和紙作業所設置及び管理条例の制定についてでございます。「大竹市手すき和紙作業所について、現在の直営から指定管理に切りかえる理由と指定管理期間について伺う」との質疑に対しまして、「現在、大竹市手すき和紙作業所を改修しており、新たに体験学習や展示スペースを整備するため、利用が増加することが予想される。これを機会に指定管理に切りかえ、指定管理者の自主性、独自性やノウハウなどを直接事業に生かすことができれば、大竹市の伝統文化である手すき和紙の生産体

制の強化、また生産量の増加につながると考えているためである。

指定管理の期間は、平成31年3月の定例会において、指定管理の指定について議案を提出する予定であるが、現在のところ3年を想定している」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第69号指定金融機関の指定更新についてでございますが、まず、「四国銀行の財務状況について伺う」との質疑に対しまして、「国内基準の自己資本比率が9.71%であり、4%以上あればよいとされている。また、日本格付研究所ではシングルAマイナスと格付されており、安定的な見通しとされている。県内各市の指定金融機関から各自治体に対し、人件費や振込手数料の負担等に関する要望書が提出されているところもあるが、本市においてはそのような要望はない。さらに、通常の金融機関の営業時間は午後3時までであるが、四国銀行は午後4時まで営業しており、市民サービスの向上にもつながっている」との答弁がございました。

次に、「融資を受ける際に、入札時、利率の低い金融機関を利用しているのか伺う」との質疑に対しまして、「地方債の借入れの際には、複数の金融機関等を比較し、一番利率の低い金融機関等から借入れを行っている」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第70号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第3号）でございますが、まず、「なかはま保育所、立戸保育所と子育て支援センターを統合し、さらに子育て世代包括支援センターや母子保健事業の保健センターの機能が追加された複合施設を整備されるに当たり、3,000平米程度の建物床面積で足りるのか伺う」との質疑に対しまして、「施設を集約化、複合化することで交付税算入のある起債をたてたいと考えている。全体の利用について考えていきながら、1つの部屋を共用し、使用しない時間は他の用途に利用するようにしていくなど、施設に複合機能を持たせ、面積は狭くなるが機能は失わず、さらに使い勝手のよくなるよう計画を立てていく」との答弁がございました。

次に、「継続費の補正について、大竹駅周辺整備事業における年割額の金額が補正前と補正後では割合が異なっている。金額割合が異なる理由と年度別の予定について伺う」との質疑に対しまして、「整備の実施に向け、ことし12月にJRと協定を締結する段階となっている。締結に当たり、JRと協議の過程で具体的な工事内容が定まってきたため、継続費の補正となる。今後の予定として、平成31年度に事前の施設撤去・JR貨物の路線等の移転・解体、平成32年度から駅の本体及び自由通路の工事着手、平成34年度には駅舎の最終的な完成が見込まれ、大きな支払いが発生する予定である。平成35年度に現在の駅前派出所付近の駅舎の解体、東西の広場の整備を予定している」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第62号長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正についてでございます。本件では、「今回の条例の一部改正によって、長期継続契約の対象となる契約について現状どのような対応となっているのか伺う」との質疑に対しまして、「多くは契約上、自動更新となっている。単年度で予算を立てている」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第63号大竹市工場立地法地域準則条例の制定についてでございますが、まず、「条例の制定により対象となる企業の規模及び敷地面積について伺う。また、大竹市内には対象となる企業が何社あるのか伺う」との質疑に対しまして、「敷地面積については9,000平方メートル以上、建築物の建築面積の合計3,000平方メートル以上が対象となる。大竹市内には沿岸部にある8社の企業から届け出を受けている」との答弁がございました。

次に、「工場内の緑地面積の縮小による、環境に与える影響について伺う」との質疑に対しまして、「環境面に関し、大竹市では事業活動に伴い発生する公害等防止に向け、広島県、大竹市と企業の3者間、あるいは大竹市と企業が締結している公害防止に関する協定書に基づき、排出物質の基準を規定しており、現状では基準を達成している。また、緑地等について県や大竹市が近隣住民への環境保全の観点から整備することとなった場合、企業側は積極的に協力することも規定している。国の法律や県の条例においても、それぞれ排出物質の基準が定められており、適正に順守されているか精査し、環境保全に取り組んでいる」との答弁がございました。

次に、「本条例に罰則に関する規定がないが対応について伺う」との質疑に対しまして、「罰則に関する規定は工場立地法が適用される。本条例は工場立地法において定められている緑地面積率及び環境施設面積率を変更するものである」との答弁がございました。

次に、「緑地以外の環境施設とはどのような施設であるのか伺う」との質疑に対しまして、「例えば噴水、水流、池、屋外の運動場、広場、屋内の運動施設、教養文化施設、太陽光発電の施設などが対象となる」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入ったところ、反対の立場で2名の委員から討論がございました。

まず、反対の立場では、「国の定める比率から本条例は大幅に緩和している。大竹市は公害により住民が悩まされた経緯がある。企業の責任を軽減し、環境への配慮を欠く規制緩和ではなく、これまでの基準を維持しながら、住民の生活を守る立場であるべきと考える」という内容のものと、「企業の行う設備投資について反対ではないが、それに伴う住民への健康被害や事故による影響が及ばないよう、対応策を示してほしい」という内容の討論がございました。

賛成の立場では、「国の規定は幅を持たせていると考えている。あくまでも国の規定する下限をとっている。工業力向上を大竹市の戦略として選び、大竹市を構築された。その

ような特殊性を持った大竹市の自負を持って、条例を制定すると解釈するため、賛成する」という内容の討論がございました。

討論を終結し、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第58号大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第66号広島市町総合事務組合規約の変更についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案10件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

11番、山崎議員。

○11番（山崎年一） ただいま議題となっております議案第60号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について、議案第61号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、また、議案第63号大竹市工場立地法地域準則条例の制定についての3議案に反対の意見を表明します。

初めに、議案第60号並びに議案第61号であります。国家公務員や地方公務員に発せられた人事院勧告を市長、副市長、教育長、市議会議員に適用し、国家公務員や地方公務員とともに、みずからの期末手当を0.05月分増額しようとするものであります。人事院の給与勧告は、労働基本権を制約する代表として公務員に対して社会一般の情勢に適用した適正な給与を確保するものであり、高額な報酬を受ける特別職や議員に適用されるものではありません。今回の改定で特別職や議員の手当は年間4.4カ月分となりますが、2割増しの制度により5.28月分となります。平の議員で195万3,600円にもなります。12月10日に県職員と広島市の職員に冬のボーナスが支給されたと新聞で報道はされました。県の行政職員の平均支給額は52万6,000円で、広島市の一般職員の平均支給額は61万5,000円でありました。大竹市議会議員のここの期末手当は2.3月分ですが、2割増しの制度で2.75月分となり、平の議員で102万1,200円となります。特別職や議員の報酬は一般職員と比べて高額であり、人事院勧告を特別職や議員に当てはめ、自分たちの報酬を上げるために市長が提案し、議員が議決をするもので、このようなみずからの報酬をお手盛りする制度は改めるべきと考えます。

以上の理由により、2議案に反対をするものであります。

なお、議案第70号大竹市一般会計補正予算（第3号）については議案第60号、61号に該

当する補正予算が計上されていますが、全体の額からすれば少額であり、あえて反対はいたしません。

次に、議案第63号大竹市工場立地法地域準則条例の制定についてであります。本件は、地域主権改革第2次一括法で、工場立地法の一部が改正され、緑地面積や環境敷設面積等にかかわる準則の策定に関する権限が地方自治体に移譲をされました。地方自治体で特定工場の立地にかかわる緑地面積等を緩和することができるようになり、基準は市の条例で市準則として定めることができ、国の基準の範囲内で大竹市として基準を定める条例であります。この条例制定後は企業にとって、設備投資や企業の立地が進む条件が広がる意見があると言われていますが、一方では、環境や公害防止、地球温暖化には明らかに逆行します。

折しも、地球温暖化による異常気象が指摘されており、本年7月の集中豪雨による被害は甚大なものであります。世界各国が異常気象に誘発される地球温暖化に歯どめをかけようとしているときに、まさに逆行する施策と言わなければなりません。

また、本市の場合、市民の住宅と工場が近接し、従来から住戸混在地域とされています。住民は長期間にわたって大企業等の工場から排せつされるばい煙や悪臭によって大気環境の悪い地域で長年公害に悩まされてきました。現在でも天候などによると、住民の生活が悪臭に悩まされる日があります。条例の対象となる特定工場は敷地面積9,000平米以上、または建築面積3,000平米以上の工場ということでありますから、対象は大手企業、大型の企業で、市内対象企業8社で社会的責任もある企業ばかりであります。緑地や樹木の確保、遊休地や緑化対策は重要であります。

以上の理由から、環境悪化につながる規制緩和ではなく、広島県基準、準工業地域は緑地面積15%以上、環境施設面積は20%以上の基準を守り、地球に優しい環境、住民と子供たちによりきれいな大気を保全する立場からこの条例制定に反対するものです。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

6番、西村一啓議員。

○6番（西村一啓） 私は、議案第60号、それから、議案第61号について賛成の立場で討論をさせていただきます。

過去にも先輩議員の皆様が認めてきた人事院勧告、素直に受けるべきと思います。なぜならば、最近のマスコミでよく言われています、議員のなり手がなく、あるいは、議員の定数不足と、そういう問題は何かといいますと、それは一般職も含めて、特別職、我々議員もそうですが、皆さんそれぞれ家庭、経済があります。その源はいただく歳費、手当てでございます。これを持ってやる以上、今回のそういう査定で0.05日分ですか、この部分についての人事院勧告、素直に受けるべきと思います。そして、広島県を初め、全国の政令指定都市、あるいは、市町についてもこの政令都市、市町に対する人事院勧告に沿った支給をしているところでございます。決してたくさんではございません。私自身考えるのは、別にいただいている政務活動費、いただいているわけではないんですが、預かっているんですが、これが1カ月1万8,000円、考えてみますと、1日600円です。600円でございます。これを控えれば、今回人事院勧告でいただく手当については私自身素直に受けたいと思いま

す。そして、これに応えるべき議員活動をしっかりすれば当然この金額が生きてくるわけでございますので、そうした意味でも議案60号、61号については賛成といたします。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

3番、末広議員。

○3番（末広和基） 私は、議案第63号大竹市工場立地法地域準則条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

大竹駅を出ますと、真正面に大きな石碑があり、そこには人の輪と産業のまち大竹市とあります。このまちを育ててこられた先輩方がずっと大事にしてきた2つの要素、人の輪と産業の育成、その2つを両方とも疑うような反対討論に対して反論いたします。

北京の空は今スモッグで覆われています。かつての大竹市を思い出します。地元出身の多くの社員の皆様を初め、遠方から大竹市に移り住まれた皆様とともに、企業の総力を挙げ、大変な御努力をされ、今の青い空を取り戻してくださいました。国家の施策による産業育成政策の先陣を切ってその礎を築き上げてくださいました。確かに、過去には大きな犠牲を払ってきたことも事実ですが、この条例の制定が時代の逆行につながるほど、今の企業が積み重ねられてこられた信用の重さは軽くありません。全ての要素におけるコンプライアンス、すなわち法令遵守の厳しさは条例システムと肩を並べても遜色はないと断言できます。この条例は、工場立地法の国の準則の範囲内で市が地域の実情に応じて制定が可能であることを踏まえ、対象企業と我が市が積み重ねてきた信頼関係をもとに、大竹市の自立性を表現するよう、意味を持った準則条例制定であると思います。従来の基準であった都道府県単位の広島県準則条例と比較すると、緑地と環境施設の割合が合計で10%規制が緩和されることとなります。これは私の試算ですが、対象企業の概算面積は恐らく350ヘクタールから400ヘクタール程度はあろうかと思えます。としますと、新たに35ヘクタール以上の工業用地が生まれたことになる計算です。これからの国際社会を相手にした新たな生産品目の生産を目指す、最新の工場の建設に御活用いただき、まちと企業、すなわち行政と市民が手を携えてともに発展するための前向きな条例制定と判断し、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

15番、山本議員。

○15番（山本孝三） 今、賛成反対の討論があったんですが、私なりの意見を述べたいんですが、都市計画法が施行される時期、また、それに基づく大竹市の都市計画の取り組みが進むという時期、私もちょうど議席を得させていただいたので、その時期にいろいろ執行部の考え方や、それから、市民の皆さんなり、日ごろの声を代弁する議会側との非常に厳しい議論がありました。

それで、本来なら有害物質を排出する石油コンビナート、これは緩衝緑地帯を設けて、できるだけ民家、病院、学校、こういう存在位置と隔離をするような計画をとるべきだというのが法的な趣旨でもあるし、先進諸国ではそういうふうなまちづくりを進めてきてお

るわけですが、大竹市の場合、特異的にかつての海兵団や潜水学校、あるいは、隣の和木町の陸軍燃料省、こういった一連の土地を利用するということが国策の上でも企業側の要望の強かった時期にそういう方向で動いた経過があるわけですが、大竹市もそういう流れの中で、実際に将来の大竹市のまちづくり、市民の皆さんの健康を守り、生命を守るという視点からのまちづくりをどうするかということの中で、今、都市計画法に基づいて工場用地、準工用地、あるいは、商業地域、それから、住居地域というふうに法律に基づいて色分けがしてあるわけです。当初企業側の要望なり、県や国の指導の中では、大竹市のコンビナートを形成する上で、あそこの小瀬川の川土手に住吉神社というのがありますが、あそこからどどっとおりて、今のもとあった日本通運のところですね、そこまでを準工地域帯として指定するというのが執行部の案であった。ですから、第二合成なんかは準工地域で、あの周りに民家を建てることはできないという指定を当時の執行部側は提案されたんです。ところが、そこまで土地を、工場育成のために取り込むということになれば、大竹市のそうでなくても狭隘な土地、それから、何百年も昔から住んでこられた人たちに生活環境がどうなるか、生活基盤がどうなるかというふうなことを考えれば、そこまでの土地を取り込むことには多くの皆さんの反対があったんです。私もその当時、今でも記憶しておりますが、亡くなりましたが、向井二郎さん、これは議員もおやりになったし、執行部で長年経験を積まれて、確か議長にもなられたんじゃないかと思います。その向井二郎氏がその担当職としていろいろと議会側に説明をしたり、地域の皆さんに説明をされるという役割を果たされたんですが、私も随分口角泡飛ばして議論しました。それで結局、地域割は狭くなったんです。そうせざるを得ない大竹市の土地柄なんです。それは私らも当時姫路のほうまで視察に行きました。あそこなんかは1キロ緩衝緑地帯を設けているんです。ちょうど工場が誘致された直後に爆発事故が起きましたよね、ダイセルの。そのときにも随分、私は議員ではありませんでしたが、議会傍聴した際にも多くの議員からそういうことが、事故が起こり得ると、その際に誰が住民の生命、健康を守る上での責任をとるのか、結局は執行部であり、議会ではないか。法的な根拠のある区割りをできるだけ住民サイドで考えるのが市としての責任だという議論が大勢を占めて、結局当初の案は撤回されたんです。今はまた新たな環境問題がありますが、亜硫酸ガスにしても、海域の汚水の排出にしても、総量規制ということがやかましく言われまして、環境保全に鋭意取り組んでいる。その上、さらに移動性の化学物質、これは最近になって調査もしたり、それが健康にどう影響を与えているかというようなことを医学的にも調査をするようなことになってきましたが、これは実際には相当おくれとるんです、日本は。そういうことでの健康調査なんかを大竹市は一回も実施しておりません。あれだけ問題になる化学物質の人体に与える影響、健康被害、こういうことについて医師会と相談をして、そういうことの影響調査をやったことがありますか。だから、公害問題にしても、環境問題にしても、まだまだ企業優先型の施策になっとるんです。そういうことを柵に上げて、あたかも工場がどんどん大きくなりさえすればええんじやというふうな論法は考えを改めるべきだというのが私が議席を得させてもらって、今日まで海域のあの赤水、亜硫酸ガスによるこの議員バッチだってさびて、議員からも苦情が出るような時期があったんですから。あそこの本町の今



おやめになりましたが、仏壇店がありました、あの仏壇の金箔が亜硫酸ガスのために赤茶けて商品にならんというようなことまで空気の汚染を市民は受けて苦労したんです。だから、そういうこれも先輩の皆さんの公害に取り組んで、公害防止を鋭意やってこられた人たちの大きな足跡なんです。それで、企業が亜硫酸ガスをばらまいたんじゃ困るという世論に押されて、今度は煙突を120メートルまで高くしている。ところが、結果的には宮島の松枯れを起こす。広範囲に空気汚染を及ぼして、私も宮島の松枯れのことでは環境省に2度も陳情に行きました。そういう経過を経て、総量規制になったんです。じゃあ、今度新たにこういうことを条例までつくるといふんなら、総量規制をする場合に公害防止協定の中身はどうなるのか、増設する施設がどういうことを市として心配せにやならんかというふうなことまで含めて、この間の総務文教委員会の説明じゃあ、あらせんじゃない。いや、あれは工場立地法でどうのこうの、工場立地法があろうがなかろうが、実際に市民の生活と毎日接点を持っているのはそこにおられる執行部の部長や課長の皆さんでしょう。それが工場立地法がどうのこうのというひとごとのようなことを言って、市民に説明つきやせんのか、この場もテレビで中継されておりますが、工場周辺の人だってそうでしょう。工場防災のために北栄や東栄、西栄、地域指定をされとるんです。そういうことを考えれば、環境問題について、いささかも手を緩めてはいけません。そういうことを踏まえて対応してほしいというのが私の思いで、あえて意見を述べさせてもらいよる。生意気なようですが、心して取り組んでいただきたいと、こう思います。

○議長（児玉朋也） 賛成ですか、反対ですか。

○15番（山本孝三） だから、今議員の皆さんの中にもさっきのような賛成討論するような人がおられるから、そういう認識を改めてもらわにや困る。そういうことで、厳しいようだが、態度としては反対です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本10件のうち、議案第58号大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、議案第59号一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議案第62号長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について、議案第65号大竹市手すき和紙作業所設置及び管理条例の制定について、議案第66号広島県市町総合事務組合規約の変更について、議案第69号指定金融機関の指定更新について、議案第70号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第3号）の7件について一括採決いたします。

本7件に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本7件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本7件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第60号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第61号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第63号大竹市工場立地法地域準則条例の制定についての起立による採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。再開は13時です。よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

11時49分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第20～日程第26〔一括上程〕

議案第64号 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例及び大竹市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について

議案第67号 財産の無償貸付けについて

議案第68号 工事施行協定の締結について

議案第71号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第72号 平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）

議案第73号 平成30年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第74号 平成30年度大竹市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第20、議案第64号大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例及び大竹市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正についてから、日程第26、議案第74号平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に至る7件を一括議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、田中実穂議員。14番。

生活環境委員会議案審査報告書

平成30年12月4日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                            | 審査の結果 |
|--------|-----------------------------------------------|-------|
| 議案第64号 | 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例及び大竹市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第67号 | 財産の無償貸付けについて                                  | 原案可決  |
| 議案第68号 | 工事施行協定の締結について                                 | 原案可決  |
| 議案第71号 | 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                  | 原案可決  |
| 議案第72号 | 平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）                    | 原案可決  |
| 議案第73号 | 平成30年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）                    | 原案可決  |
| 議案第74号 | 平成30年度大竹市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）               | 原案可決  |

平成30年12月7日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 田中 実穂

〔生活環境委員長 田中実穂議員 登壇〕

○生活環境委員長（田中実穂） それでは12月4日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案7件につきましては、7日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第68号工事施行協定の締結についてでございますが、本件では、「整備後の駅舎の中では、にぎわいづくりが可能なスペースは設けられるのか、また、駅周辺でのにぎわいづくりに関してはどのように考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「自由通路は有効幅員が4メートル程度で、通行への影響もあり、イベントを行うことは難しいが、壁面部にスペースができるので、市の情報発信などでの活用を考えている。実施設計の際には、JR側に協力をお願いしたい。また、駅周辺のにぎわいづくりに関しては、西口広場に交流広場を設け、市民がイベントなどで活用できるようにすることを検討している」との答弁がございました。

次に、「整備後の東口広場付近を往来する車両と、駅利用者の交通事故防止対策の検討状況について伺う」との質疑に対しまして、「現在の整備案は、交通の安全面に配慮して検討した結果である。安全対策については、視認性の確保や、一時停止等のソフト面での対応も考えている。今後、関係者と協議をして、より安全が確保できるよう検討していきたい」との答弁がございました。

次に、「車椅子の方などの駐車場所等について、雨天の際、車から駅舎までぬれないように移動できるよう工夫を検討しているのか伺う」との質疑に対しまして、「駅舎とバス・タクシー・身体障害者用の駐車場所等の間については、連続して屋根を設置し、雨にぬれずに移動できるよう計画している」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが本席では省略いたします。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第72号平成30年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、「平成30年度にイズミ駐車場の土地の一部を売却し、1億6,800万円の収入があり、返済に充てる見込みとしているが、対象となる面積、単価について伺う。また、平成31年度～平成34年度では当該土地の売却収入を4億8,000万円で想定しており、平成30年度との合計で6億4,800万円となる。平成26年度の資料では、合計8億円以上の売却想定額であったが、額が下がった理由を伺う」との質疑に対しまして、「平成30年度売却見込の平方メートル当たり単価は7万2,200円、面積は約2,330平方メートルである。残りの売却予定面積は約6,600平方メートルとなる。また、地価公示等を見ると、地価は下げどまりとなった地域も見られるが、大竹市内においては下落傾向が続いており、今回の平方メートル当たり単価7万2,200円によって残りの面積も売却すると想定した場合、平成26年度の資料と比較し、売却想定額が下がることもやむを得ないと考えている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第67号財産の無償貸付けについてでございます。本件では、「仮契約の相手方である社会福祉法人美和福祉会においては、障害者の地域生活を支援する拠点の整備を実施するに当たり、どの種別の障害者の受け入れが可能なのか伺う」との質疑に対しまして、「大竹市としては、「主として知的障害者を対象」として事業実施者を公募し

たが、同法人では身体・知的・精神の3障害への対応を可能とする予定である」との答弁がございました。

次に、「本事業の実施に当たっての、地元の松ヶ原地区の住民の方との協議・調整等の状況について伺う」との質疑に対しまして、「本事業では、松ヶ原地区の振興への寄与もあわせて期待をしている。自治会を含めて地元住民の方とは、3度話し合いの場を経た上で、今回の議案上程に至っている。地元の方が現在行っている活動を継続できるようにすることと、農業を中心として地元振興に寄与することの、主に2点の要望を受けており、おおむね理解を得ている。また、年に1度は地元と事業実施法人と大竹市の3者で協議の機会を持つこととしている」との答弁がございました。

次に、「社会福祉法人美和福祉会に期待する、今後の事業の展開などについての考えを伺う」との質疑に対しまして、「大竹市には今まで地域生活支援拠点を担う法人がいなかったため、今後、同法人が中心となり進めていってもらいたい。同法人では5年以内にグループホーム、ショートステイを実施する予定としており、夜間や緊急時などの対応の可能性に関しても期待している。また、現在、大竹市が担っている基幹型の相談業務の委託の検討についても視野に入れている。いずれも同法人の状況を見きわめつつ、進めていきたい」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第64号大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例及び大竹市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正についてでございますが、本件では、「受給資格の緩和につながる改正とのことだが、改正条文の中に「その他の災害により被害を受けた者」とあるが、「その他の災害」の内容と被害金額の要件は定められているのか伺う」との質疑に対しまして、「「その他の災害」とは「住宅の全壊、半壊、全焼、半焼など、またはこれに準ずる被災」とされており、失火、放火、不審火等によることが考えられる。また、被害金額の要件は定められていない」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第71号平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第73号平成30年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）、及び、議案第74号平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の3件は、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、「債務負担行為の補正において、緊急通報システム管理運営に要する経費に、限度額5,000万円以内として計上がされているが、利用状況について伺う」との質疑に対しまして、「緊急通報システムの直近の利用者は290名である。利用者は24時間対応のコールセンターにボタンで連絡ができ、また、同センターからも利用者へ毎月一回、様子をうかがう電話をしている。平成29年度の利用件数は延べ1,933件、このうち緊急時で

の利用は29名であった」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案7件の審査報告を終わります

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件を一括採決いたします。

本7件に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本7件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本7件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第27 議案第75号 大竹市議会基本条例について

○議長（児玉朋也） 日程第27、議案第75号大竹市議会基本条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、寺岡公章議員。

〔議会運営委員長 寺岡公章 登壇〕

○議会運営委員長（寺岡公章） それでは、議案第75号大竹市議会基本条例の制定について、提案理由を御説明いたします。

大竹市議会は、大竹市長とともに2つの代表機関のそれぞれが異なる特性を活かして大竹市民の意思を代弁する責務を負っており、市民に対して二元代表制の実効性を高め、議会の責務を常に自覚して、最良の意思決定を行うことにより、市民福祉の増進はもとより、地方自治の本旨の実現を使命として活動するものでございます。

議会は、市民から直接選挙で選ばれた大竹市議会議員による合議制の機関でございます。その使命を達成するために、市民に開かれた議会、市民参加を促進する議会、市民に信頼される議会を目指し、本条例案を御提案するものでございます。

本条例は、議会及び議員が市民の意思を反映した積極的な活動を行い、市民の負託にこたえていくため、市民と議会の関係、市長等と議会の関係など、議会や議員のあるべき姿や

議会運営に関する基本的事項において全22条で構成しております。

なお、この条例の施行日は公布の日としております。

議員各位におかれましては、どうぞ本案の趣旨に御賛同いただきまして、御議決いただきますよう、お願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

11番、山崎議員。

〔11番 山崎年一議員 登壇〕

○11番（山崎年一） 発言通告をしておりますので、通告に従って議会基本条例の反対の討論をいたします。

複数の疑問点や議員としてどうしても私が看過できない部分がありますので、問題点を指摘し、討論してみたいと思っております。

初めに、今回の議会基本条例の作成については、平成23年2月23日に当時の西川議長に山本孝三議員と私、山崎が大竹市議会基本条例の制定について申し入れをしたことから始まっております。当時の申し入れ文を引用しますと、中国地方の自治体で議会基本条例制定への動きが拡大しています。広島県下においても呉市、三次市が昨年制定され、中国地方では準備中が22議会、20.9%、検討中は38議会、34.9%に上っています。地方分権とともに地方議会の重要性が叫ばれる中、我が大竹市議会においても地域住民の信頼と開かれた議会を目指し、議会の役割を強化しなければなりません。本市議会におきましても、条例の制定に向けて検討いただくとともに、早期実現を図られるよう、申し入れするものでありますとし、議会基本条例に規定すべき問題として、項目として、1、議会の組織に関する事項、2、開かれた議会、わかりやすい議会、3、行政のチェック強化する事項、4、審議を深める事項、5、政策提案型議会、6、住民参加に関する事項、以上6項目、25細目について申し入れをさせていただいたのが最初の発端であります。

その後、議会としても前向きに捉えていただき、条例制定の前段として議会基本条例に制定されるであろう、議会報告会から始め、実績をつくり上げながら条例制定を目指す方

向性が示され、議会報告会を開催することとなった経緯があります。そういった経過からしても、この議会基本条例は一番制定すべきとの思いで、私は強く議会改革調査会に参加し、力及びませんでした。審議に参加させていただきました。

ところで、議会基本条例案第19条にあります、議員報酬についてであります。第19条3項では、議員報酬の改定に当たっては、大竹市特別職等報酬審議会の答申を尊重することとすると規定され、解説の2の項では、議員報酬は社会経済情勢、本市の財政状況、他市議会の報酬額も考慮し、また、議員活動等の状況を反映することに重きを置いて決定することを定めていますとしており、3項では直接請求や委員会又は議員からの提案等にかかわらず、議員報酬を改定しようとする際は市長の諮問機関である大竹市特別職報酬等審議会の開催を要請し、その答申を尊重するとあります。

住民の直接請求制度は地方自治法74条に規定され、住民に認められた住民の権利であります。住民が議員などを通さず、直接その機関に対して一定の要求を行うこと、直接民主制の一形態として認められたものであります。住民の直接請求制度で条例の改正を求められたものを解説にあるように、直接請求制度にかかわらず、大竹市特別職報酬等審議会の意見を尊重するという事は議会の議決は大竹市特別職報酬等審議会の答申意向に沿って決められることになり、議会としての自主性も議決権も無視するものであります。大竹市特別職報酬等審議会の答申があれば、議会の審議権も議決権も要らない、議会は大竹市特別職報酬等審議会の答申を追認することにしかありません。また、議員提案の場合も大竹市特別職報酬等審議会の答申を尊重すると解説にあります。議員提案の報酬改定は全会一致での提案もあります。議員が提案したものをみずから審議し、議決する能力も技能も持ち合わせていないことになります。今議会での議員の期末手当の増額が提案されました。都合のよいときだけは大竹市特別職報酬等審議会を使う。都合の悪いときは大竹市特別職報酬等審議会に触れない。このような議会の対応は市民の皆さんの批判を受けることとなり、市民の理解は到底得られません。

次に、大竹市特別職報酬等審議会は市長の諮問機関であります。委員の指名権、会議の開催権は市長権限であります。大竹市特別職報酬等審議会の意見尊重の前に、直接請求された住民の意見を十分に考慮し、多様な市民の意見を議員として十分に把握、真摯に審議することこそが議員の最低限にとるべき道であります。

最後に、議会基本条例制定の基本的な考え方について申し上げます。

議会基本条例の制定については、全会一致で提案され、議会議決がなされるべきと考えています。本件議会基本条例案は議員15名中議長を除く14名で採択されることになります。本件条例案は、今のところの判断では、数名の議員が反対される予定と伺っております。14名しかいない議会で多数の議員が反対するような議会基本条例は制定すべきではありません。もう一度再議し、全員一致で条例制定がされるよう、合議を目指すべきであります。この条例を守り、発展させるのは私たち議員であります。賛成が多数ということで制定されても、議員一人一人がこの条例を親しみ、みずからの責務として、また、議会基本条例をひとみのように大切にしなければ、制定の意味が見出せないであります。

議会基本条例案の前文にもありますように、大竹市民の意思を代弁する責務を負ってお



り、二元代表制の実効性を高め、議会の責務を常に自覚して、最良の意思決定を行うことにより、市民福祉の推進はもとより、地方自治の本市の実現を使命として活動するものであるとあります。同じく議会は議員の合議制の機関である。私たちはその使命を達成するために市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会、市民に信頼される議会を目指すとあります。基本条例に美辞麗句を並べても中身が整わなくては意味がありません。改めてもう一度申し上げます。議会基本条例は次の3月議会や6月議会に目標にして、全会一致で制定されるよう、合議制の機関としての責務を果たすべきであります。今こそ合議制の機関としての役割を果たそうではありませんか。

以上のことから、本議会基本条例案は本来議会基本条例が定めるべき責務から逸脱し、議員の審議権、議決権を束縛するものであることを明らかにし、このような条例制定は市民の理解を得どころか、市民を愚弄し、ないがしろにするものと判断し反対するものであります。

議会基本条例は私たち議員の最高規範であると規定されています。最高規範としての議員の前にさん然と輝く基本条例をつくることを提案し、反対討論といたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

9番、網谷芳孝議員。

○9番（網谷芳孝） 私は第75号大竹市議会基本条例の制定についてに対し、賛成討論の立場で意見を述べさせていただきます。

大竹市議会基本条例制定につきましては、数年前から広島県内の23市町の中で議会基本条例制定を決定されているのはほとんどの市町で制定されております。今現在の未制定の市町は本市を入れて2市だけとなっている状態でございます。だからどうなのというような意見が出そうでもありますが、ある程度は近隣市町の状況等も考慮しながら、議会基本条例制定作成に向けての作業に加速度を上げる必要があるのではと私は常々思っていたところでございます。

そのような状況の中で、数年前から議会改革調査会のほうでも近隣市町の基本条例等を取り寄せ、また、会派からの意見の提出を促しながら、いろいろな角度から調査、研究をしまいった経緯は私自身、今は調査会のメンバーではございませんが、幾度かの傍聴させていただきましたが、特には本年3月より先月11月の期間には20回近い議会改革調査会を集中的に重ねておられます。議会改革調査会所属の議員の皆様の御苦勞は大変なものであったと、私は推察いたします。

そのようなことから、このたびの大竹市議会基本条例の作成には並々ならぬ努力の跡がうかがえるものと思いますことから、先ほど申しましたとおり、約9カ月の間あれほどに集中的に審議されましたことから、少なくとも調査会のメンバーの中からこの時点において反対の立場での意見が出ることについては私自身、到底驚きとともに理解に苦しむところでございます。

したがいまして、大変残念ではあります。これから先何度か審議を重ねて全議員の賛同を得ることができれば、これにこしたことはありませんが、反対討論されている議員の皆さんにとっては並々ならぬ思い等があるかと推察できますことから、これ以上の審議

を重ね、時間を費やしても好転する可能性はほとんどゼロに等しいかと私自身は思います。

以上のようなことから、このたび上程されております大竹市議会議員基本条例制定に對しましての私の賛成討論とさせていただきます。

以上、終わります。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

8番、大井議員。

○8番（大井 渉） 市民の味方の大井でございます。議案第75号基本条例の制定について反対の立場で討論をさせていただきます。

議長の諮問機関に依じて長時間にわたり条例案をまとめ上げられたことに対しましては敬意を表するところでございます。議会基本条例の議案については、慌てて制定する必要は、理由が、制定する理由が私には見つかりません。全国で初めて議会基本条例を制定した北海道の栗山町議会に問い合わせをいたしました。以前もここの議会で発言して、また言うのかと思われる方もおられるかと思いますが、もう一度述べさせていただきます。

北海道の栗山町が全国で初めて議会基本条例を制定されました。丁寧に電話対応をしていただきました。三、四年前のことです。そこで、栗山町の隣町である夕張市が財政破綻をしたのがきっかけだと聞きました。夕張市議会は機能していなかったのです。そこで、栗山町民は、隣町の夕張市のようなになったら大変だという声上がり、議会に対して執行部により強く監視することを求められたそうでございます。そこで、議会は全国議長会のなどに相談して、町民との約束を交わすことが議会基本条例を制定することにつながったと聞きました。口約束ではどうしても町民が納得しないので、書面にして町民への約束を議会基本条例という形にしたということでございます。それだけのことでございます。私はこの議会基本条例を読ませていただきましたが、法律や条例の枠組みで目新しいものは何もないですねと、栗山町議会の議会事務局の方と話す中で、そうです、何ら目新しいものは書いてありませんし、法律や条例を超えるものは書けません。町民との書面での契約書とっていただいて結構ですと、そうって話してもらいました。大竹市には議会基本条例は現在ございませんが、議会運営に影響があるかといえば、何も今のところないと思っております。1,700の自治体で大多数の議会が栗山町の議会基本条例をまねて字句など一部その地域に合ったような形を変えて制定しているのが、現状ではないでしょうか。

大竹市での議会報告会も参加される市民は、いつも同じ人が非常に多く、なかなか参加者もふえません。なぜ政治に関心がないのでしょうか。本気で考える必要があります。議会基本条例を急いで制定する必要はないと思います。これ以上、人口減少、財政が健全化されなければ、議員定数や議員報酬も見直さなければなりません。そのときまで待つという選択肢もあるのではないのでしょうか。

あるいは、来年8月に議会の市議会議員の改選がございます。9月の議員で制定されると、そういう選択肢もあろうかと思えます。真の二元代表制の責任を果たしているか、自問自答しますと、今の大竹市議会はまだ少し二元代表制を勉強し、それから上程するべきではなるまいかと、そういう我々の会派の結論に至りましたので、以上の理由により反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

14番、田中議員。

○14番（田中実穂） 私は今議案第75号の議会基本条例制定に賛成の立場で討論をさせていただきます。

実は、平成27年の改選後、10月でございました、第1回の議会改革調査会がございまして、不肖、私が会長に、藤井議員が副会長に就任をいたしまして、それから、現在の大竹市議会でどういったことを重点的に検討していこうかということで委員の皆さんと協議をいたしました。その中に議会基本条例、広島県内でも14市のうち11市が制定している。していないのは大竹市もその一つでありますし、安芸高田市、竹原市とこの3市だけでございました。ということで、それでは議会基本条例に取り組もう、また、それとあわせて、最近とみにうたわれるようになりました、ICTのこともあわせて検討していこうという、この2つを議会改革調査会として検討していくことになりました。

その中で、委員の中からどれを最優先にすべきかということで、議会基本条例をぜひ制定しようというのがこれが議会改革調査会の皆さんの意見でございました。よって、県内また、京都府の京丹後市等のほうからの議会基本条例を取り寄せて、事務局にお願いをして取り寄せて、そして、それをしっかりと検討し、どういうことがうたわれているのかというところから始めました。以来、全員でというわけにいきませんので、その中から4名の委員と正副の会長ということで進めさせていただきました。計7回だったと思いますけれども進めてまいりました。

そうした中で、平成28年に一応基本条例の条文だけはできたんですけども、時間の関係、あるいはまた、そのほかの編成等も、委員会の編成等もありまして、その後、細川会長、また、山崎副会長にその後を任せての逐条解説に及んで、そして、やっと先月の終わりにきちっとした逐条解説もできたという段階までできております。ですから、この基本条例を策定するに当たっては、議会改革調査会での皆さんの意見を尊重し、そしてまた、その中の意見をしっかりと踏まえた上で、各自治体のそういった議会基本条例も参考にしながら、大竹市としての議員として今さっきありましたけれども、大竹市の議員として、議会として合議制の機関であるというのがうたわれてあるんですけども、お互いに意見を尊重しながらつくり上げたこの議会基本条例、私は何人かの人が反対するからというものでは決してないと思います。皆さんが望んでつくろうということでやってきた、その努力を無にすることは私はいかなるものかというふうに思っております。

議会基本条例ですから、議員として当然であるということはこの中にうたってあるわけですね。当然議員としての議員の資質というものも含めた上で、常識豊かなということも、これも文書にするまでもなく、当たり前なことなんです。そういったことをしっかりと私ども受けとめて、今回作成したというふうに思っております。

先ほど議員報酬の件で、19条の件で意見がございました。住民の直接請求を無視する、あるいはまた、大竹市特別職報酬等審議会の追認だというような発言がございましたけれども、最良の意思決定こそ私は第三者によるこのつまり大竹市特別職報酬等審議会の意見

を尊重するということになろうと私は思います。決して市民を愚弄するような、そういうものではないというふうに強く反論をしておきたいと思います。

それから、市民の味方のほうの発言もございましたけれども、長時間、意見を、あるいはまた闘わせ、時間をとってつくったその議会基本条例であることは推測できますということでしたけれども、そのとおりであります。北海道の栗山町のこともありました。もちろん最初にできた議会基本条例がいわゆる基本になることは、それは同じ、どこも同じと思うんです。その次にできたところはそこを参考にしてつくるということですから、ただ、議会として、議員として、きちっとした議員としての資質ということもうたわれていると思います。つくったからといって議会運営によるには何の影響もないんだから、今でなくてもいいんじゃないかという意見がありましたけれども、そうではないと思います。この一番最初申し上げましたけれども、議会基本条例をつくらうというのは我々が決めたことなんです。議会改革調査会で決めたことなんです。それを2年ちょっと、3年近くかけてここまでやってきたという、そのことについては私は少し見方が違うのではないかなというふうに思います。

議会改革調査会のみんなで作ったこの議会基本条例、私は立派なものだというふうに思っております。自信を持って今回議会運営委員会のほうで上程されたわけですから、私は賛成の立場でこれからもこの議会基本条例をしっかりと勉強もしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第75号を起立による採決いたします。

本件について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決しました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、議員各位におかれましては、御提案申し上げました各案件を終始熱心に、慎重に御審議いただきまして、いずれも原案のとおり議決、あるいは同意を賜りました。ここに厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、これをしっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映させてまいりたいと考えております。

つい先ほど大竹市議会基本条例が制定されました。敬意をあらわします。大竹市議会は市民の意思を代弁する責務を負い、その責務を常に自覚して最良の意思決定を行い、市民の福祉の増進はもとより、地方自治の本旨の実現を使命とする合議制の機関として定義されました。

本日、ここは市の最高の意思決定機関、議会のそれも最重要会議の本会議の場でございます。今後、市民の皆様が疑念を膨らませたりすることのないように、都度、都度申し上げたいというふうに思います。

背任での警察への告発、慎重な捜査の結果、自分自身への、また、特定業者への利益を図った行為、疑いに対しまして不起訴が決まり、先ほどまた一議員から発言がありました、私の発言した議事録全て、さらに提出されました全ての書類を審査され、最高裁判所で議会議決の正当性が判決をされました。その上に附則意見で、市の担当部局の予定価格はそれ相応の理由に基づくもので、恣意的に定められたものとは言えないし、低廉過ぎるということとはできない。本件譲渡が公募で競争性のある手続で行われ、その対価は市場価格を相当程度反映したものという見方ができる。適正なものではなかったということには疑問を禁じ得ない。最高裁判所ではっきりと判決をされました。どうか、誤解のないように御理解をいただきたいというふうに思います。

これから年末年始を迎え、何かと多忙な時期ではございますが、議員の皆様方におかれましては、どうか御健康には十分に留意されまして、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） これにて、本日の会議を閉じ、第5回大竹市議会定例会を閉会いたします。

13時41分 閉会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月18日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 北 地 範 久

大竹市議会議員 西 村 一 啓

大 竹 市 議 会 会 議 録

平成30年第5回（12月）定例会  
平成31年3月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522